

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

特
高

特高外事月報

昭和十年十月分

内務省警保局保安課

立公文書館
分 類
類
9
排架番号
4 E
15 - 3
459

凡 例	
一、本資料は各月中に於ける社会運動其の他に關し特高外事警察事務上参考となるべき情勢の概要及重要なる關係出版物を輯録するものとす。	
二、下記種別中其の月に於て特記すべき重要事項なかりしものは之れが記述を省略す。	
三、本資料は當該月末日迄に到達せる府縣の情報に據りて記述す。	
四、記事締切後到達せる報告事項は之を翌月分月報に合併記述す。	
特 高 關 係	
一、共產主義運動	一、朝鮮人運動
一、國家(農本)主義運動	一、其の他の運動
一、政黨運動	一、無政府主義運動
一、労働運動	一、消費組合運動
一、農民運動	一、僧家人運動
一、商工運動	一、宗教運動
一、水平運動	一、其の他
外 事 關 係	
一、入國、居住、送還	一、社會運動の國際的連絡關係
一、關係	一、情報其の他
一、外談取締關係	

目次
特高月報 昭和十年 目次

特高關係

一、運動狀況	一
二、特高關係	二
三、研究資料	三
四、附	四
五、特高關係各種團體の府縣會議員選舉に於ける進出状況	五
六、立憲黨正會の動靜	二七
七、各政黨の府縣會議員選舉對策並に選舉修正運動	三〇
八、總同盟と全勞との合同策動状況	三六
九、東交の年度大會等の情勢	四二
一〇、愛國労働團體統一運動状況	四六
一一、官務中央委員會等の情勢	四九
一二、農民運動の状況	五一
一三、全國農民組合の運動	五一
一四、日本農民組合總同盟の運動	五三
一五、各府縣に於ける小作紛争調停對策概況	五四
一六、産業組合青年聯盟全國大會とその動向	五六
一七、商工運動の状況	六六
一八、反産運動の状況	六七
一九、水平運動の状況	六七
二〇、現役兵の差別事件と全水の對策部闘争との關係	六八
二一、全水の府縣會議員選舉運動	六八
二二、朝鮮人の運動状況	七〇

一、朝鮮人に對する差別的言論に基く紛議の概況	七〇
二、朝鮮人の内地出入状況	七三
三、其の他の運動状況	七四
四、最近に於ける無政府主義運動状況	七四
五、特高關係主要團體執行状況	七六
六、運動日誌	七九

外事關係

一、概説	九三
二、入國、居住、送還關係	九四
三、滿洲國警察對給證明書所持無籍外國人の渡來	九四
四、埃太利入ラスカの入國禁止	九五
五、中國奥地に渡航せる邦人婦女の保護送還	九五
六、中國人(滿洲國人)入國禁止(昭和十年十月中)	九六
七、中國人(滿洲國人)送還(昭和十年十月中)	九八
八、外國人(滿洲國人)送還(昭和十年十月中)	九八
九、フオード會社の戸別調査	一〇四

一、國體明確運動	一〇四
二、特高關係各種團體の府縣會議員選舉に於ける進出状況	一〇五

目次

目次終

特 高 關 係

運動狀況

概説

十月中に於ける各種社會運動を概観するに、共產主義運動にありては、日本共産黨「多數派」は黨の現在の狀勢よりして既に清黨運動は目的を達し、且つ目下の國際、國內的狀勢は分派闘争を許さず黨の統一を要望し居ることを自覺し、コンミンテルン第七回大會の批判を尊奉して「多數派」を解體することに決し、十月廿日解體聲明書を發表せり。外派團體にして行動ありたるものは日本無産者聯盟所屬新潟縣南部診療所の日本消費組合聯盟との提携による運動を展開せんとする「ニユース」を發行したる外特異の行動なし。因に黨員其他にして起訴せられたるもの十一名あり。

國體明徴問題は、其の發端當時に於ては單に「美濃部博士排撃」なる稱呼を以て喧傳せられたるに過ぎざりしが、漸次其攻撃の範圍を擴大して、同學説に類似する所謂「天皇機關説」に對する全面的排撃運動となり、更に最近に於ては本問題に關聯する思想は勿論、政治、經濟、社會等の諸問題に至る迄運動範圍を擴大進展し、其の社會的稱呼の如きも「國體明徴運動」と稱せらるゝに至れる狀況にして、本問題が如何に時代的意義を含み、且つ發展性あるかを念はしむるものあり。即ち十月中に於ける本運動は、美濃部博士に對する司法處分問題を中間的動機として再燃し、郷軍を始め、全國の國家主義團體等は俄然強硬なる態度を以て運動を開始し殊に郷軍中の三六俱樂部及同系の中堅的代表者は續々として中央に集り、再度の郷軍大

運動狀況

運動状況

會開催を迫り、或はこの開催を策するものある等、事態愈々悪化の傾向にありたるが、十月十五日の政府第二次聲明發表と總軍上層幹部の鎮撫等に依り一應沈靜状態に歸したり。然れども三六俱樂部總軍の一部及右翼團體の大部分は政府の第二次聲明に不満を抱き、今後人事問題(所謂重臣ブロック排撃を含む)の徹底的解決を要望して止まず、之が表裏兩面の動向深刻なるものありて今後引續き進展するものと觀測せらる。尙警視廳にありては美濃部博士暗殺を企圖せる視線外の一地方青年を檢舉したるが、之れ亦本運動の派生的事件として今後特に注意の要あるべし。

次に五・一五事件従犯關係者大川周明等三名に對する上告審の判決は、十月二十四日大審院に於て原判決破棄、海軍刑法反亂罪對助として其刑期は何れも第一審に比し約三分の一に減ぜられたる旨渡あり。此の判決言渡は橋以下の既決本犯の非常上告を誘發せんとするやの狀勢にあり。

十月中に施行せられたる府縣會議員選舉の狀況を見るに、施行府縣八縣、特高關係各種團體よりの立候補者五十一名、當選者二十八名(國家主義派二〇無黨派八)にして内十五名は日本農道會に所屬し其の大半は農村産業組合を實際上の背景として立候補せるものなり。

政黨運動として注目するものは、(一)社會大衆黨の計畫せる秋季農民闘争方針中「因作打破請願運動」展開の一方策として「農村政治同盟」の形態採用の通達を發すること、(二)新日本國民同盟の内訌愈々深刻となり、本部派は遂に革正派を除名して妥協の餘地なき迄に分裂すること、(三)愛國政治同盟が今秋の府縣會議員選舉の戦線に鑑み、右翼派戦線の組織擴充と其の統一の必要を認め、之が準備的親睦團體として「愛國同志俱樂部」の結成運動に著手したること等なり。

労働運動にありては、總同盟と全勞との合同問題は兩者の間に於て數次の合同協議會、小委員會等を開催し折衝を重ねた

るが、當初より難點なりと豫想されたる、新團體の名稱及役員の振當問題に關し容易に妥協成らず今や合同交渉は恰も暗礁に乗り上げたが如き情勢にあり。其間全勞内一部分子は戦線統一問題の一舉解決を圖らんと、交總及全評等へ働きかけ全的の合同熱を煽り、茲に單獨合同、全的の合同を繰りて秘策を練りつゝあり。一方九月組合會議より脱退せる總聯合は、愛國労働團體の全的統一を策し、各地に於て愛國労働團體戦線統一懇談會を開催し其の具現化に努めつゝあり。又從來組合會議中右翼組合を以て任じ居りたる官業労働は十月十七日小倉市に於て中央委員會を開催して、國家主義的な「改正綱領起草趣旨」を採擇し、明春大會に於て改正綱領を提案することに決したり。東交組合は十八日開催したる年度大會に於て「賃銀三割値上闘争」を決議し其の具體化の準備中なり。

農民運動の分野にありては、全國農民組合は今次の府縣會議員選舉に豫期以上の成果を收め得たることを以つて未組織大衆に根強き關心と共鳴あるを表明したるものとなし、此機を逸せず來るべき秋期闘争、府縣會闘争に全力を傾注して局面の打開を圖らんと夫々指令を發し、日本農民組合も亦秋季闘争指令を發し組合運動の好轉を期しつゝあり。又農村の自力更生の一方策として消費經濟合理化の爲めに活動しつゝある産業組合の勸衛隊、産青聯にありては、十六、七兩日全國大會を開催し「産組大衆化の目標を一般貧窮大衆に置き、農村問題解決の根本方策として土地の組合管理を主張し以つて官僚の羈絆より脱し、一方反産運動對策として中小商工業者を懷柔して巨資大資本家に内通すべし」と強調する處あり。更に大會後其内部に發展的解消論さへ擦頭せるやに傳へられ、又全農及全農全會等産組に接近せんとする傾向あり。敍上各派の新傾向は目下不安状態にある農村を悪化せしむる虞あり。轉て近時農村不安の除去と道義精神の振奮の爲めの警察取締對策として主として東北各縣に於て實施せられつゝある小作爭議惡化防止對策は最近愈々實施地を増加し加之單に東北地方に止まらず中

運動状況

共産主義運動の状況

四、四國地方に及び其の實踐愈々顯著なるものあり。

日本商權擁護聯盟は十月九日「商權擁護實行計畫要綱」を作成所屬團體に配布し積極的活動を促し、全國米穀商組合聯合會は、米穀自治管理法案議會再提出を豫想し其の對策を練りつゝあるが、最近各府縣經濟對策部主唱の下に開催されつゝある米穀商産業組合關係者の懇談會は、米穀商の管理法案反對運動を緩和せしめ、併も中間機關排斥の底意あるものとして之に反對すべしと通達を發せり。

水平運動としては、先月十六日久留米工兵第十八大隊第二中隊が行軍休憩中、隊員の弄したる差別的言動に基因する糾弾運動を惹起せるが、軍隊側は靜觀態度に出でつゝあるのみならず糾弾者住所地より大演習に召集を受け居りたる二等兵の召集取消を行ひたる爲め一段と激怒せしめ、本件糾弾運動は勿論延ては全水の全面的對軍部闘争に拍車を加へんとする狀態を呈す。朝鮮人運動としても名古屋市大分根労働紹介所長の失言に對する糾弾運動を展開したるも朝鮮人側は有利に解決せり。無政府主義運動は、久しく沈衰狀態にありて大勢に影響なき迄に凋落し居りたるが、最近に至り一部分子中には從來の單なる自由聯合主義を懷らずとなし、中央集權的革命黨を組織し、積極的に政治權力を把握し以て無政府共產社會の實現を計るべしとなし、其具體的運動に於ては無政府主義運動と共産主義運動の長短を補正し、現在の客觀的狀勢に適應したる運動を展開せむとしつゝあるを以て、之等の動向に對しては嚴重注意を要す。

共産主義運動の状況

一、日本共産黨の運動

(一)「多數派」の解體 多數派は、最近に於ては、關西地方を中心として運動し居りたるが、コミンテルン第七回大會に於て其の分派的行動を批判され、一方橋田等の中央委員會は既に潰滅し居るを以て解體することゝなし、九月以來數次の小委員會の結果、(イ)清黨運動は目的を達したこと、(ロ)現在の客觀狀勢は分派闘争を許さぬこと、(ハ)國際的情勢は黨の統一を要する等と等理由として、「多數派」の解體を決定することゝなし、當面黨結成の準備運動として、(イ)機關紙多數派は廢刊すること、(ロ)暫定的に赤旗關西版を發行すること、(ハ)當分の關西地方委員會が指導して全國的組織の擴充に努むること等を決定し、十月廿日解體聲明書を發表せり。(九月三十一日附)

(二)多數派中心分子種村本近の檢舉 埼玉縣に於ては、十月十二日種村本近を檢舉し、引續き關係者十餘名を目下取調中なるが、種村は昭和八年末引入党し、全農全會本部黨フクとして活動し、其の後多數派の運動に参加し、宮内、山本等檢舉後は、多數派の指導的分子として關西地方に在りて運動し、本年三月下旬頃歸京し、關東、東北地方に於ける農民運動(黨全會)を擔任して、長野、埼玉、千葉等の農村分子と連絡して運動中なりし者なり。

二、日本無産者醫藥同盟の運動状況

日本無産者醫藥同盟に在りては、昭和八年六月以來の檢舉に依り中央部壞滅後は其の確立を見ざるも、今尚ほ本同盟の支部として存続せるは新潟、山梨、長野、宮城の四縣にして殆んど無活動狀態なるが、唯新潟縣下の南部診療所葛塚診療所は開診中にして、之等は座談會の開催印刷物の配布等相當活動なる活動を持続し組織の擴大に努めつゝあり。就中南部診療所書記長齋藤國定は下層民の醫藥施設と併立して其の經濟知識を消費組合運動により涵養すべく在東京日本消費組合聯盟と

共産主義運動の状況

共産主義運動の状況

提携し、一般農家の日用品農具等の共同購入特権に奔走し居たるが十月二十日此の意味を記載せる警同ニユリス第二十四號
を作成關係方面に配布し、同盟員の消費組合運動に對する意識の昂揚に努むる處あり新潟縣に於ては注意中。

三、治安維持法違反起訴者(十一月五日迄)十一名

被告氏名及年齢	起訴年月日	違反の罪	實	本籍	組合關係	學	歴	職	業	備考
横岡 雅雄 (三三)	一〇、七、二〇	日本共産黨全協ノ目的遂行ノ爲ニスル行為ヲナス	無シ	青森	無シ	東京帝大卒	大樽道彦	大樽道彦	大樽道彦	
遠山 一郎 (四三)	一〇、九、二〇	日本共産黨全協ノ目的遂行ノ爲ニスル行為ヲナス	無シ	北海道	全協	東京帝大卒	大樽道彦	大樽道彦	大樽道彦	
小澤 みち (三二)	一〇、七、二〇	日本共産黨全協ノ目的遂行ノ爲ニスル行為ヲナス	無シ	長野	全協(日金)	東京女高師	附屬高女卒	無シ	無シ	
豊原 ウタ (三二)	一〇、七、二〇	日本共産黨全協ノ目的遂行ノ爲ニスル行為ヲナス	無シ	島根	無シ	高等小卒	無シ	無シ	無シ	

備考 本年一月以降合計九十七名

共産主義運動の状況

被告氏名及年齢	起訴年月日	違反の罪	實	本籍	組合關係	學	歴	職	業	備考
袴田 里見 (三三)	一〇、七、二〇	日本共産黨全協ノ目的遂行ノ爲ニスル行為ヲナス	無シ	青森	無シ	私立政大退	中退	無シ	無シ	リンチ事件
湯淺 猪平 (三三)	一〇、七、二〇	日本共産黨全協ノ目的遂行ノ爲ニスル行為ヲナス	無シ	川崎	無シ	東京大法卒	無シ	無シ	無シ	リンチ事件
宮本 幸三 (三三)	一〇、七、二〇	日本共産黨全協ノ目的遂行ノ爲ニスル行為ヲナス	無シ	山口	作同コップ	東京女高師	附屬高女卒	著述業	著述業	
山中海太郎 (三三)	一〇、七、二〇	日本共産黨全協ノ目的遂行ノ爲ニスル行為ヲナス	無シ	川崎	モツブル	早大専攻	科卒業	聯合通信	社員	
窪川 イホ (三三)	一〇、七、二〇	日本共産黨全協ノ目的遂行ノ爲ニスル行為ヲナス	無シ	静岡	コナル	尋小五修了	著述業	著述業	著述業	不勾留起訴
須田 朱八郎 (三三)	一〇、七、二〇	日本共産黨全協ノ目的遂行ノ爲ニスル行為ヲナス	無シ	東京	全協	高等學校三	中退	無シ	無シ	
豊田 一 (三三)	一〇、七、二〇	日本共産黨全協ノ目的遂行ノ爲ニスル行為ヲナス	無シ	千葉	全協(日金)	日大専門部	卒業	無シ	無シ	

國家(農本)主義運動の状況

一、美濃部博士暗殺準備事件

警視廳神奈川警察署に於ては、管下深川區本場丸文旅館に止宿中なりし香川縣生れ樋口敏夫當二十一年を舉動不審者として十月三十日引致取調を爲すに、美濃部博士暗殺の目的を以て上京せる事判明、不日殺人豫備罪として送局すべく引續き取調中なり。

同人は本籍香川縣三豐郡觀音寺町大字柳町甲一、一七〇人力車夫壽夫次男にして、山口縣下關市に於て尋常高等小學校卒業後米穀商、洋品店、速達社、馬糧商等に轉々として被雇、其間屢々集金を拐帶逃走せる事ありたるものなり。而して今春以來機關説問題が新聞紙等を通じて喧傳さるゝや樋口は同問題の推移を注視しつゝありたるが、十月十七日美濃部博士の起訴豫備處分決定の旨を知るや美濃部を非ざるに非ざれば機關説問題の解決なしと思惟し、即日當時の被雇先下關市西南部町馬糧卸商小倉茂太郎方の集金百八十餘圓を拐帶逃走したり。斯くて九州四國其他を轉々遊興しつゝ同月二十五日夜上京し同夜洲崎遊廓に登樓して電話帳により美濃部邸の所在地を確め、爾來電話を以て同邸に屢々博士の在否を訊し、或は川島陸相宛の左記文書を認め、又は犯行用の目的を以て双渡四寸八分の白鉛七首を購入し美濃部邸附近を偵察する等の事ありたるも、警戒嚴重なる爲目的を達するを得ざりしものなり。

記(半紙六枚ニ墨書セルモノ)
我が國體は大和民族がもつ

總ては超越したる特殊信念に因つて體形すけれ構成(今日の)を見てゐる

天皇機關説について小生の謂わんとする事はごく簡單だ
國家や總ての方面に於て將に非常時である

思想方面に於ても亦然り
然るに何ぞ天皇機關説に對する政府當局者の處分たるや小生は、
望んでもつと斷乎たる處分に用でん事を思想の統一を期す
何然假借するものぞ
亡國論者たり國賊たる奸雄美濃部の處分を小生は個人を
排撃する

事を好むものではない
だが事皇室に關するの大事なり
其國家的價値の如何を問はず
機關説に關してはあらゆる方面より觀察なし
具體的にこれが徹底を實行せられん事を切望するものなり
十月廿八日 西洋機關説
これが根柢こそ最大の急務なり

二、大川博士等に對する五一五事件上告審判決

五一五事件の民間側被告に對しては昭和九年二月三日第一審の判決行はれ大部分は之に服罪したるが、大川周明博士等三名の從犯關係者のみは同判決を不服として控訴を爲し、同年九月十九日第一審判決と同様の求刑行はれたるが、同年十一月九日には控訴罪の新適用と共に量刑も後記の如く被告に有利なる判決ありたるのみならず、數日の後三名共保釋を許可されて出所せり。(詳細は昭和九年年度年報五四五頁参照)

而して右控訴判決に對し檢事、被告共に上告したる爲事件は大審院に繫屬審理中なりしが、本年五月二十三日清水裁判長棚町檢事係にて第一回公判開廷され爾來鈴木、今村、秋山、鶴澤、平松等の各辯護人より「同事件は内亂罪若くは叛亂罪にして大川等は當然其の從犯たるべきものなり」と續々辯論を爲し六月二十七日第十回公判に於ては棚町檢事より辯護人の上告趣意書の論駁及上告棄却を要する旨の論告行はれたり。

之に對して更に今村、鶴澤、寺崎、角岡及岡田、林各辯護人等は同日並に七月一日の兩日に互り、反覆内亂罪適用の正當

性を強調、檢事への再反駁等の開陳ありて結審し、九月二十六日を期して判決言渡しと決定したるが、當日の裁判は裁判長より「職權を以て来る十月二十四日午前十時に判決を延期する旨の宣告ありたるのみにて閉廷したり。斯くて各方面待望の十月二十四日には午前十時四十分大審院一號法廷に於て清水裁判長係りにて、元神武會關係者等百五十餘名傍聴の下に開廷され、大川周明、本間憲一郎、頭山秀三に對しては原判決被棄自判の判決言渡し、吉岡信敬(恐喝事件被告)に對しては上告棄却の判決行はれ、大川等に對しては罪名に於て反亂罪幫助の新判例と共に量刑も第一審に比し約三分の一に減ぜらるゝ所となりたり。

氏名	檢事	第一審		控訴		上告	
		求刑	判決	求刑	判決	求刑	判決
大川周明	昭六八二	懲役十年	懲役十年	懲役十年	懲役十年	懲役十年	懲役十年
本間憲一郎	昭七六八	懲役十年	懲役十年	懲役十年	懲役十年	懲役十年	懲役十年
頭山秀三	昭七二二	懲役十年	懲役十年	懲役十年	懲役十年	懲役十年	懲役十年

三、愛國社々長等の恐喝事件

警視廳に於ては本年九月十六日愛國社々長岩田愛之助及愛國新聞編輯長鈴木格外二名を、恐喝被疑者として檢事し爾來引續き取調中なりしが、事件は十月二十四日東京地方裁判所に起訴せられ、身柄は即日市ヶ谷刑務所に收容さるゝこととなりたり。而して同事件の概要等左の如し。

(一) 事件概要 岩田は昨年七月上旬以降、株式會社不動貯金銀行の行員整理に關する紛争に介在し、退職行員川崎理傳外二十五名の優遇方を銀行側に交渉したるも拒絶せられたる爲め、愛國法政聯盟組織士林逸郎等を代理人として、不動銀行を相手取り民事訴訟を提起すると共に、他方自己の經營する愛國新聞を利用し、又は其の指導下にある愛國青年聯盟員を動員して旺にパンフレット、宣傳ビラを頒布する等により執拗なる同銀行攻撃運動(昭和九年年度年報四二頁參照)を試み、遂に同年九月二十一日以降同銀行神戸支店をして取附騒ぎを惹起せしめたる外、明石支店、廣島支店等にも不逞影響を與ふるに至りたり。

而して此間岩田は前記鈴木格を示唆して同銀行が相當の金員を提供せば敘上攻撃運動を中止すべき旨を申向けたる爲、同銀行に於ては、止むを得ず仲裁者川島鉄五郎を介して手引金名下に金二萬圓を提供して右運動を中止せしむべく奔走したるが、岩田は當時警視廳當局の監視嚴重なるを怖れたると、金額に不足あり三萬圓を要求したる爲一時運動を中止して交渉を遅延しつゝありたり。然るに一方退職行員川崎理傳等は銀行側と別途交渉して本年二月二十四日圓滿解決するに至りしため、岩田は本年三月末頃仲裁人川島を愛國新聞社に招致して前記手引金名義の一萬圓中より數回に互り金壹萬圓を交付せしためるものなり。

(二) 檢事後の状況

岩田愛之助等の檢事せらるゝや、在京愛國團體間に於ては之が檢事の理由につき、政治的意圖を含有するものなり。

めるものなり等各種の風評行はれたるが、當時未だ取調中に居して其の真相明白ならざりし爲各團體は概ね靜觀的態度を示し、僅かに十月七日愛國青年聯盟幹部柳町茂道、神保幸三郎、大澤武三郎等二十七名が警視廳及東京地方検事局を訪問して事件の真相、取調状況等につき質問陳情する所ありたるに留まり、然りと雖も本事件が愛國社系諸團體に及したる影響は單に精神的問題に留まらず資金關係等にも當然波及し、既に内部動搖を招きせむとしつゝあるものゝ如く、各幹部に於ては極力之が收拾に焦慮しつゝある模様なり。

四、日蘇修交斷絶策動(其の二)

國家主義團體の「日蘇修交斷絶策動」は屢報の如く依然として建國會は之が中心の勢力を爲し、而も其の積極性は極端なる排蘇主義となりて、蘇國劇の上演中止運動、北鐵買収代償物資の輸出反對運動等の具體的活動に迄進展するに至りたるが、爾餘の團體に於ては日本精神宣傳會を除き一般的に極めて消極的にして一部團體に於て建國會主唱の對露問題懇談會に参加したる外格別の行動なく尙地方的團體に於ても僅かに在大阪、維新俱樂部が十月十五日定例懇談會の席上「日蘇問題に關する聲明書」を決定し十月二十日關係官廳に郵送したる外見るべき策動なき狀態なり。

(一) 建國會 本會の對蘇修交斷絶策動は月報八、九月分所載の如くなるが、本月に入りても十月五日「日蘇修交斷絶」を題する宣傳ポスター三千枚を作成して一般輿論の喚起に努むる一方運動の進展を期する爲對外硬各團體の緊密なる連絡提携に依る懇談會の開催を計畫し、愛國青年聯盟柳町茂道、神保幸三郎、勸勞日本黨深田吟治郎、國粹大衆黨杉浦應、勸勞莊、招建市等の賛成を得て十月十五日夜麩町區日比谷公園内松本樓に於て對露問題懇談會を開催し建國會赤尾敏以下五十三名出席の下に蘇國國情に關する懇談を爲し赤露の齟齬、修交斷絶等を強調する所ありたり。

一方本問題に關する側面的活動として麩町區有樂町日本劇場に於て村山知義等の新協劇團による「アジアの嵐」上演豫定なることを聞知するや、「同劇は赤色共產主義者の巧に偽裝せる反國體的革命劇なり」として十月十六日理事長赤尾敏澤源藏以下四名にて同劇場を訪問し後記の如き警告書を手交し上演中止の勸告を爲すと共に關係官廳を歴訪して上演禁止方の陳情を行ひたる外、其後數回の交渉により遂に同劇場をして自發的に上演を中止せしむるに成功したり。

更に北鐵買収代償物資支拂の問題に關しても「蘇國の要求する物資中には「セメント」「軍靴」其他の軍需的工業品多數に包含されあり、而も資本家、輸出業者等が之等の事情を知悉しながら私利の爲に國情を顧みず契約を爲し居るは陸に蘇國の軍備強化に共力するものと謂ふべく、日蘇國交の危機を傳へらるゝ今日斷じて許容すべからず」との強硬なる見解を以て、十月三十日赤尾敏以下四名にて東京スタンダード靴會社、三菱商事會社、淺野セメント會社等を歴訪し警告を爲す所ありたるが本會の這種運動は將來も繼續して積極的に行はるの傾向あるを以て注意の要あるものと認めらる。

(後記) 警告書

貴日本劇場ニ於テ來ル十月二十一日ヨリ特別公演トシテ上演サル「アジアの嵐」ハ赤色共產主義者ノ巧ニ偽裝セル反國體的民主主義革命宣傳劇ニシテ皇國ニ於テ斷シテ許スヘカ

ラサルモノナリ 我等ハ忠良ナル日本臣民ノ良心ニヨリ貴社カ此際斷乎トシテ如斯實國體ヲ中止サレシコトヲ警告スルモノナリ 皇紀二千五百九十五年十月十六日 建國會 赤尾敏

(二) 日本精神宣傳會 本會に於ては茲に日蘇問題に關する決議文聲明書等を作成頒布し頻りに輿論の喚起に努むる所ありたるが、更に十月十二日後記の如き聲明書を作成、參謀本部其他の關係官廳、在郷軍人等に郵送したる外十月十六日建國會主催の對露問題懇談會等にも参加せり。

國家(農本)主義運動の状況

記

義に赤路に開かれたる第七回世界コンメンタル大会に於ける我國軍干犯問題は朝鮮愛國者の憤激の的となり議論沸騰せる折柄、會々去る七月二十四日の日曜日赤路唯一のフラウダ紙が長文の論文を掲げて「世界無比の日本軍制憲法に勇敢に反抗したるは東洋博士なり」と絶讃したる事實は吾人に一層の刺激を與へたり。然るに岡田内閣は天下の正論に聽従せんとはせずして學界未嘗の不許事たる東洋部問題に對し終始緩慢なる態度を以て臨み能ふ限り之を曖昧模糊の裡に葬り去らんと力めたるの形跡明かなるのみならず、大逆不道天人俱に容れざる學匪東洋部を不起訴とし思想界に一抹の暗影を投じたるは其眞意邪惡に在りや吾人の諒解に苦む所なり、本問題は單なる學界の問題に止らずして其影響する所甚大にして頗る憂慮すべきものあるを以て、吾人は今後に於ても一歩も退縮することなく赤路愛國の同志と密に協力して之が徹底的解決を圖ると共に、赤路に對する政府の態度を嚴重に監視し其経過の如何に依りては國民としての最後の重大決意を表明せんことを期するものなり。

右聲明す
皇紀二五九五年十月十二日 日本精神宣傳會

五、伊、エ紛争問題に對する運動（其の四）

（一）エチオピア救援同志會 本會の伊、エ紛争問題に關する運動は屢報の如くなるが、十月三日愈々伊、エ兩國の交戦が傳へらるゝに至るや、エ國に對する積極的救援活動を爲すべく、幹部等に於て屢々會合協議の結果、本問題に關する一般國民の認識を昂むる爲、講演會を開催すること及び之を通して大衆的救援活動を行ふことを決定、後記の如く本所公會堂外三箇所に開催するに至りたるが、何れも満員の状況にて聴衆に對し相當感動を與へたる模様あり。

月日	場	所	講	土	聴衆	席上
一〇、一二	同本所公會堂	代議士	野村太郎	外六名	一、〇〇〇	五五五〇〇〇
一〇、一五	淺草公會堂	法博	大山卯次郎	外五名	一、三〇〇	一一二〇〇八

月日	場	所	講	土	聴衆	席上
一〇、一七	牛込公會堂	大山卯次郎	外六名	七〇〇	九五四二七	
一〇、二〇	青山公會館	日大教授 伊藤 浩	外五名	四〇〇	五二四五四	

（二）エチオピア問題懇談會 本會に於ては十月五日夜東京市芝區田村町一丁目飛行會館に緊急懇談會發企人會を開催し、中のエ國書記官ダビールを加へ會長頭山滿以下三十三名出席懇談の結果

（イ）エ國外相に對し激動電報を發すること （ロ）エ國に醫師看護婦を派遣し傷病兵に對する救援を爲すこと
の二項を決定し前者に對しては即時後記の如き文案を作成之を英文として發送し後者に關しては萬生能久に於て日本赤十字社に交渉することとせり。

尙其後十月二十一日黒龍會出版部より「空襲下の悲壯エチオピア」と題するパンフレットを發行せり。

電文

貴國ニ對スル伊太利軍ノ不法侵入ハ日本國民ノ舉ケテ憤激スル所ナリ神ハ必ラス正義ノエチオピアニ幸スヘシ、飛行機ハ戰爭ノ最後ノ決勝ヲ司理スルモノニ非ス士氣ヲ沮喪スルコト勿レ。尙石

ノ旨各軍司令官ニモ傳達ヲ乞フ。
昭和十年十月五日
エチオピア問題懇談會、代表 頭山 滿

（三）其他の伊、エ問題に對する運動

府縣名	團體名	運動概	要
大阪	在大阪愛國團體有志	十月二十三日有志懇談會を開催、神戸愛國社村田村治以下七團體十七名出席「エチオピア救援同志會大阪地方協議會」の結成並に十一月七日中央公會堂に「エ國救援演説會」を開催すること等を決定す。	

國家（日本）主義運動の状況

滋賀	大津市南小學校 訓導主任谷英三郎	十月十二日東京角田良の紹介にて「エ國書記官」をバビルーに對し自己所有の日本刀（長サ二尺五寸無銘）を贈與す。
富山	日本エチオピア親善協會	十月二十二日福井縣福井市、十月二十三日同郡立野村にエチオピア事情講演會を開催し聴衆前者四百名、後者五百五十名、講師同會理事、網中泰洋以下三名。
岡山	中國三神武會	十月十二日小倉市小學校に同會書記長岡本岩松の「伊、エ問題講演會」を開催し聴衆百二十名。
香川	僧侶三木惠照	十月一日折大牧長瀬川龜太郎を講師として高松高女、高松高商の二箇所に「伊、エ問題講演會」を開催し聴衆高松高女、七百六十名、高松高商五百四十九名。

六、昭和神聖會の動靜

昭和神聖會の組織母體たる皇道大本に於ては從來大祭等諸會合の機會ある毎に本會若は昭和青年會、同地生會等に對する積極的指示方針を發表し、其の活潑なる運動を感通するを例としたるが、本年六、七月頃よりは遂に指導方針を消極主義に變更したるものゝ如く神聖會創立一週年記念日及瑞雲眞如聖師生誕祭の機會に於ても格別注目すべき運動方針の發表もなく一部地方會員の期待を裏切りつゝありたり。

而して皇道大本に於ては本月二十七日以降五日間に亘り綾部及龜岡の兩本部に於て恒例の秋季大祭を執行したる爲、本會地方本、支部員等に於ては何等かの積極的運動方針の發表あるべしとの期待の下に相當參列者を派遣したる向ありたるが、總本部に在りては僅かに、從來の方針を踏襲して皇道の宣揚に努むべしとの發表ありたる外、内部組織の強化並に神聖遺教に關する獻金懇願等ありたるに留りたり。

斯如本會の所謂神聖運動は既に總本部に於て熱意喪失せる爲各地方本支部も二、三支部に於て講演會、皇道宣傳展覽會の開催を見たる外、殆んど休眠状態にある實情なり。

七、東北皇道聯盟の結成

秋田市櫛山南町秋田消費組合理事、鈴木眞洲雄は、夙に直心道場と緊密なる連絡を有するものなるが、昨年秋季より秋田十七聯隊の現役將校等の直接指導を受けるに至るや、今春來農村私塾の開設を主張して座談會を開催し或は「農民道場」と其の使命」と題する印刷物を各方面に頒布するの外、秋田皇道挺身隊を結成する等活潑なる運動を続けつゝありたり。

然るに同人は豫てより東北方面に於ける、友誼團體の連絡乃至は共同闘争の機關設置を痛感し居りて十月一日附、「愛國團體東北協議會」開催の提唱並に出席懇談の案内狀を、東北六縣の愛國團體に發送する所ありたるが、越へて十月十三日午後一時より豫定の如く後記山陽會、劍持忠徳以下三十名出席の下に秋田市田町一三秋田消費組合に於て同會合を開催、鈴木眞洲雄座長となりて、各自々己紹介、各地方狀勢の報告ありたる後、左の三項を協議決定午後六時散會せり。

尙本會合には在京直心道場より大森一賢、興國同志會より、藤崎廣、新川一夫の三名傍聴の形式にて出席し、大森より續續機關設置問題、永田事件等中央狀勢を報告激勵する所ありたり。

決定事項

- 一、本會合出席團體により聯合團體を結成すること。
- 二、新團體名は「東北皇道聯盟」とすること。
- 三、規約は、鈴木眞洲雄に於て草案を作成各團體順次回送の上、訂正加除を爲したる後決定すること。

國家（農本）主義運動の状況

出席者

東京 直心道場 大森一賢
興國同志會 藤崎廣 新川一夫
福島 皇道新會 渡川善助
宮城 東方會 大沼啓治

政黨運動の状況

岩手 愛國青年同盟支部 三澤外骨
青森 陸奥國同志會 鳴海才八 山形貞治
山形 山形會 劍持忠徳
共同村塾 地主克山 鎌谷実作
福岡消費組合事務理事 佐藤文代治

秋田 秋田農道挺身隊 鈴木眞淵雄

秋田 歩兵第十七聯隊付歩兵中佐 富永良男
秋田 衛戍病院長二等軍醫正 熊谷要蔵
秋田 縣小作官 西田近太郎

外一四名

政黨運動の状況

一、社會大衆黨の運動

今秋の全國府縣會議員選舉に於て豫想外の好成績を収めたる社會大衆黨にありては、最近頃には活氣を呈し、黨本部は十月一日別項(選舉對策)の如き選舉資料蒐集に關する指令を全國各支部宛通達すると共に、書記局會議、中央常任執行委員會等を屢々開催して各種運動對策につき協議しつゝありたるが、近く中央執行委員會を開催し、當面の重要政策等につき協議を行ふべく決定し、既に其の召集狀を發送せり。一面更に新府縣會議員方針大綱の決定及秋期農民闘争を果敢に展開すべく通達すると共に從來提唱し來れる退職積立金法案獲得運動にも引續き積極的活動を開始するに至れり。
一方各地方支部に於ても右本部通達に基づき夫々府縣會議員會或は擴大委員會等を開催し對地方議會策を協議中なるが、地方によりては既に果敢なる闘争を開始せるものありて、從來に比し相當積極的活動を見んとする情勢にあり。今其の概況を掲記すれば左の如し。

(一) 中央執行委員會の召集

本黨は、今回の府縣會議員選舉闘争並に黨の下半年期闘争を集結批判し、來るべき明春の總選舉への對策等を中心議題として來る十一月五日東京芝浦協同會館に第三回中央執行委員會を開催することに決定し、十月十九日付を以て之が召集狀を各關係委員等に發送せり。

而して當日審議するべき事項は、(イ)第三回府縣會議員選舉職權批判報告の外、(ロ)總選舉對策の件、(ハ)議會解散要求運動の件、(ニ)昭和十一年度年大會の件等主なるものゝ如し。

(二) 秋期農民闘争の開始

一方同黨は、現下農村の窮乏狀況に鑑み之が救済の輿論喚起の爲め積極的闘争を開始すべく既に本部は十月十六日付農村委員會を以て左記(一)の如き通達を全國各支部宛發送せり。

而して右闘争の主要目標は之を、(1)凶作闘争、(2)農民借金支拂猶豫令の即時制定要求、(3)完全小作法の獲得等に置き、特に凶作闘争に於ては凶作打破請願運動を展開せんとする模様なるを以て其の動向相當注意の要あるべし。

(三) 新府縣會議員方針の決定

本黨は道般の選舉を通じて多數當選者を獲得し各地方に於て所謂第三黨たる政治勢力を築き得たるに鑑み目下迫れる「豫算府縣會」に對する基本的態度を決定すると共に一面「選舉の當落を決定したるは、組織力の強弱にある」との觀點より特に收斂地區黨員の自己批判を爲し今後の組織闘争等に細心の努力を注ぐべきものありとし、十月二十日付別項研究資料欄登載の如き「新府縣會議員方針大綱」と題する印刷物を作成全國各支部組織に宛發送せり。

而して同大綱の要點は、

(一)地方議會に於て完全なるキャスティングボートを握む爲めに他の中立派議員と共同戦線を張り「勤勞者代表の政治ブロック」を結成すること、(二)地方行政の官僚性を克服すると共に産業行政の指導統制の爲めに「府縣經濟會議」の設置の決議を爲すこと、(三)地方財政再建の爲め社會的交付金の實現を期すること、等の諸點にあるが特に(二)の

政黨運動の状況

政黨運動の状況

府縣經濟會議の設置に關しては全國的共通題目として最も努力を集中すべき旨強調しあり今後の活動は相當注目すべきものあるべし。

(四) 退職積立金法案に對する運動 本黨は從來退職積立金法案の成立を以て我國勞働階級の福祉増進に不可欠のものなりとし、極力其の成立を希望し之が獲得運動を續け來れり。

然るに一方全國産業組合聯合會(資本)は同法案に反對的態度をとりつゝあり而かも此の儘放任するに於ては該法案の議會通過は不可能なりと爲し、十月十九日、淺沼稻次郎、平野學の兩名は黨代表として聲明書及討論申込書後記(三)を携帶して同組合事務所を訪問し、同會書記長森田良雄に而接し、該法案の審議が全産聯の反對の爲め遅延しつゝある點を強調し、同法案に對する相互意見相違點につき第三者の目前に於て討論し度き旨を述べ右聲明書討論申込書を手交したるに對し、全産聯側の應諾(代表森田)を得たるを以て同黨は、同月二十三日黨本部に片山哲外七名參集の下に緊急勞働委員會を開催し、全産聯の回答に基く退職積立金法案研究會代表選出に付種々協議の結果勞働委員長片山哲を推し十一月二日午後一時三十分より東京麹町區丸之内商工獎勵館に於て河原田常務理事の司會を得て開催することに決定し、此旨全産側に回答せり。其の結果は一般の注目する所なり。

別記(一)

農村委員會通過五號 一九三五・一〇・一六

社會大眾黨農村委員會會長 三輪 壽 壯

秋期農民闘争に關する通過

全國の同志諸君の不斷の御健闘を感謝します殊に今回の府縣會

ある状態であります。我々農村委員會は全國の同志諸君に支持農民組合との協力に依り左の如き方針を以て秋期農民闘争を展開せんとする次第であります。

(一) 秋期農民闘争の主要目標

(イ) 因作闘争の展開

(ロ) 農民借金支拂義務令の即時制定要求闘争

(ハ) 完全小作法の獲得闘争

(ニ) 前記(イ)の闘争は地方的實情に適合せしめて左の要求を具體化するべく勵むこと

一、政府米糧備蓄の無償配給

二、肥料代の半額政府補助

三、因作地農家借金、税金の強制取立の禁止

四、小學生児童用品の給與並に給食の即時實施

(三) 因作地農村にあつては因作闘争を中心として(ロ)を一括した「因作打破運動」を展開すること

(四) 因作地以外の地方にあつては(ロ)を一括した「農村因作打破運動」を展開すること

(五) 「農村因作打破運動」の闘争方法は本年度農民運動の組織方針として決定せる「農村政治同盟」の方法を採用し廣泛なる全

農村運動として展開すること

(六) 以上の方針を以て全國の農村地區にあつては各地方の實情に即してそれ／＼闘争開始の準備に着手されたい黨本部に於てはこれを全國的に統一した強力な闘争を開始したので近日中にポスター及請願用紙を各支部に發送する豫定で目下準備を急いであることを附加し全國同志諸君の奮起を希望する次第である

政黨運動の状況

右通達します。

別記(二)

聲明書

先に内務省社會局が立案發表した退職積立金法案は全國産業聯合會の我々無武蔵ならん反對によつて、流産か若しくは徹底的な改悪の運命に逃れんとしてゐる。我々は先に同案が發表せられ、これに對する批判的意見と共に斯の如き立法が當面の我國勞働階級の福祉にとつて不可欠なりとの見地から極力法案の成立を希望したのである。今日の我國勞働階級の現狀に照らし、亦我國社會立法の地位に鑑みて同法案の如きは最低限度の社會立法に過ぎず。

朝野の識者は擧げてこれを支持しつゝあるはすでに周知の事實であり、只全國産業聯合會のみが頑として反對の態度を改めざるは我等より見れば餘りにも利己的であり國策の大局を損へざるものと評せざるを得ない。

我々はいさゝか見地から全國産業聯合會に對して退職積立金法案が國策上是なりや否やについて公開の席における立會討論を申込みもつて廣く江湖の批判を仰がんとするものである。

昭和十年十月十九日 社會大眾黨本部

別記(三)

前略先般内務省社會局において立案せられたる退職積立金法案は貴會の有力なる反對にて來議會上程困難なる情勢となつて閣下は同法案に對しては我々に於ても若干の批判的意見は有之候へども我國勞働階級當面の福祉の爲めには如斯立法の不可欠なること

政黨運動の状況

を確信致し居候につき貴會の反對は我國社會立法の發達上甚だ遺憾と存する次第に有之候
就而は如斯立法の是非に關する意見の相違を明白にし以つて識者の高批に訴へんが爲め公開の席上に於いて貴會代表者と我黨の

代表者とをもつて、この問題に關する討論を致度く此段中入候也
尚詳細は口頭をもつて可申入候
昭和十年十月十九日
社會大衆黨本部
全國産業團體聯合會御中

二、新日本國民同盟の情勢

本同盟の内紛は、其後依然として泥仕合の状況にあり。即ち革正派は漸次其の勢力の結果を見るや一舉に組織的實權を掌握すべく各種の指令を頻發して本部（佐々井派）に狂奔しつゝあり。一方本部派も亦佐々井を中心として飽迄現狀を維持すべく必死的活動を續けると共に、一面中央常任總務委員會を開催して革正派の急先鋒、高橋、龜川、米山、權藤及野本等の除名を正式決定したる外各種文書を發行して革正派反擊に汲々たる状況なり。從て各地方支部に於ては如斯兩派泥仕合の間にありて双方頻發の指令、怪文書に飽食の態にて而かも刻々變化する情勢に何れに眞を置くべきや其の去就に困迷し當初何れにか急度決定し居りたる支部にありても急遽靜觀的態度をとるに至るもの、或は獨自の局面轉換を策するもの等ありて漸次兩本部より離反せんとする情勢さへ認めらる。其後の情勢を掲記すれば左の如し

革正會の情勢 革正會は、其後引續き反本部（佐々井）の各種文書を作成して全國各地方支部宛發送すると共に各首腦部は夫々自己勢力關係を通じて自派勢力の結果に努むる一面國體明復問題に對しても別項（機關報反對運動）の如き運動を展開しつゝあり。

一方道般の佐々井、神田の野本追出しの所謂怪文書が軍關係の點に於て在京武藤中佐が介在せるやの疑念を糾明するの要ありとし、龜川、大塚等六名は十月二十日同中佐宅を訪問し、「今同紛争の直接原因なる怪文書の作成について佐々井派に

於ては武藤中佐が野本を同盟より除去する手段として神田に指示したもので、これに反對するものは取りも直さず軍に反對するものであると地方支部に宣傳し爲に局部的に組織の動搖を來し革正會として迷惑なり」と其の釋明を求め、同中佐より何等關知するところに非ざる旨の回答を得て引揚げたる模様なるが、其後同月二十四日付報告第六號を以て「武藤中佐との會見内容」と題し報告書を作成し更に同日付を以て滿川龜太郎、木島定之兩氏顧問承諾すると題する報告書を作成各地方支部其他關係方面に發送せり。

他方早くより革正派の首腦者の一人と認められ居たる同盟青年部長田島正邦も最近漸く同盟離脱を決意し十月十三日左記新日本國民同盟離脱宣言をハガキ印刷と爲し各方面に通知せり。又元同盟本部常任書記たりし權藤内已も革正會に参加せるの故を以て十月十日付本部より除名せられたる爲め、同月十八日付「除名通知を手にして」と題し本部（佐々井）派攻撃の檄文を作成各方面に發送したり。

本部（佐々井）派の情勢 一方本部派は飽迄現狀を死守すべく引續き佐々井を中心として各地方の動搖防止の爲め懸命の努力を續けつゝあるが、此際革正派の勢力驅逐の爲めにも確固たる態度方針を決定するの要ありとし、十月十日に本部に佐々井委員長以下中央常任總務委員八名に神田博敏（兵三）外十六名を加へて中央總務委員會を開催し之が對策を協議したり。先づ正式委員會に先立ち中央常任總務委員のみにて準備會を開催し、席上佐々井より「紛糾惹起の不徳を謝したる後野本作成の怪文書が凡て浮説なること、滿川の脱退が同人の誤解にあること、大本教より五千圓授受説のデマなること、高橋の陰謀等」の説明を加へて自己の立場を釋明し高橋の除名に言及し、手島等も之に賛意を表したるも奥村（或早）は、「高橋の除名を除くは不可なり宣敷禍中の人物は孰れも第二線に退くべし」と純理的立場より反對したるも決定せず其儘午後會

政黨運動の状況

政黨運動の状況

二四

議の提案事項順序等を協議決定し、午後三時委員會に移れり。
斯くて午後三時三十分より正式委員會を開會し、野頭佐々井より前同様陳謝し、次で前記奥村(岐阜)より岐阜支部としての立場を説明報告したる後、「今回の紛争の中心人物は何れも同盟の功勞者のみなれば委員長は寛大の立場に於て全部を抱擁すべし」と強調したるも手島又前同様高橋除名を主張し、萬木(山梨)北島(東京)其他數名も之に賛成したる爲め、奥村も遂に譲り全會一致、高橋除名を決定したるが更に北島より提議の亀川保、米山實、權藤内巳、野木義松の除名をも決定せり。而して一方義に同盟離脱の滿川及其他動搖中の同盟員に對しては一應反省を促す事とし、委員に奥村外六名を挙げたり。其外全國支部代表者會議の開催(十一月中旬)の件外三問題を決したる後神田より内紛の實につき一應の釋明を試み、終るや三木亮孝は緊急動議として、「新潟縣、同西、中西蒲原支部等より、革正派の指令に基き佐々井委員長宛辭職勧告の決議文を送達し來れるが受付けざる事にし度しと語り滿場一致之を承認し、佐々井委員長の發聲にて萬歳を唱和し委員會を閉會せり。

一方東京府聯理事委員のみにて引續き委員會を開會し、役員改選の結果理事長に三木亮孝、組織部長に北島榮の兩名を推すことに決定し午後九時散會せり。

而して同本部は敘上總務委員會の決定に基き同月十一日付右事項を報告書に認め各地方支部宛發送したり。

別記

新日本國民同盟開設宣言 昭和一〇・一〇・一三
「小生僕本日をして完全に新日本國民同盟より離脱決する旨

の中合せを爲したる當時と其の變る處なしに欺かるゝは自己の愚直無算を表明するものなるも「君子道を以てすれば欺くに難からず」とは先哲の言我人を欺きしに非ざるを省みて聊か自ら安んずるところあるを御喜び下され度候右敬報候也

前新日本國民同盟中央常任總務青年部長 田島啓一

三、大日本生産黨の動靜

(一) 關西本部第十四回擴大協議會の状況 關西本部に在りては、十月二十三日大阪市中央公會堂に於て第十四回擴大協議會を開會したるが、當日は吉川益三外三十一名出席の下に午後七時十分開會、小部英男を議長に推し、柴山滿八の役員異動に關する報告ありたる後、吉川委員長より所謂國體明徴問題に對する政府の措置に攻撃を加へ、現下非常時局に處する爲強力内閣出現に努力せざるべからざる旨の激動的挨拶ありて議案審議に移り、(1) 國體明徴實行監視に關する件(實行力を認む政府に對しては、内閣打倒を以て進み問題の解決を圖ること、可決) (2) 緊急動議「本月二十一日東京大坂に於て開かれたる國體明徴講演會に對し、軍部が壓迫したる事實あるを以て抗議しては如何」(局一任) (3) 勞働省設置要望の件(實務院ありし爲委員長に一任) (4) フィリップピン革命援助の件(本運動をして國家的運動に(5) 職制一部解消の件(可決) (6) 緊急動議「相澤中佐軍法會議公開要望の件」(本件新俱樂部に於て進行中、津浦に付關東本部に移轉處方を依頼すること、可決) (7) 請願巡査廢止の件(國家機關が一部資本家に操縦せらるるは遺憾) 斯くて議事を終り出席者有志の三分開演説に移り同十時散會したり。

(二) 臺灣事務局の動靜 本黨臺灣事務局に在りては、十月十六日日本總務八幡博覽を巡へ、座談會或は演説會等を開催して黨擴大の宣傳に努むる所ありたるが、同總務の來臺を機に臺灣事務局の運動目標及方法を左の如く決定し、併せて支部結成の豫定を變更して標記事務局を存置活動することになりたり。

政黨運動の状況

二五

政黨運動の状況

二六

- (一) 爾後生産黨の運動に於ては絶対に非合法運動は之を避け、飽くまで合法的運動に依り終始し、従来の如き生産黨をしてテロ的團體の如き一般より誤解され居るを解くことに努むること。
- (二) 衆議事務局の使命として南進政策にポイントを置き、之を唯一の使命とし、本部の方針たる武官總督運動を併引し何處迄も合法的運動に依り進むこと。

四、愛國政治同盟の動靜

- (一) 東京デパート襲撃事件裁判決 既報川崎市所在東京デパート株式会社川崎分店假営業所襲撃事件に連座して檢査せられたる、本部總務岡山篤太郎外同盟員二名に對しては、其後横濱地方裁判所に於て審理中の處、十月十六日營業妨害罪として左の通判決言渡あり各被告も直ちに服罪したり。
- (二) 八幡支部の戦線統一運動 本同盟八幡支部長米村長太郎發起の下に、大日本愛國團理事長吉田慶三郎等と提携し、九州愛國團體の戦線統一を企圖しつゝありしが、(七月々々)其後先づ北九州所在各團體の糾合を目標として之が進捗に奔走したる結果、十月七日八幡市商工會議所に於て各團體代表者の會合を見るに至れり。

當日の参加者は、本同盟員の外明倫會、政黨解消聯盟、大日本護國軍其他九團體二十四名にして、勢頭米村より現下非常時打開の途は一つに戦線統一の實現にある旨を強調する所ありたる後協議に移り、結局各團體の統一氣運を促進するが爲には、先づ個人的の意思疎通を圖らざるべからずと爲し、今後月一回宛の會合を爲すこと及名稱は當分の内個人的親睦俱樂部

體として「愛國同志俱樂部」とすることとし、會則は次回會合に於て協議決定すること等を申合せて散會したり。

五、立憲黨正會の動靜

- (一) 會員及基金獲得状況 展報の如く本會は、會員百二十五萬、基金百萬圓獲得の方法として、既に「日本改造の具體案」百萬部普及を決定し、爾來全國支部を動員して之が目的達成に狂奔し、更に這回の地方議會議員選舉に際しても亦極力本會の主義宣傳に努むる所ありたり。然れども其の成績は殆ど遅々として進まざる模様あるに加へ、三十餘名の候補者を擁立して多大の期待を懸け居たる府縣會議員選舉の結果も惨敗に終りたる爲、斯くしては會員基金の豫定額達成の不可能なることは勿論、來るべき衆議院議員選舉對策にも多大の困難を來す處あるを憂慮して、本部に於ては十月九日左記指示を發し全國支部の奮起を促す所ありたるが、尙來る十一月月上旬再び全國聯合支部代表者會議を開催して今後の對策講究を爲すこととなりたり。

一方各地支部に在りても本部の指示に基き凡有方法を以て猛運動を持しつゝあるも、誓約額の達成は殆ど困難の模様にして、更に府縣會議員選舉の結果により前途に對する不安、焦慮乃至は從來の本部方針に轉換の要ある旨を洩らすもの自ら起りつゝある狀況にして、引續き運動に拍車を加へつゝあるも果して豫期の効果を擧げ得るやは相當疑問なき能はざる所なり。

- (二) 田中總裁誕生五十年祝賀會計書 明年四月二十九日は、總裁田中澤二の誕生五十年に相當する爲、本部總務岡田村益喜、中川作太郎等發起となり、當日東京市に於て祝賀會を開催し併て祝意を表する爲總裁邸建築資金を獻納する計畫を樹て、今春來賛成を求めつゝありしが遺憾之が趣旨を全國支部に發し資金の募集に努めつゝあり。

政黨運動の状況

二七

政黨運動の状況

(記)「日本改造の具體案」大普及について全國支部の

立憲黨正會全國同志諸君

猛進奮起を促す

全國同志の血をわかしたる縣議戰に、一丁りを告げ、我等は
愈々明年の選挙を期して一路邁進の時と相成候、しかも縣議戰
の決果は極めて樂觀を許さざる状態にあり今後三月間こそ過去
二三年間の努力に匹敵する以上の大努力大奮闘をなすに非ず
んば到底明年の勝利は期し難くこれ同志の決死の覚悟を要する
ところ候、就てはこの重大事に備ふべき急務中の急務は「日本改
造の具體案」の大普及に候この事に就ては、既に七月臨時聯合支
部代表會議に於て本年「日本改造の具體案」百萬部普及が嚴密に
決議せられ、同時にこの百萬部普及による利益十三萬圓を基金に
撥入し即ち養正基金百萬圓中十三萬圓は「具體案」普及によつて
作るし等のことが養正會の浮沈を決する重大事として、決議され
たるもの候、而して養正會は直ちに大部數の印刷に着手し
たるが、其の後の實行はまことに寥々たるものにして今月まで三
ヶ月にして僅かに六千部を刷けるのみ、年内六ヶ月間百萬部を目
指して、時既に半をすぎながら豫定の百六十分の一を實行せるに
過ぎざる状態に有之候、勿論有力なる地方支部に於ては縣會議員
選挙のため九月中は普及運動不可能なりしは是非なきこととする
も選挙を行はざる地方に於ても東京府第一區聯合支部が一千部を
普及せる以外、更に成績を見るべきものなきは神聖なる支部代表
者會議に對し、頗る不安なきを得ざる次第に候、
今回の縣議戰に於て痛切に感ぜられたるは、選挙の勝敗が何よ
りも實地的會員の多少に存するの一事に候、會員をして會の根本

精神を理解せしめ完全に黨議的會員たらしむる第一の途は「日本
改造の具體案」を讀ましむるに勝るものなくしかも貸して讀ませ
ること、應本として讀ませるとは効なく、必ず買はしむること
を要し候、「具體案」を買ひて、讀みたりと云ふ事は、黨議的會員
の最も良き標準に候、同時に會員ならざる一般人に對し大々的に
普及することとは「具體案」普及が直ちに會員募集ともなるべ
く又會員ならずとも普及が黨議的に行はるゝ時、世間の注目が黨
然として養正會に集るは、火を見るより明に候我等はその好意た
るを惡意たるとを問はず世をあげて、養正會を論じ「具體案」を論
ずるの空氣を日本全土に瀰漫せしめざるべからずこの空氣全土を
壓して養正會の大業はじめて天下の重きにつくを得べきのみし
かもその時は正に明年の總選挙を期せざるべからず、さすればこ
こ二三ヶ月間こそ全國を「具體案」の洪水に浸すの機なくんば何
ぞ限られたる時間内に、我等の大業の成就を期せん、況んや本
書の普及目的は前述の如く單なる主義主張の宣傳に留まらず、本
部の財政確立に重大任務を負ふもの候、春の大運動、終了
後、本部の收入としては會費納付の形式による、時評代費(毎
月各支部より時評代として送らる、金員には本部の維持費は全然
含まれず)以外に殆んどなく、月々の支拂は一時借入金に以て
之に充つる外なく大運動費用また多額の未拂金を残す状態に有
之、然れども七月の聯合支部代表會議における決議さへ實行さる
れば「具體案」百萬部普及の一事を以てだにかゝる本部の經濟的難
局は即時に雲散霧消すべしと期待したるにこの一事さへ斯る不成
績を以てはたとへ同志の至誠披瀝山蓋世の慨あるともかくも、甚だ
しき本部の財政窮乏を以ていかでか明年の選挙を闘ひ得べき、殊

に先般の縣議戰の實情を見れば、明年の選挙には今回にも増して
既成政黨は惡官憲と結び選挙法を適用して我が正義の運動を妨害
し同志の選挙運動費募集に重大障害を加へんもはかり難じこれ
を思ひ彼を思へば今のうちに本部の財政確立を計るは勿論總機關
下が「黨運動地」の運動として豫定せられたる常任不斷の大々的宣
傳運動を全國に展開することなくして明年の縣議戰の勝利は到底望
むべからず、明年のたゞかひに敗れば、我等の大業は更に四ヶ
年の延引を餘儀なくされんのみ……
嗚呼「日本改造の具體案」百萬部普及の成否こそ立憲黨正會の運
動のかゝるところ興廢の決する處しかもその運命のかゝり興廢
の決するは今後僅かに二三ヶ月間の同志諸君の奮闘如何にあり、
この事よくよく御考へ下されたく候、
否、否もはや考ふべき一刻の時なし、直に大舉實行に著手せら
れたく候、
その實行についてはやはり會員募集の場合同様支部會員中より
具體案普及の同盟員即ち十部同盟、五十部同盟、百部同盟と
云ふことを募ることが必要と存じ候、又聯合支部は單位支部
に、單位支部は、支部に對し期間を限つて(十月中とか十一月中
とか)或部數の割合をすることが絕對必要と存じ候、更に之れを
養正會社代理部より仕入れるに當つては八月三十一日附月報第
廿七號に具體案普及組合を各地に起せと記載せるところ再度精
讀されし上直ちに適切な實現の方法を講ぜられたく候、
(備考)一、月報記載の一部――
「しかしそれでは支部なり支部長なり、理事長なりが何がしの金
をまづ出して「具體案」を本部から卸してもらふとなると、何百部

と受けるだけの資本がない二十部、三十部を支部に預けおいた
のでは、とてもこの大きな誓約に向つて支部員を懐疑すること
が不可能である」と云ふことに、遭遇するであらう、かゝる時は、理
解ある同志を何十人でも集めて「日本改造の具體案」普及組合名
解は何でもよいが」といふ様なものを作るのが、最もよいと思
ふ、例へば二十人が組合を造つて一人が五圓預出せば百圓出來
る、百圓なら、卸價三十八錢だから二百六十三冊を本部から受け
ることが出来る、それを組合員が一人十二冊を本部から受け
ると共に三十一圓五十錢は組合員へ返金すると云ふことにすれ
ばこれを三回繰り返すことによつて組合員の出資額は清算され
ばとほ、誰も懐をいためずに資本の増大に伴つていくつでも仕入
を増大して行く事が出来るのである、又斯くすることによつて多
くの同志が僅も資本金を出してゐるのだから早く回収しやうと
思へば自然販賣にも熱が出るといふわけである、この事は、既に
各地で實行に移つてゐる事であるがまだ實行にかゝらない支部は
直に手配されんことを希望する、
選挙を行へる地方に於ては既に二旬の戦ひに疲れを休む暇も
なくこの大活動を要求するは私情に於て忍び得ざる事は諸君が
既に、既に覺悟の事に候、縣議戰もとより明年の縣の喧嘩のみ又
之を以て「具體案」普及の豫備の大宣傳運動と見るも可なり我等の
職ひには一日の休みあるべからず、大業成就の日まで、我等は連
日連夜、上隣斷限の戦ひあるのみ縣議戰の疲れを云ふ勿れ滿洲の
野に鉄をとりての戦争を思へ、
況んや縣議戰に關係なかりし地方の支部は立候補地の肉體的精

政黨運動の状況

政治の大機軸を思はゞこの大機軸無かりしに拘らず今日の不
成績に對し一層の責任を感じざるべからず。我等の運動は凡て戦
なり、戦は進まざれば敗る、敗るれば死あるのみ、我等はたゞ進
むにあり、而して勝利を得るにあり、重ねて云ふ「日本改造の具
體案」百萬部普及の一事に、義正愛國の大衆承洋沈興隆の運
命はかゝる近く總裁閣下の御手により新聞廣告も行はれ美麗なる
ポスターも添付されんこの機を逸せず全國同志一挙に起つて全日
本を震盪せよ。而して来る十一月三日本部に召集する、聯合支部
代表會議に諸君が總裁閣下に御報告出来得るだけの收穫を以て上

六、各政黨の府縣會議員選舉對策並に選舉應正運動(其の四)

本年に於ける府縣會議選舉は、九月中に於て殆んど其の大部分を終了し、十月に入りては爾餘の静岡、山梨、和歌山、三
重、山口、徳島、高知、熊本の八縣下に於て施行せられ、茲に本年中の府縣會議選舉の全部を終了せるが、各政黨は前記八縣
下に於ても夫々候補者を擁立し選舉戦に臨むと同時に選舉應正運動をも行ひ、其の活動相當見るべきものありしが、其結
果、各政黨の候補者總計二十五名中九名の當選者を出せり。(選挙の結果は別項附録——特高關係
以下各政黨の選舉對策及選舉應正運動につき詳述せんとす。)

(一) 社會大衆黨 本黨は、今回の全國府縣會議議員選舉の好成績に鑑み、更に此の機に於て選舉に關する基本資料の統一
果結を行ひ、將來の飛躍發展に備ふべき意圖の下に黨本部は、十月一日選舉對策委員を以て後記の如く第三回府縣會議選舉
戦に對する調査報告書の緊急通達を全國各支部及支部聯合會宛發送したり。

通達第一號十月一日

第三回府縣會議選舉に對する調査報告に關する緊
急通達

社會大衆黨本部府縣會議選舉對策委員會
今回の府縣會議選舉に對する黨員諸兄の連日の熱烈なる闘争を
深謝します、黨員諸兄の努力に依つて我が所定の職權を収むるを
得たことは我黨の全線攻勢を具體的に提示し衷心喜びとするこ
ろである。

我々は今回の選舉戦の成果を更に統一、集結し我黨の飛躍的
發展の基本資料として有効に使用せねばならぬ。勝利に酔
ひ、敗北に悲觀して府縣會議選舉の闘争經驗を泥土に遺してはなら
ぬ。

(二) 愛國政治同盟 本同盟に在りては、九月々報所報の如く四名の候補者を擁立して必勝を期したる所なるが、結果は
一名を當選せしめ得たるに止まりたり。而して本部に於ては前叙本同盟の戦績を顧み、且つ諸他愛國團體の成績が一般的に
學らざりしことを以て其の原因は「所謂日本の新興勢力が日常甚だしく國民と游離して大衆の信頼性を顧慮せざりしに反
し、世評如何に拘らず既成政黨が壓倒的勝利を得たる所以のものは、常に地方民と直接緊密なる關係を保ちつゝありしが爲
に他ならず」と爲し、教上の趣旨を同盟員に徹底せしめ今後の運動に資せしむる爲、左記通達を作成し全國支部宛發送する
所ありたり。

通達 地方團體批判

なぜ愛國陣が惨敗するか

愛國政治同盟本部
今次の府縣會議選舉の結果を見、我等は更めて茲に日頃の所信と

政黨運動の状況

ね。支部及支部聯合會は至急左記の件につき材料蒐集統一の土木
部へ報告すべし。

一、選舉戰文書關係資料の蒐集。

1. 挨拶狀 2. ポスター 3. 演説會ビラ 4. 推薦狀

二、演説會回数及聴衆數。

三、町村區別得票數。

四、選舉運動並に應正運動を通じて官憲の不法壓迫及取締りに
關する不都合なる點(總べて具體的な事實を詳細に記す可
し)。

五、國民同盟の戦績判明の地區は併せ報告され度し。

六、選舉戦に對する感想——特に黨組織の活動に對して。

而して愛國と重ねて痛感せざるを得ない。それは時代を取つて
代るべき日本の新興勢力が甚だしく國民大衆を遊離してゐると
言ふ事である。我等は過去の大會その他を通じて屢々警告して來
た事であるが、國家革新の戰士たんとする者は、自らが日常接

政黨運動の状況

しつゝある其の地方々々の地方大衆より、あらゆる點に信頼せられた者でなければならぬ、これは革新職士たる者の絶対的條件である。

しかもそれはあらゆる點からの信頼でなければならぬ、日本精神の「道義者」たる者としての信頼だけではいけない、それと同時に日本精神の眞の「道義者」としての信頼を勝ち得てゐなければならぬ。

而して苟くも日本精神の「眞」の道義者たる者は國體の尊貴の近衛兵であると同時に、陛下の赤子が日常生活の上に、なにものかかすからんとする衷情に血涙をそそぐだけの熱血漢でなければならぬ、即ち高山彦九郎であると同時に佐倉宗五郎である事に努めることである、過般選挙の實踐はこの我等の所信を實現した、その言やよし、その信念や正しと認められて、國民大衆の日常の苦惱に同情なく進んで身を以て、その苦惱一掃の熱意なき者に對して地方大衆は最後の信頼を與へなかつた。

而して反つて彼等は中央政界に於て、如何に既成政黨が惡評であらうとも地元を以てかくも、地方民の日常生活上の苦惱につき、その世話をし地方町村の利害を心配して來た、既成政黨員に頼つたのである、買収の比較的困難であつた今次の選挙に於て尙且既成政黨の壓倒的勝利を示したの、その原因の大半は正にその點にある（その一部は從來よりの懸念なる因縁情によつて投票が動かされたとしても、我等はこの點に深く省察する處がなけ

(三) 大日本生産黨

本黨は今府縣會議員選挙に際しては、所謂正運動に主力を注ぎたる觀ありて、早くより本部内に

選挙對策委員會を設け全國支部をして選挙淨化運動に當らしめ、候補者の如きも僅に關西本部に於て二名を擁立したるに止まりたり。

而して本黨は政府により指導せられたる選挙肅正運動に對しては、相當の好感を以て之を迎ふるの態度に在りしが、選挙も終了して該運動の効果も略瞭かとなるに伴ひ、未だ既成政黨方面に於て覺醒の實舉らざるものと共に、官憲の取締りに於ても尙幾多の是正せらるべき點ありとして、本部に在りては吉田益三名を以て左の如き聲明を發表し各方面に頒布する所ありたり。

肅正選挙後の一考察

選挙肅正の風は無情の風か

六拾七萬圓の費用をかけて鳴物入りで前布れられた所謂選挙肅正運動なるものが、非常な興味と又一種の恐怖を以て迎へられつつ有つたが、愈々各地の府縣選挙が終つて、其の効果を觀いてみると、種々な意味に於て其の效果未だ少しの憾みなきを得ない情勢を示してゐる。成程一部人士の言ふが如く當局の取締りが餘りに法文の核突に拘泥したる頗る有り、善良なる選挙民に恐怖心を抱かしめたり、識者をして憤慨せしむるが如き傾向の輿論を以て取締つたりしたるが如き事實も可成り見聞した。然し之を以て選挙肅正運動が全體的に失敗で有つたとか、不當で有る、不可で有ると斷定する事は當を得ない事で、某々方面では政民兩黨の議員連中が寄つて取締りの苛酷を抗議せんと息捲いて居ると聞くが之は寧ろ蛇足と申すべき愚で、身の程を知らぬ笑ひ者と成りはしないか。

政黨運動の状況

彼等は其の行動を取て爲す前に自分が今日迄歩み來つた足跡を深く反省する必要があるではないか。今日此の多額の國費を以て肅正を叫ばねばならぬ現狀に到らしめた罪は一體誰が負ふ可きか（中略）政黨の信託完く地に落ちたりと言ふ現在に於て、なほ驚く可き得票を得て居るが、其の内面には必らずや汚れたる職務隠蔽の存するで有らう事を疑はざるを得ぬ。果して選挙肅正の風は無情の風か！もつと吹け風！然して政黨政治の醜態なる内面を曝露せよ！

政黨も不純なつた。多くの政黨自身が告白してゐる通り從來の政黨政治機構の支障下に於ては、選挙運動毎に警察官は其の政争の具に供され來つた事實が有る。其の取締りの公平を期す可き當の警察官が政權争奪に狂奔して公平を失したるが如き事は、皇國の國體で有る。民衆をして「府市會議員すら局長の被免權を有するかの如くに誤

政黨運動の状況

三四

認せしめた時代もあり、警察官も又吾は何黨派、何黨色也と公然
豪語せし時代も有つた。斯くして資本主義的な政黨群の跋扈を助
長し認容し來つたものである。
其の意味に於ても又今回の修正運動が警察官自體の本義的使命
と觀念に對する訓練をも多分に含めてゐた様に觀察する。現角
斯の如き政黨の現状を打破するの爲めには相當徹底せる處断を以
て望まざるに於ては斷じて目的を貫徹し得ないで有らう。其の過
程に於て若干の苦難にすぎた事が有つたとするも敎して然るべき
であると思ふ。
吾等は此回の嚴然たる當局には寧ろ敬意を表してゐるもので有
る。

多かつた棄權者

今回の選挙の結果を見れば該して大都市に棄權者が多く大阪市
の如きは五割にも及ぶの慘狀で有つたが之れにも種々な觀察が有
るで有らう。
一、勤めの關係上時間の都合がつかず棄權した者。
二、投票場少數のため交通不便で棄權した者。
等々で有るが其の他最も大なる原因は猛烈なる選挙運動正取掃りの
結果、恐怖心を以て選挙に關係する事既に罪惡かの如くに考へた
る者が有つたと言ふ事、又政黨政治の積弊に愛想をつかした連中
が大多數有つた事だ。
三、之等の棄權者が有權者の約半数も有つたと言ふが如きは吾等と
して考へざるを得ない問題ではないだらうか。政友、民政の徒輩
は絕對多數國民の支持信任を得たりと言ふが其の投票率からみれ
ば棄權四割とみるも残り六割の内に政、民、無黨、中立其の他と

ありこれを分配すれば政友又は民政は國民の十分の二か二半の支
持を得しのみにて、其の投票率は彼等と古き因果關係に於かれた
るものにして、今日尚、引きもきらぬ遠反者の群が毎日擧げられ
つゝ有るは、大程是等の部に屬してゐる事實を以てしても想像す
る事が出来る譯である。
買収、賄賂、訪問等を以て從來からの惡因縁に連がる少數國民
よりの支持に依り乍らも國民全體又府民全體の支持を受けたりと
過信する事は可笑しな買ひかぶりである。それに幾倍せる所の彼
等を信任せざる國民の有る事に思ひ及ぶ時、冷汗なきあたわぬで
あらう。
日本の法律は形式的歐米のその如きものではなく、道徳が其
の内容の六分を出てゐると聞く、其の道徳とは皇道精神にし
て、法は人間の情理を測る標準に値ひするものである。吾々は
眞の日本精神に立脚せる生活は「法なきの生活」が理想なりと信じ
て居る、日本の政治は神の前に於てなす祭事であらねばならぬ
い、然して政治家は美しき日本精神の所有者でなければならぬと
共に家を齊へ行ひを正しくすべきで有る、故に政治は國家國民の
最高道徳である。
然るに「政權は利權也」と稱して大家を喰ひにするが如き不道徳
なる政治家共の横行するが如きは日本皇國の本義にそむくもので
なくて何んで有らう。
當局や新聞社の指導を受けて「赤心一票」「義國一票」を教へられ
ると言ふ事は何と言ふ情けなき事で有らう、正に國辱的な現像で
有る。

皇道政治の樹立へ

近くに又衆議院議員の選挙も有る事だが、更に徹底的な取
掃りと修正運動を通じて我利主義な利權政治家を清算し眞の皇道
維新の完成を期す可きである。
今や軍民の間に火の如く澎湃として興隆し來れる國家改造の機
運は壓迫せんとするも、壓し難き勢ひを以て全國民の中に盛り揚

つて來りつゝ有る、選挙修正の運動も之の本義遂行のための一役
劇を持つものとして意義を有し此後數回に互る修正、修正運動の
過程を経て皇道の徹底復興、國體本義の明徹が望み得らるゝとせ
ば又益甚に堪へざる次第である。(下略)
昭和十年中秋の日
吉田 益三

(四) 皇道會 本會は九月八報所載の如く全國支部より十三名の候補者を擁立し、本部幹部の地方應援等と相俟つて全幅
の努力を拂ひつゝありしが、九月選挙終了地の結果は候補者九名中二名の當選者を得、而も落選者と雖も一二の例外を除き
ては何れも僅少なる差を以て敗れたる實績に鑑み、十月施行地の四候補者に對しては一層の鞭撻を加へて全力を傾倒したる
結果、別表の如く山梨縣小野水雄及三重縣青木銀三郎の二名は當選し、兩餘の静岡縣青島今治及山梨縣松澤一の二名は相當
の得票ありたるも落選したり。

敍上の如く本會が、十三名の候補者中四名の當選者を獲得し、且つ一般的成績も比較的良好なりし所以を検討すれば、本
會の堅實なる運動効果を奏したること勿論なるべしと雖も亦本會に對する大衆の支持性に於て相當見るべきものあるを思はし
むる所なり。

(五) 立憲黨正會

展報の如く本會は、來る衆議院議員選挙の前哨戰たる意味に於て、全勢力を傾倒したる今府縣會議
員選挙には、先づ三十六名の候補者を擁立し、本部、支部協力して頗る熾烈なる運動を爲したるに拘らず、全候補者中僅に
一名の當選者を得たるに止る慘敗を喫し、且各候補者の得票も亦案外寡少なりし結果は、聊か期の輕重を問はれたるの觀あ
り。

政黨運動の状況

三五

蓋し叙上惨敗の結果は會員の齊しく意外としたる所なるべきは勿論從來の宣傳方法に對する誤謬を指摘するの聲漸く高きものありて、本部に於ても目眩の間にある衆議院議員選舉を控へ、別項所報の如く會員、基金獲得の不成績等と相俟つて、相當焦慮の色あるは蔽ふ能はざる所なり。

斯くて本部に於ては、選舉終了直後左記宣慰運動調査の指示を發すると共に、取締りの不當を宣傳しつゝあるが、畢竟するに會員の志氣阻喪を恐れての窮策たるを免れざるべし。とまれ十一月下旬開催の全國聯合支部代表會議には、諸般の情勢が如何に反映するやは相當注目せらるゝものありと認めらる。

(左記)

今次ノ縣選ニハ御雷開ヲ多トス、時評ニモ書イテル様ニ各地特ニ群馬、長野、茨城等ハ選舉正ヲ誤解セル地方黨員ガ不當彈壓ヲ爲シ、立候補準備行為ヲ事前ノ運動トシテ摘發シ、亦強イテ戸別訪問等ナリトシ重イ處罰ニ附セラレテ居ル所ガアル。本部

ニ於テモ地方ヲ警勵シ抗爭中デアルガ、起訴ガ成立シ發正會ノ進展ヲ害スル様ナ事ガアレバ相當ノ資料ヲ準備シ居ル故斷乎トシテ不當官憲ヲ告發スル豫定デアル。貴支部ノ選舉テ官憲ノ不當彈壓等ガアレバ至急報告セラレタシ。

労働運動の状況

一、總同盟と全勞との合同策動状況

總同盟と全勞との合同問題に關しては本誌四月六月の各號に既載の通りにして、去る六月十八日安部磯雄、鈴木文治、高野岩三郎の三長老の斡旋に依り兩團體は意々合同することに決定し、其後兩團體に於て夫々合同に對する態度を決定すると

共に合同委員を遣出し、爾來兩團體の合同協議會或は小委員會等を開催して之れが具體的準備を進めつゝありし處、其の間兩團體間に合同後に於ける新團體の名稱及役員問題に關し意見の相違を來し兩派自説を固執して相譲らざる爲め、本問題は茲に一大頓座を招致し何等かの方法を講ぜざる限り打開の途無き迄行詰り一大暗礁に乗り上げた形に在り、向後事態の進展如何に依りては尙幾多の字餘曲折を免れざる模様なり。

一方全勞内の一部分子は本問題に關連して交際及全評等へ働き掛け盛んに全的合同熱を煽りたる結果、目下左翼團體方面に於ては急激に全的合同の氣運醸成せられ之れが具現化の爲め種々策動しつゝあり、今以上の經過概況等を摘記すれば左の如し。

因に本誌四月號に記載せる全勞總同盟合同促進協議會(大阪方面に於ける兩團體金庫)關係支部を以て結成せるものは兩團體の合同具體化に伴ひ存続の必要なしとして去る八月二日之れを解消せり。

(一) 全勞と總同盟の交渉經過

三長老の斡旋後總同盟は去る六月二十日(關東)二十六日(關西)の兩度の中央委員懇談會に於て松岡駒吉、西尾末廣、齊藤健一、三木清助、金正米吉、前田種男の六名を合同委員に遣出し、全勞は去る七月四日東京に於て中央委員會を開催して藤橋一(委員)に河野清、菊川忠雄、鈴木悦太郎、山口常太郎、高橋涉、井上良二、永江一夫の六名を挙げ、且つ藤橋一に對する態度及基進等を發表せり。

而して去る七月廿九日東京九ノ内木曜俱樂部に於て總同盟松岡駒吉外四名、全勞河野清外六名、其の他諸記者等として麻生

労働運動の状況

労働運動の状況

小委員会(河野、河野)も、河野が病氣を以て更に大阪に於ける府議選立候補問題に終止符を打ち、松岡と河野の両名共に下阪し、これが解決に奔走し居りたる関係等にて開催の時機なく経過し居りたるが、去る九月二十日東京に於て第一回小委員会(河野、河野)を開催し、合同問題の中心問題たる名義、役員、運動方針、組織形態等に付き協議せり。第一、名義問題に關しては河野より「他の條件は殆んど譲歩するを以て名義のみは變更して當方の面目を立てられ度し」と主張したるに、松岡は「名義の變更は松岡としては重要問題である。第一古き歴史を有し且つ非常なる経済的打撃を蒙る云々」と變更の要なき旨を主張し、妥協成らず將來の懸案として次回に譲ることとし、(二)役員問題に關しては、河野より「合同大會開催の整理は困難なるを以て合同後漸次整理する方針を採り度し」旨申出でたるに、松岡も大體之れに賛成し、(三)運動方針は、大體現在の總同盟の主義主張を一部修正して採ることに意見一致し、(四)組織形態に付ては河野は現在の總同盟の組織形態に賛意を表せり。

而して全労働が名義變更を主張する所以は幹部及大衆間に現在の「日本労働總同盟」の名義の偏見には、恰も全労働が總同盟に併呑せらるゝ形となるを以て總同盟の多量なる名義變更せしめざるべからざる意見強硬なるものがある故なり。又總同盟側は全労働の経済的救済を救済すると共に、事實上當方に併呑して從來對立關係にある、邪魔物を除去すると云ふが如き底意の下に合同を取扱ひつゝあるものゝ如く、名義問題に對しては、總同盟の名義は歴史的に考ふるも又自組合の経済的關係よりしても、絕對變更

更なる必要なしとする意見濃厚なるものあり。而して全労働に於ては、本月九日東京市神田區萬世ホテルに於て臨時第一委員会(河野、鈴木)を開催して最後の打合せを爲し、(一)名義は「全労働總同盟」と變更する、河野委員長をして交渉せしむること、若し右名義通りならざる時は一部名義の變更を總同盟に迫る要求すること、(二)合同後の役員振當問題に關しては、松岡より會長を必ず全労働に於て獲得すべしとの強硬意見ありたるも、結局第一案として、名義會長高野岩三郎、會長松岡駒吉、總主事河野、第二案として會長松岡駒吉、副會長河野、總主事河野、會計總同盟として第一案を極力主張し、若し妥協成らざる場合は第二案により折衝することに決定、(三)常任の整理、組織形態は前記第一回小委員会(河野、松岡)に於て決定通り、(四)綱領は反ファシズム、反共産主義を取り入るゝも、合法主義範圍内の諸團體は勿論從來の自組合或は御用團體等をも加入可能ならしむる機動力性あるものと爲すこと、其の他主張、規約、友誼團體に對する勸誘方法を決定し、此方針に基き總同盟と全労働河野と折衝を行ふこととせり。

其後本月十六日第二回合同協議會小委員会(河野、河野)を開催し、(一)新團體名稱に付て河野より「全労働總同盟」に修正し、若し之れが不可なりとせば以前より提案せる「日本労働組合總同盟」にても可なりと自組合の強硬なる意見を述べたるに、松岡は依然右兩者に反對を強硬し、若し全労働が名義問題を譲歩するならば總同盟は役員問題にて大譲歩すべしと述べたるも、河野承諾せざるが故に松岡は合同の大義の爲め總同盟は忍びずべしと自ら案なりと稱し、「新日本労働總同盟」なる名稱としては如何と妥協を迫りたり

労働運動の状況

るも、河野は何れ首腦部と協議の上回答すべしと答へ、名義問題は一應保留とせり。(二)役員問題に關しては、松岡より「全労働が名義を譲歩するならば會長を全労働に譲るべきを以て引受けられたい」と河野に會長就任を強硬せり。河野は「自分の會長就任は内部的にも社會的にも當該に非ず松岡の會長は當該なり、引受け」と強く強硬するや、松岡は「然らば會長には自分が就任するを以て總主事を引受け」と希望したるに、河野は「總主事は自分の一身上の都合もあり尙引受け難し」と河野は合同完成後組合運動の第一線より引退する意圖の如し」と稱し其代りに菊川を推薦したるも、松岡は菊川の總主事に反對し、菊川本問題に付き約二時間も論争せる模様なり。(三)其の他の役員問題(東西兩同盟會及各地方聯合會の役員)に付ても、菊川の意見相違し、菊川を推薦する方(西尾)と菊川を推薦する方(松岡)とに強硬意見ありとして右二名を本月二十一日迄に上京せしむることとせり。其他組織形態、綱領、運動方針、規約等に關しては、大體兩者意見の一致を見たる模様なり。

而して、本月二十一日夜總同盟本部に於て總同盟、松岡、西尾、原、全労働、河野、菊川鈴木等會合し前記小委員会に於て、未決定事項なる「名義問題、關西同盟會長問題、大阪聯合會長問題」等に付き協議する處ありしも、兩派自説を固持し殆んど前記小委員会の結論を一步も出でず、結局何等纏りたるものなく再考の上第三回小委員会に於て協議することとし散會せり。次で本月二十五日第三回小委員会を開き松岡より第一案として「名義、日本労働總同盟、會長全労働、總主事總同盟第二案と

して「名義新日本労働總同盟、會長松岡、總主事」全労働其他「關東同盟以下」の役員は振當案を提示したるに對し、河野は「第一案には強硬反對なり」とし第二案を中心として折衝せるも依然妥協點を見る不能、殊に河野は自己の總主事就任を拒絶し、若し總同盟に於て菊川に反對ありとするならば、上條第一(組合會議常任書記)を總主事に推薦し度しと述べたるに、松岡は上條の總主事には異存なきも、(河野)の引退は承認出来ずとて互に譲らず、其他の問題は大體妥協成りて残る問題としては名義問題と總主事問題に縮小せられたるも、依然解決せず本月二十七日上京の豫定なる高野岩三郎に強硬を仰ぐこととして別れたる。同日河野は上京中の上條第一と會見し、總主事就任を強硬したるも、上條は之れを拒否すると共に却つて河野に對し總主事として留任せられ度き旨力説し、更に上條は自分が此際總主事として兩者を斡旋すべしとて松岡に折衝する案を協議の結果、名義は「全労働總同盟」にて押すこと、若し松岡が強硬譲歩せざる時は「全日本労働總同盟」なる修正案を提議すること等を申合せ同日夕上條は松岡と會見し交渉せるも、松岡の意、依然強硬にて何等の進展を見ずして別れたる。更に本月二十八日上條を交へて第四回小委員会を開催し、上條より修正案として第一案「會長松岡駒吉、副會長河野、總主事菊川忠雄」第二案「會長松岡駒吉、總主事河野、副主事菊川忠雄」の二案を提示したるに、松岡は右二案共菊川の主事なることに反對せる爲め結局名義問題を譲歩することなくして有様無様に別れたる。而して翌二十九日松岡、河野、上條の三名は豫て上京中の高野岩三郎を訪問し、高野に今日迄の経過を報告して意見を求めたる

労働運動の状況

に、高野は「綱領、運動方針等」に關する意見の相違ならば自分としても妥協案なきにしもあらず、名譽、會長問題等の雙方の種間問題を譲へられても如何とも爲し難い、官廳雙方に於て妥協しては如何」と回答すると共に河野の引退問題に關し約二時間に亘り留任方説得した結果、河野も漸く引退を熟慮し、總主事就任を内諾せる模様なり。次で名譽問題に入りたるに松岡は依然「新日本労働同盟」を主張し河野は「全日本労働同盟」として全労働の面目を立てられたと主張せるも、松岡強硬に反対せる爲め、河野は上條案なりしとして「全日本労働同盟」なる名稱を提案せるに、松岡之れをも承諾せず結局名譽問題は解決するに至らず松岡より一顧考慮すべしとの回答ありて散會せり。其席上高野は「綱領、運動方針」の互譲を熟慮し若し決裂するが如きことあらば我々三名（高野、松岡、安部）は聲明書を發表して手を引くべしと稱し強硬なる態度を示せる模様なり。

(1) 全労働の態度 全労働にありては、合同條件に對する不平分子たる菊川忠雄、鈴木悦太郎一派が後記の如く交際、全評東京市從等と連絡し全労働の策動を爲しつゝある爲め、全労働内部の大勢は漸次全労働主義に傾きつゝありて、本月三十日夜河野は在京中央委員を召集（大阪より上京中の菊川五三も出席）今日迄の總同盟との交渉経過を報告して承認を求めたるに、各自より「名稱問題は別として役員の振當に異議あり現に角目下全労働問題相當大し居るを以て、一顧松岡に對し全労働に關する眞意を確めては如何」との意見ありたるも、河野は「今更斯様なことを松岡に交渉して承諾するや

四〇

否や明瞭なる問題なり云々」と強硬に反對せる爲め、結局河野の報告を承認とも不承認とも決せずして散會せり。而して本月二十日五三の歸阪するや、翌三十一日正午頃大阪聯合會より河野宛に「條件承認出来ず」との反對意見の電報ありたる爲め、河野は上條と打合せ上條が歸阪の途上大阪に寄り關西側を極力慰撫することとし、上條は十一月一日退京せり（高野三郎は本月三十日退京）。

(2) 總同盟側の態度 總同盟にありては日下の處之れ以上譲歩の要なしとの強硬意見を持しつゝある模様なり。

(3) 全労働の態度 全労働にありては、前記の如く去る七月五日の中央委員會に於て總同盟との合同促進を決定すると共に全労働に對する態度（組合會議及社大派の線に沿ひ可能な範圍の統一を完成すること）を決定せるが、其後總同盟との合同交渉の進展に伴ひ、其の合同條件に不満を有する主事菊川忠雄は總同盟との合同問題發生當時より合同後に於ける自己の地位等に不安を抱き、同じく本合同に反對の意向を有する關東側中央委員渡邊實、天満芳太郎、白鳥廣近等と密々協議の結果、

(4) 總同盟を牽制し合同條件を有利に展開する爲め交際、市從等に全労働を提唱し、全労働の氣運醸成に努むると共に可能なる場合は之が完成に邁進すること。

へ働きかけ全労働の具現化を策すると共に、全労働内部の空氣を全労働に誘導すべく努力せる結果、最近に至り急激に全労働の氣運の旺盛化を見るに至れり。左に最近の情勢を略述すべし。

(1) 關東側の情勢

前記全労働の全労働論者は本月二十一日大阪より上京せる鈴木悦太郎等と今後の運動方法を協議し、翌二十三日全労働の鈴木、天満、渡邊の三名は交際の島上善五郎、北田一郎と會見し全労働に關し意見の交換を爲したるに、交際側は「交際としては從來の關係上全労働を切り離しての全労働は困難なり」と述べたる爲め總同盟との關係上全労働の存在が全労働に支障あるを以て全労働を全労働の一單位とするを避け之れを差別整理して全労働に解消せしむることと意見一致し、全評との交渉は交際側に於て積極的に努力することとせり。翌二十四日交際、北田及島上の兩名全評本部に加藤勘十を訪問し全労働との會見状況を報告し全労働の合同に參加方勸誘したるに對し加藤は「個人として賛成なるも一應正式機關に諮りたる上何分の回答を爲すべし」と答へたり。

而して本月二十八日全評本部に於て全評、加藤、山花、富家（大阪より上京交際、島上、阿部伊勢太郎（大阪より上京）等會合し交際の阿部より全労働を提唱し其れより全評のみにて協議せる結果「大體全労働と總同盟の合同は實現不可能と認めらるゝを以て此際吾々は總同盟を除外して全労働、交際、市從全評等に依る左翼的大同團結の方針を

労働運動の状況

以て進むこと」等を申合せたり。其後同日中數次に互り全労働、交際、東京市從等の代表會合して懇談せる結果（全評は全労働の解消に依つて全労働可能なりとすれば全労働へ加入することに賛成せる模様なり）高野三郎等の意見は概することとなり、翌二十九日交際、島上、北田、阿部、中島市從、小野、谷口の六名は神田區土會館に高野博士を訪問し全労働の發展方依頼したるに、高野は「全労働には反對にあらざるも自分は總同盟と全労働とが先づ合同したる上總同盟の一の擴大を計るべきものと思ふ」と云々と答へ、之れが依頼を婉曲に拒否せり。次で右六名は同日夜總同盟本部を訪問し松岡等と會見して全労働を提唱したるに、松岡は「目下全労働との單獨合同に關し交渉中なるを以て全労働の河野君とも相談の上近日中東京本部迄何分の返事をするも、總同盟としては從來より全評との對立關係もあり全労働には相當考慮の餘地あり」と答へたり。更に交際の島上、北田、島上、阿部の四名は本月三十日夜河野博士を訪問し全労働に協力方交渉したるに、河野は「全評が存在する以上全労働は困難なり自分としては全労働に反對ならざるも先づ總同盟との單獨合同を完成後考慮すべき問題なり」と答へたる模様なり。

(2) 關西側の情勢

關西地方にありては全労働の鈴木悦太郎、菊五三、榎本等中心となり過般來交際、全評等に呼び掛け數次に互り會合を催し全労働の氣運の昂揚に努むると共に之れが具現化に付き策動中なりしが、本月二十六日大阪市電業組合組合本

労働運動の状況

部に於て全労五三、大森組市、全評富家一、村上忠彦、交總松田長左、阿部伊勢太郎等會合して協議せる結果、三組合の間に「ブロック」を形成して積極的に活動すべきことを決定し、且つ関東側との連絡活動の爲め全労五三、交總阿部伊勢太郎、全評富家一の三名を本月二十七日夜上京せしむる等積極的な活動を展開しつつあり。

(3) 各團體の態度

(イ) 全労 全労に於ては前報の如く菊川一派が極力全的・合同への氣運醸成に努力したる結果、總同盟との單獨合同論者たる河野、高橋、茅野等一派を除く他一般幹部の意向は、全的・合同主義に傾きつつありて菊川を中心とする全的・合同論は今や全労内の大勢を支配するの情勢にあり、又關西地方の幹部間には總同盟との合同に全評、交總等を参加せしむることゝなれば組合名稱、役員等は總同盟に譲歩するも可なり即ち聯合参加に依る力關係に於て實勢力を把握すれば足れりと謂ふに當る模様なり。

(ロ) 總同盟に於ては松岡を始め一般幹部共全評を加へたる全的・合同には絶対反対の意見を表明し居り、又

二、東交の年度大會等の情勢

(一) 大會迄の情勢

東京交通労働組合に於ては、昨年十二月の年度大會に於て賃銀引上闘争の實行を決議し、爾來爭議解雇者の復職、整理手當支給に更迭給實後には於ける待遇改善要求等其の他の問題を執拗に市電當局に交渉する一方、社大黨及東京市従業員組合と共に對市共同委員會を設置し、市議の歳費値上致に昭和十年年度豫算案反對運動を起すと共に、

四二

假令全評を除く外する場合に於ても先づ全労との單獨合同完成後に於て始めて交總との合同は考慮すべき問題なりとの意向を有しつつありて、全労との單獨合同成立如何に不拘全的・合同には無關心なる模様なり。

(ハ) 交總 交總幹部間には區々の意見を有する者若干ある模様なるが、交總全體としては過般の常任書記長(七月八日)に於て根本方針を決定せるのみにして其後は正式機關に諮る事なく北田、島上、阿部等の常任書記長となりて決定方針に基き全的・合同説に邁進しつつあり。

(ニ) 全評 全評は總同盟をも含めて全的・合同の方針を維持し無條件合同に意見一致し、全労への解消問題等は交總に一任し此機會に全評が合同問題より取残さるゝことを極度に恐れつつあるが、若し全労と總同盟の合同不能の場合には總同盟を除く全評、交總、全評、市電其他の組合に依る全的・合同を具體化する必要ありとし對策を講じてゐる模様なり。

(ホ) 東京市電 市電幹部は無條件に全的・合同に賛意を有し之れが具現化に努めつつあり。

去る六月十二日には行結まれる市電財政の根本的更生案を樹立すべく立石信郎(前電報局長)道家齋一郎(前電報局長)鈴木茂三郎(評議員)高橋亀吉(市議)淺沼稻次郎(市議)阿部茂夫(市議)藤生久(社大黨)松岡剛吉(總同盟)河野密(全労)加藤勘十(全評)橋本富貴良(市電牧野松太郎外三名)東交等を以て東京市電更生審議會を設置し、本委員會内に小委員會を設け市電更生案を審議し之れを去る九月十日東京市長に提出し、之れが實施方陳情すると共に關係方面に之れを配布し、その宣傳に努むる等賃銀引上運動の準備闘争を著々進めつつあり。

而して昨年九月の大會の結果従業員八割近くは四割減給の更迭給を以て再採用とせられ、而も減給の根本理由なる市電更生案は殆んど實現されず、全く従業員のみ犠牲に終れりとして前叙の如く昨年末より逆襲闘争を宣傳準備し、實際に於て現在の給料にては生活不能と爲し、去る八月二十四日秘密執行委員會を開催して賃銀値上闘争に関する件を協議し「闘争時期の目標、戦術戦術」等を決定し、且つ「戦術委員會」に調査委員等を選任し爾來數次に互り中央委員會或は執行委員會等に於て之れが具體的方法等を協議策定中なりしが、愈々本月十日の中央執行委員會に於て前記戦術委員會及調査委員等の決定事項に基き賃上闘争に関する「具體的方策を協議したる結果」「全従業員の日給三割値上」「爭議犠牲者即時復職」の二要求事項を決定し併て「闘争の展望」「闘争組織の確立」「闘争戦術」「交總の統一闘争への奮起」其の他を議決し之等は全て本年度大會に提出して正式決定を爲し大會後に於て之れが具體的闘争を展開することに決定せり。

(二) 年度大會状況

前報の如く来るべき賃上闘争其の他の重要問題を審議すべき東京の年度大會は本月十八日芝協同會館に於て開催せり。出席代議員 三三六名(傍聴者約三百名)牧野松太郎議長に河野平治、佐々木源三副議長の下に型の如く各種委員の任命祝辭、祝電の披露、本部一般報告等ありたる後、左記議案を審議可決し新役員を選任して比較的静謐裡に散

労働運動の状況

四三

労働運動の状況

会せり。

因に警察事故としては言論中止三件撤東一名ありたるのみなり。

(1) 議案

(ロ)(イ) 宣言發表 別記宣言を發表満場一致可決
運動方針に關する件

佐々木三三三運動方針案を説明し質疑討論に入りたるに右草案中の「(五)の團體協約締結に關する件」に關し之れを運動方針の中に入る、可否に付き賛否兩派に被れ盛んに激論を闘はし、満場一時騒然たるものありたり、就中本部執行委員伊藤政一(佐々木三三三)は「過般の本部執行委員に於て本項目を運動方針中に入すること反對したるも多數決にて敗れたり。云々と本部の不統制を暴露し之れに次で藤田派と目される、泉部(電事)永井三郎大塚安部(自動)阿部某非業務部佐藤某等は猛烈に之れを撤回を強硬せし其の反對論は「抑々昭和八年の年度大會に於て團體協約締結の件を決定したるは當時の東交の情勢が之れを締結することが有利なりし爲めなり然るに其の後各般の情勢は一變し今日に於ては當局と團體協約を締結することの餘りにも不利なることは明瞭なり殊に昭和八年之れを決定したることにより一般労働團體等より東交は急激に右翼化せりと批難を浴びたり、我々の生活の確保は當局と團體協約を締結することに依りて保證せらるゝものに非ず、唯我々の團結力以外何ものもなし、況んや本締結は来る賃上げ闘争を成功的に戦ひ抜きたる後に云々とあ

りて之れが時機は前途尙漠然たり。斯る見通しのなきものを運動方針中に挿入することは組合大衆に疑念を興ふるものなるを以て速かに撤回すべしと謂ふにあり。

之れに對し本部員河野、佐々木一派の賛成論者は「勿論我々は現在の如き底貨銀の場合に團體協約を締結せむとするものにあらず限り賃上げ闘争に於て三割の要求を獲得したりと雖も我々の生活は漸じて確保さるゝものに非ざることは論を俟たず、だが反對論者の云ふが如く當局と團體協約を締結し團體交渉権を確立せしむることに依つて我が組合が右翼化したりと謂ふものに非ず又夫れが爲め將來賃上げ要求乃至は争議等を絕對に爲し得ざるものに非ず寧ろ之れを締結することに因り平素蒙る物質的損失と無用の時間及精力の消費を省き日當生起する問題を圓滑に解決するを得べし又締結時機に付き前途の見通しなきものを運動方針中に挿入する必要なしと稱するも之れは労働組合の使命を解せざる者の言なり殊に東交は此の方針を終始一貫せるものとして此目標に向ひ邁進する以上本大會に於て之れを採擇するも寧ろ支障なく又組合大衆に疑念を興ふるものに非ず尙伊藤本部員は本問題に關し本部執行委員間に意見の對立ありたる如く報告せるも反對論者は伊藤君一人にして他は全部賛成意見たりしものなり」云々と謂ふにありて結局採決の結果「原案反對一四四名」(原案賛

執行委員

電事部 ○牧野松太郎 ○森村五月 初田登茂

的場茂 萩原佳宜

自動車部 ○佐々木三三三 阿部安次郎 加藤孝太郎

非業務部 ○河野平治 入川利一郎 ○佐伯健

青年部 ○岸新三郎 吉村清四郎

婦人部 大野政男

會計 栗田藤太郎(電事部) 柴田義亮(非業務)

(3) 宣言草案

更改給實施と軍需インフレによる物價高騰の挾撃にあつて貧民の苦しみを憐れむ全従業員は生活確保の爲に敢然奮起するの日を自覚に懷て我が東京交通労働組合一九三三年度大會は左の如く宣言す。

世界資本主義の經濟恐慌は彼等の必死の努力にも不拘「削除」危機に直而した。

茲に於て世界資本主義は國際協定の假面をかくり捨て、
「削除」自國産業の保護政策と販賣市場開發の殖民地爭奪戰を繰
つて、資本主義列強間に尖鋭なる對立を來し、深く國際戰爭の
危機を誘發せしめるに至つた。見よエチオピアを繞る東阿の
現状をこれこそ世界資本主義列強の眞の姿であつて斷じてイ
タリーの特殊性ではない。斯の如き東阿の騷擾は、完全に第二
次世界戰爭勃發の前兆である。

翻つて日本資本主義は世界經濟恐慌の煽りを受けて軍需工業
を除く經濟機構は「削除」動搖し、反動ファシズムの下に經濟

労働運動の状況

(2) 役員改選の件
役員改選の方法は役員監査委員に依り選出し執行委員長は
全代議員の投票に依り決定し居りたるが本年は本部執行委員
は各部よりの推薦に依り委員長は全執行委員の推薦に依り決
定することとし左の如く決定せり。

役員氏名 (○印は前本部員なり)
委員長 ○中島三郎(電事部)

成「六二名」にて原案通り採擇することに決定せり。因に昭和八年の大會には藤田一派が本問題を提案して決定せるものなるが本大會に於て之れに反對を唱へたるものは概ね其の當時の藤田一派の分子なるは注目し値すべし。

(ハ) 賃上げに關する件
佐伯健提案に付き説明を爲し質疑討論に入りたるに青年部員中には本部の三割賃上げ案に反對なりとし五割説を主張せる者ありしが大多數は原案に賛成し原案通り満場一致可決前後の具體的闘争方針、職權等は新本部員並に近く設置さるゝ闘争委員會に一任することに決定せり。

(ホ)(イ) 本部執行委員一名増員の件
中央執行委員二名なりしが三名とするに決定
從來自動車部は二名なりしが三名とするに決定
本件は暫らく保留することに決定

(チ)(ト) 規約改正の件 可決
殘餘三十有餘の議案は一括し程説明省略して満場一致可決せり

(リ) 役員改選の件
從來役員選出方法は役員監査委員に依り選出し執行委員長は
全代議員の投票に依り決定し居りたるが本年は本部執行委員
は各部よりの推薦に依り委員長は全執行委員の推薦に依り決
定することとし左の如く決定せり。

役員氏名 (○印は前本部員なり)
委員長 ○中島三郎(電事部)

労働運動の状況

的犠牲を労働階級に轉嫁し「削除」である現状である。
斯かる結果は労働階級の生活は極端に窮乏化し、失業率亦甚に群をなし根強き社会不安が醸成されつつある。こゝに我等は動勞無産大衆の生活保護の爲に、労働團體の全国的合同實現と未組織大衆の組織化による無産階級の大同團結に威力によつて反動ファシズムの掃蕩と「削除」支配階級の弾壓を徹底的に粉砕堅決しなければならぬ。
我等は更に曾つて公表された民間市電更生審議會の成案にか

三、愛國労働團體統一運動状況

日本労働組合總聯合会が日本労働組合會議を脱退し同時に愛國労働團體の戦線を統一して右組合會議に對抗すべく策謀中なることは本誌前號に既載の通りなるが、其後各地方の愛國労働團體に呼び掛け後記の如く戦線統一懇談會等を開催して著々之れが實現化に努めつゝあり、左に各地の情勢を摘記すべし。

(一) 關西地方 (1) 第一回準備會狀況 本月二日大阪市北區堂ビル内に於て開催左記代表者出席し先づ總聯合会井武吉より組合會議脱退の理由並に労働運動に對する見解及本懇談會開催の趣旨目的等を述べ次で左記事項を協議決定せり。

- (イ) 出席者
總聯合会 高山久藏外五名
新派員組合 赤崎寅藏外二名
大日本労働組合會議關西聯合會 大橋治房外一名
日本労働同盟 矢尾喜三郎外二名
日本産業軍大阪聯合會 山本龍助

- 新日本國民同盟大阪中央支部 手島剛毅外一名
(ロ) 懇談事項 愛國労働組合戰線統一に関する件
關西地方の愛國労働組合の戦線を統一することに出席者何れも異議なく直ちに協議會結成の準備會を組織することに意見一致し左記事項を決定せり。
(イ) 名稱 關西愛國労働組合統一準備會

- (ハ) 事務所 當分の間總聯合会大阪聯合會事務所内に置くこと
(ニ) 各團體執行委員 總聯合会 今井武吉 新派員組合 赤崎寅藏 日本産業軍 山本龍助 大日本労働組合會議關西聯合會 大橋治房 日本労働同盟 小田幸
(三) 第二回準備會を十月七日に開催すること

(2) 第二回準備會狀況 本月七日總聯合会大阪聯合會事務所内に於て開催左記事項を協議決定せり。

- (イ) 出席者
總聯合会 末中勘三郎外一名
日本労働同盟 小田幸
新派員組合 松田清平
大日本労働組合會議關西聯合會 大橋治房
皇國農民同盟 吉田賢二(個人の資格にて参加)
(ロ) 協議狀況 日本労働組合會議に對抗すべき愛國労働組合の勢力を如何なる形に於て糾合すべき其の綱領方針等を如何に決定すべきかに付協議したる結果大體次の如き意見の一致を見た
(イ) 糾合すべき形態は組合會議の如き聯盟組織とせず將來一政黨の下部組織として單一組合となすこと

- (ハ) 東京中部方面は高山久藏に一任すること
(ニ) 政黨統一問題は之れを第二次的問題とし大體八月會を中心に協議することを中心せ吉田賢二に一切を一任することに決定
因に皇國農民同盟は團體の性質上本會には加盟せざるものゝ如し
(ロ) 從來の如き合同形式に依らず全體を一新として新しき勢力の創造を目的として結合すること
(ハ) 行動綱領は左記趣旨を内容とする草案の作製を松田に一任することに決定
A、皇座を中心とし國民全體性の上に立つ労働運動なることを強く示すこと
B、從來労働間に行はれつゝありし産業協力は單に資本金家と妥協する程度なりしを以て之れを根本的に改め國民として利潤の分配を均等せしむる爲めの産業協力なることを表示すること
(ニ) 右綱領草案を速に作製し各團體は同草案に對する意見を次回會合迄に持ち寄ること

(二) 關東地方 總聯合会の高山久藏は關西より歸京後森榮一、皆川利吉等と東京地方に於ける戦線統一に關し協議中なりしが、本月九日右三名は友誼團體たる日本産業労働俱樂部を訪問し西山仁三郎、大久保秀治等の幹部と會見懇談を遂げたる結果意見の一致を見兩團體主權となり全國的戦線統一の前提として本月二十六日東京地方に於ける愛國労働團體戦線統一懇談會開催の状況

労働運動の状況

四八

談合を開催することに決定し、各友誼團體に對し案内狀を發送すると共に本月十五日高山久蔵、西山仁三郎外三名の代表は内務、陸海各省を訪問して本運動に付き諒解を求むる處ありたり。

而して本月二十六日芝罘調會館に於て各團體の代表集會し懇談會を開催して左記事項を協議決定せり。

(一) 出席者

- 總聯合 高山久蔵外九名
- 日本産業労働俱樂部 西山仁三郎外十數名
- 新海員組合 新妻徳壽外一名
- 東電愛國同盟 佐藤守義外四名
- 大東京大工組合 木村有太郎
- 東京花結製産組合 高橋進三外一名
- 帝國木材産業正義研究會 高橋嘉四郎外一名
- 愛國木材工同志會 堀河山石松外一名
- 労働 汽車會社従業員組合 木間嘉一外四名

(二) 協議事項

(1) 構成する團體の活動範圍

(三) 中部地方

中部地方にありては十月五日總聯合會長高山久蔵の來名を機に名古屋市中區門前町電氣食堂にて左記團體の代表集會し座談會を開催し種々意見の交換を爲す處ありたり。

(一) 出席者

- 總聯合 高山久蔵、石井光長外二十一名
- 中部労働聯盟 伊藤長光外七名
- 官勞標準従業員組合 菊地正巳外七名

- (二) 協議事項
- 大日本忠孝労働組合(連) 山崎常吉外二名
- 新海員組合 太田政雄
- 懇談状況
- 先づ高山久蔵より組合會議脱退の経緯、日本主義労働運動の

情勢等につき報告あり、次で山崎常吉より過般の選挙戦の報告及び「日本主義労働組合の全国的發展統一」と「地方的發展統一」の任務に付て提議する處あり、最後に名古屋地方に於ける愛國労働團體の發展統一に付て懇談したる結果、之れが協議機關設置の爲め本月下旬第一回打合會議を開催することとし、夫れ迄の世話役として各團體より左の如く二名宛選出し暫定的連絡場所を山崎常吉方とすることに決定せり。

四、官勞中央委員會等の情勢

官業労働總同盟にありては今秋開催さるべき年度大會に於て其の綱領の改正を企圖し、去る六月十一日附にて「綱領再検討に關する持廻中央委員會狀」を各中央委員に發送すると共に、草案作製の爲め特別委員會を設置して之れが準備を進めつつありたり。元來官業労働の組織中心を爲すものは陸軍關係工場にして今回の綱領改正の決意も主として陸軍當局の意向を尊重せるに基くものなりと察せらる。即ち別記の如き現綱領を見るに、特に「反國家的」乃至は左翼的の「階級闘争」を強調せる點ありとは思料せられず、併し此の綱領は官勞創立當時の客觀的情勢を多分に折込まれ居るが故に、過去に於ける官勞の運動より觀て夫れを具現し居りたりとは言ひ難き點あり。斯る情勢にありし處へ陸軍當局は同一性質に在る海軍工廠關係の海軍聯盟との比較もあり、加ふるに陸軍當局獨自の見解等も加はりて此方面よりする綱領改正の意向をも參照し、遂に其の改正を決定したるものゝ如し。

而して左記の如く本月十七日小倉市公會堂に於て年度大會に代るべき中央委員會を開催して前記特別委員會起草の「改正綱領起草主旨」を採擇し明年度大會に於て正式に改正することを決定せり。

(一) 中央委員會の状況

前記の如く本月十七日小倉市公會堂に於て開催せり。出席者西浦宇吉、川村保太郎外十四名にし

労働運動の状況

四九

労働運動の状況

て西浦議長の下に川村主事より型の如く一般報告及本部情勢報告を爲したるに、之れに對し官本(大阪向)より「組合會議の労働代表選出方法は懇親しの如き傾向あるが本部は之れが是正に努めたるか」等の質問あり之れに對し川村主事は「労働代表選出方法は今日の内部事情より止むを得ず」と答へ、更に此際一言したとして官本の組合會議脱退の風評に對し「今日我官業労働が組合會議を脱退するが如き風説があるがこれに對し、我が同盟としては特に斯る態度を表明したことはない、併し今日組合會議にどうしても居なければならぬと云ふことはないが、それかと謂つて今遽かに脱退する必要もない此點誤解なき様云々と述べたることは綱領改正問題を繞りて兎角傳へられつゝある折柄とて、相當注目に値するものあり、次で左記議案を審議可決せり。

五〇

議事

- (1) 綱領再検討に關する件
川村より本日は大旨に代るべき委員會なるが本問題は綱領に關する重要問題なるが故に、特別委員會に於て大記の如き主旨を起草せり。之れに賛成を得れば次回大會に於て此主旨の下に綱領が改正さるゝを以て賛成願ひ度しと述べ一同異議無く可決せり。
- (2) 官公業労働組合提議促進に關する件
本同盟綱領二項の後半に基き日從業員組合、海軍労働、通信従業員聯盟、東京市從業員組合等に對し積極的に提議方を提唱することに決定
- (3) 來年度大會に關する件
開催場所 名古屋市 時期 明年九月又は十月
- (4) 役員改選に關する件
本部役員は全部留任することに決定

別記

- 一、團結の力に依り着實なる方法を以て労働條件の維持改善に社會改造の目的を貫徹すること
- 二、組織なき官公業労働者に團結を促すと共に純眞なる他の労働團體と提携して共同戦線に就く事
- 三、加四團體の統一を圖ると共に官公業労働者に共通せる労働問題を解決する事
- 改正綱領草案主旨
- 一、國家觀念を明確にし國情に即した合理的な方法により社會の進歩に貢献するものなること
- 二、官公業の重要性を認識して健全なる労働組合主義に依ること
- 三、組織と訓練により労働條件の維持改善福祉の増進に技術の進歩人格の修養に努めるものなること

農民運動の状況

一、全國農民組合の運動

全國農民組合にありては、道般施行せられたる府縣會議員選舉に對する闘争が豫期以上の成果を収め得たる事實に鑑み、漸く未組織大衆の關心と共鳴を得たる結果なりとなし、此の闘争力を活用し秋季闘争と縣會議員選舉に全力を傾注し以て滿洲事變勃發以來比較的不振の状態にある組合運動の局面を開き、其の擴大強化を圖らんと畫策しつゝある状況にして、之れが概況次の如くなるが、之に對しては農村の窮乏状況及民心の不安動搖に鑑み嚴重なる取締を加ふるの要あり。

(一) 秋季闘争 農に闘争方針の梗概を示し(九月分特高月報第一〇一頁参照)所屬聯合會の積極的活動を促す所ありたるが、更に十月十五日付を以て指令第五號「素晴らしき秋闘に躍進せよ、各地の状況と本年の特徴」を發して大要次記の如き方針を指示し秋季闘争の成功的遂行を期しつゝあり。

秋季闘争方針

- (1) 冷雨、風、水、虫害による凶作、不作は地方地域によつて種々であり、又その上に米高騰高で農民層によつて地域によつて種々な苦境がある。従つて結束戦術に注意が要する。
- (2) 明年に入つての飯米高と不足とは内地の作柄ばかりでなく、朝鮮米は主要産地が旱害、西、中鮮は水害で稍不良であるため千七百萬石の平均作を割る豫想は確実であること。故に生糸高は繭の減收が原因であることさへ十分に知られてゐない。
- (3) 未組織の獲得には、相變らず農民貧困の上に上下層の開きが強くなること、目標場所の選定調査が重要なことである。又組織に際しては官憲の威壓に對して慎重を要するし又全農への信頼、自力による奮起について活動が必要である。
- (4) 全農陣營は選舉戰によつて活氣づいてゐるが、漸次に資金が缺乏してゐる従つて組合費を集めるために計画的努力が要する。又組織闘争の充實した地方は自作農等の動搖に應じたカンパ等を併行發展させるために努力すべきである(この併行が現

五二

農民運動の状況

五二

在の全農が發展する形勢である。これに反して全農の基礎確立しえぬ地方は投票と入票とのみ絶大な期待をつないで基礎なきカンパに熱中する誤謬を冒す危険がある。尚新人候補と常務者の生活確立準備とはこの忙しい秋闘と共に進められねばならぬ。

(5) 地主は借金加算に苦しむものもあるが米値高に心をひかれてゐる。官憲は近年の争議激発と加ふるに東北の凶作によつて争議壓迫、切り崩し、組織擴大防止等を請するであらうから過

利な勢力の發動にはこれ又慎重な対策が必要である。

(6) 小作、農對所に対して調停、和解についての、小作契約更新についての闘争、すべて事前に預けはしいほどの交渉をなすべきだ。

(7) 昨今の情勢は正に有利である。精力的な活動の上に直ちにその状況を連綿して貫きたいそれは直ちに全国的に様々の方法を以て總本部は生かすことになつてゐる。

而して本部の右方針に基き各府縣聯合會とも、小作料の減免、小作條件の改善等を中心に積極的に活動を開始し、就中京都、新潟、岡山、愛媛の諸聯合會にありては具體的闘争方針を決定各所屬支部に指示する所あり、又栃木、福島、静岡、青森、秋田、徳島の諸聯合會にては中央執行委員會、其他の役員會にて其の闘争方針を決定し、殊に福島、青森、徳島の諸聯合會にては演説會座談會等を開催して趣旨宣傳に努めつゝある等、全国的に活潑なる運動が展開されつゝある状況なり。

(二) 縣會選舉 這般の府縣會議員選舉戦を通じて昂まれる農民大衆の政治的關心を活用して、積極的に新縣會に闘争を敢行すべきなりとして、十月十七日付を以て指令第六號「選舉戦の効果を生かせ、秋闘と縣會選舉を並行せよ云々」を發し「自轉車税の撤廢又は半減、農民負擔諸車税全廢、産米検査制の改正(第一主、政府米の交付、交付米積立の今年度分延期、農村資金(殊に肥料資金)の借入、借入資金の年賦償還、小作争議調停干渉政策廢止等々地方の實情に即したる要求を掲げ、ビラ傳單の發行、演説會、大會の開催、署名運動、期成同盟會の結成等地方的に華かな面からも社會的事實として刮目せらるべき戦術を採用して闘争すべきこと」を指令し、更に縣を通じて政府への土地取上禁止(低富で土地を取らるゝ自作農の耕作權を

含む)小作料の引下げを内容とする小作法制定の要求を發すべきことを應進する所ありたり。斯くて新潟縣聯合會の如きは(1)産米検査制度の改正 (2)車税の撤廢等の要求項目を掲げ縣内に縣會對策委員會を設け、友誼團體北日本農民組合との共同闘争により其の目的を達せんとし、着々其の準備を進めつゝあり、其他他府縣聯合會にありても夫れく「闘争準備を進めつゝある状況なり。

二、日本農民組合總同盟の運動

日本農民組合總同盟にありては、最近著しく不振の状態にある組合運動を好轉すべく企圖し、十月十日付を以て左記要旨の秋季闘争指令を所屬聯合會宛指令する所ありたり。而して右期間に於ける闘争を (1)小作法の即時制定 (2)農民居住權の確立 (3)農業保險法の即時施行 (4)社會的交付金制の確立 (5)産業組合を大衆の手に (6)災害地方の租税免除 (7)飯米の給與 (8)負債整理組合の強化 (9)生産資金無擔保融通等のスローガンの下に積極的に遂行し米組織農民の獲得に奏効すべきを期しつゝあり。

秋期闘争方針(要旨)

第一期闘争

- (A) 水田 一、各支部は関係地主、小作人、農會代表、支部代表立會の上坪勘をなす事 (二)各支部は関係地主、小作人、農會代表、支部代表と懇談し、其の結果を保存する事
- 二、坪勘は晴天続きにて稲穂の乾燥せる頃にナす事
- 三、坪勘をなしたる後は、其の結果を保存する事
- (B) 桑園 一、各支部は、刈獲の原因、状況、程度に就て精密なる基本調査をなし、農會技術員をして、之れを確認せしめ置く事

農民運動の状況

五三

(C) 畑 一、陸稲に就いては(A)に準ず

二、一般作物に就いては(B)に準ず

第二期闘争

- 一、各支部は本部より送付の別紙米穀調査表に基き(畑地は右調査表に準ずべし)收支計算をなし、本年度減免要求の合理的基礎を作り出す事(註調査表の添付書略)
- 二、各支部は右基本調査に基き、本年度要求額を支部大會の決議を經右各支部の組織力と相手方の實力、地方情勢を考慮の上に最も妥當且つ有效なる戦術を以て之が貫徹を期する事

農民運動の状況

第三期開學

一、各聯合會は、各支部の報告に基づき、各管内の爲め総合的要求を決定し、之が貫徹の爲め聯合大会を開催すること。
各管内農民大衆の要望を右大会を通じて具體化すると共に

三、各府縣に於ける小作紛争調停例

各府縣警察部當局にありては、最近、各管内の如く夫れ、小作紛争調停防止政策を樹て、之れが實現化に専念し相當實績を挙げつゝある状況なり。殊に警察の此の種活動は、獨り小作紛争調停防止の未然防止に與つて力ありしのみならず階級的農民運動の抑制に効果ありたることを認められ、更に積極的に小作條件の適正化農村に於ける道義精神の涵養に資する所ありたるは疑ふ可からざる事實なり。

次に之等各府縣警察部當局の對策例につき述ぶる所あるべし。

(一) 北海道 北海道にありては、昭和六年來僅かに昭和八年に於ける平年作を除く以外殆んど累年の凶作にして、本年又五月來の氣候不順のため凶作を豫想せられ、さなきだに増加の傾向を辿りつゝある小作紛争の激増を思はしむるものある事實に鑑み、之等紛争の未然防止乃至平和適正なる解決を促し、併て地主小作人間の親睦融和を圖り農村の平和維持と經濟更生に資し、以て農村治安の完きを期する意圖よりして不取敢 (イ) 例年小作紛争調停防止若くは不純なる農民組合運動等に因り小作關係乃至思想の惡化し居る地方 (ロ) 將來小作紛争調停防止若くは不純なる農民組合運動等に因り小作關係乃至思想の惡化し居る地方 (ハ) 其他警察上必要と見らるゝ地方等に農村問題對策委員會乃至小作問題調停委員會等、當該地方の實情に即したる恒常的調停機關を設立すべく、特高課長中心となり、小作官其の他農事關係官吏と之れが設立要綱に就き協議を遂げ、九月四日付を以て警察部長に對し通牒を發し、

其の積極的活動を促す所ありたる結果 (1) 九月二十六日山形警察管内に「長沼村小作紛争調停防止委員會」 (2) 九月三十日旭川警察管内に「鷹栖小作問題調停委員會」 (3) 十月二日深川警察管内に「深川町小作紛争調停防止委員會」 (4) 已村小作紛争調停防止委員會 (4) 十月十八日美唄警察管内に「美唄市農事懇談會」を設立するに至れり。而して各委員(懇談會)とも創立當日小作紛争未然防止策案之農民救済對策其の他の事項につき懇談を遂ぐる所ありたり。

因みに長沼村に於ける小作紛争調停防止委員會の構成其の他次の如し。

長沼村小作紛争調停防止委員會

(イ) 設立 昭和十年九月二十六日

(ロ) 目的 地主小作人間の對立抗争を未然に防止し以て兩者間の親睦融和を圖り眞に共存共榮の農村繁榮の實を擧げんとするにあり。

(ハ) 構成 (A) 正副會長 (B) 委員 (各部落區長、地主小作人、自作農各二名、警察官吏二名、農會技術員一名) (C) 顧問 (D) 書記
會長 長沼村長 副會長 長沼農會會長 顧問 特高課長
書記 山形警察局長 小作官

(ホ) 會則(要略)

第二條 本會ハ小作紛争調停防止策案ニ鑑み地主小作人ノ對立抗争ヲ未然ニ防止シ地主小作人間ノ親睦融和ヲ圖リ眞に共存共榮ノ農村繁榮ノ實現ヲ期スルヲ以テ目的トス

(二) 新潟縣 新潟縣にありては、本月報(八月分特高月報)第一〇九頁所報の如く、全縣的農村問題對策懇談會並に之れと併行して計

農民運動の状況

各支部の闘争に就いて積極的援助をなす事、其の具體的方法としては「農民運動の積極的進展に資する爲め縣廳、裁判所に對する陳情、抗議等」を上げ得るであらうし、未組織地方に對する宣傳、組織運動の展開も數へる事が出来る。

劃せられつゝある警察署中心の此の種族議會は、獨り地主小作人間の精神的融和と小作人紛争の未然防止に効果ありたるのみならず、農村問題対策上極めて示唆に富めるものありとして之れを繼續開始しつゝある状況なるが、本月中旬開催せられたる此の種族議會の状況次の如し。

(1) 第五回新潟縣農村問題對策委員會の状況

- (イ) 概況 本縣議會は十月五日関係者四十餘名出席(参考)の下に開催し今秋發生すべき小作争議解決方策其他(ハ参照)につき懇談する所ありたるが附帯事項共極めて眞摯に而かも和かなる雰囲気の中に懇談を進め懇談會の意義と使命の重大性を社會的に認識せしむるに至りたることは注目し得す。
- (ロ) 出席者 地主側 八名 自作農 二名 全農側 四名 北日側 三名 顧問 六名 警察側 一二名 傍聴者 一五名
- (ハ) 懇談状況 土肥警察部長座席に濱き
- (ニ) 今秋發生すべき小作争議解決の方策如何
- (ホ) 本年度米作々柄に関する意見如何
- (ヘ) 米穀検査制度に就ての各項につき懇談を重ね各々觀察なき意見を開陳し大體(1)の準議對策としては早稲解決主義協調主義に基き懇談會に於ても積極的に活動することとし其の他の事項につきては各々の立場と視野より意見を交換する所ありたり。

(三) 群馬縣

群馬縣にありては、小作紛争の未然防止は、不適正なる小作關係の調整にありとの見地よりして、特高農務課中心となり各地に於ける小作關係の調査を行ひ適正なりと認めらるゝものを示し、漸次之に倣はしめんとの方針の下に進みつゝあり。(當事者の自發的紛争)

(四) 栃木縣 栃木縣にありては、曩に設立せる霍宮、横川の兩村に於ける小作争議防止委員會は、其の後豫期の成果を収めつゝある事實に鑑み、更に等根村に對しても委員會を設立する所ありたり之れが概況次の如し。

(1) 霍宮村暨横川村小作争議防止委員會の活動概況

- (イ) 霍宮村小作争議防止委員會 本委員會にありては、開化結實期以降の風水害に因る減收を理由とする小作争議の頻發に備ふべく、十月四日關係地の検査を行ひたる結果、各大字毎に地主小作人の代表委員を置き部派単位に調停せしむるの要ありとなし、然るべき旨の改正を行ひたる後小作争議に關する委員會案を決定し、關係地主と折衝之れが承認を求むることとし、殊に不在地主に對しては委員會案を尊重せられたる旨折衝其の内諾を得る所ありたり。
- (ロ) 横川村小作争議防止委員會 本委員會にありても十月七日霍宮村委員會同様検査を行へり。
- (ハ) 基根村小作争議防止委員會設立状況
- (イ) 設立の昭和十年十月二十一日
- (ロ) 目的 地主小作人の對立抗争を未然に防止し以て地主小作人間の親睦融和を圖り共存共榮治村愛郷の實を擧げんとするにあり

(ハ) 構成 (A) 正副會長 (B) 委員 (地主小作人自作農者各一名)

- (イ) 役員 會長 村長 副會長 藤田新五郎(全農)、白井忠治
- (ロ) 顧問 特高課長、所轄警察署長、小作官補、村助役、村農會長、生産米検査員、駐在巡査
- (ホ) 會則(抜萃) 第二條 本會の目的ハ地主小作人ノ對立抗争ヲ未然ニ防止シ以テ地主小作人間ノ親睦融和ヲ計リ眞ニ共存共榮治村愛郷ノ實現ヲ期ス
- 第三條 本會ハ等根村ニ在住スル各字地主小作人、自作農ヨリ若干名ノ委員ヲ以テ構成ス
- 第六條 委員ノ選出方法ハ各字民ノ推選シタル候補者中ヨリ會長之ヲ指名ス但シ委員ハ各字職トス
- 第七條 委員ニシテ小作争議ノ發生ノ虞アル事項ヲ聞知シタル場合ハ直ニ其ノ状況ヲ具シテ會長又ハ顧問會長ニ報告スルモノトス

(ト) 全農團に與へたる影響　由來磐根村は全農栃木縣中の最も有力なる地盤として其の活動活潑なりしが、本委員會の設立により其の活動範圍を縮小せられ解散の止むなき狀態となれり。

(五) 長野縣 長野縣にありては、來るべき收穫期を契機として冷害に因る減收を理由とする小作料減免運動の頻發と激化を豫想せらるゝ實情に鑑み、緊急に之れが未然防止策を講ずる要ありとなし、警察、經濟兩部間に於て具體策を講究する所ありたる結果、市町村、農會關係者の積極的斡旋を促すを得策なりとして、警察、經濟兩部長名を以て町村長、町村農會長、經濟部出張所長、警察署長宛調停斡旋に對する左記具體案を骨子とする通牒を發し、其の積極的活動を促しつゝあり。

一、市町村又は農會長等を中心に紛争豫想地域又は部落若くは一市町村を單位とし地主及小作人の代表數名第三者（市町村會議員、農會總代、自作農、其の他）を委員としたる小作爭議防止委員會を設置し關係者協力し必要に應じ縣小作官等とも連絡を密にして調停に當ること。

(六) 關東縣 福島縣にありては、本年度米作は天候不順のために局地的には寧ろ昨年以上の凶作を豫想せられ、之れに伴ふ小作紛争議激増の兆ある事實に鑑み、之れが未然防止と平和的解決を圖るべく各關係者の積極的活動を促すことゝなし、十月十二日付を以て警察、經濟兩部長名を以て (1) 地主、小作人中其の一方が立會檢見を回避するが如きことなき様注意し萬一回避の場合には市町村吏員、警察官其他が立會檢見を爲し又は技術員をして實收復の調査を爲さしめ證據保全の途を講

せしめること (2) 検見執行の場合には現場又は少くとも稍刈取前に於て減收額又は實收額の協定を爲さしめ、其の協定成立せざる場合は再検見を爲さしむること (3) 検見執行將勤に當りては市町村長、警察署長間に於て克く連絡協調を保つこと等の點に留意し、刈取前に於て小作人より地主に對し検見の要求を爲さしめ、雙方立會検見の上可成當時者間に於て小作料の減免協定を爲さしむる様一通牒し、更に紛争議の未然防止と地主小作人間の精神的融和を圖る意味に於て、十月十六日川俣警察署管内に於ける農村問題座談會を開催したる外安達郡高川、旭、新殿、太平、小濱、木幡、杉田、澁川の各村役場並に二木松、小野新町の各警察署に於て小作料減免其他に關する懇談會等を開催し、相當効果を擧げつゝある狀況なり。因みに川俣警察署管内に於ける懇談會の概況次の如し。

- (1) 會同者 縣廳側 品田警察部長外四名、署長以下十三名
町村長側 渡邊川俣町長外七名、農會技術員 七名
山小作人側 一十五名、小作調停委員 四名
- (2) 協議の概要 品田警察部長司會の下に
土地及小作料に關する問題
警察官の爭議調停幹旋問題
農村更正の問題
- (ハ)(ロ)(イ) 等につき懇談する所ありたるが小作料を中心として惹き起さるる

(イ) 警察官は所謂功名名事をするにと
(ロ) 獨斷に陥り易きこと
の弊を是正するの要ありとの意見あり、農村の更生問題につきては精神作用にありとの意見大多數なりし模様なり。

第七、青森縣 青森縣にありては、昨年の凶作時に當面して農村に於ける地主小作人間の對立抗争を未然に防止し、農村治安の完きを期する意味よりして、町村單位の小作紛争議防止委員會を設置し豫期の成績を挙げ得たる事實に鑑み、本年は更に積極的活動を促し昨年以上の成果を收むべく之れが具體策につき警察、經濟兩部長協議を遂げ、夫れ々の具體的活動

方針を警察署長、町村長等に通達し其の積極的活動を奨励する所ありたるが、更に本年は新なる試みとして前發委員會活動と併行して、凡ゆる農村社會問題を取り上げ之れを適切に指導し、旁々最近跳梁せる所謂農村ブローカーを抑制し、農村の明朗化と治安維持の完備を期すべく各警察署に左記要綱に依る農村問題相談係を置くことなせり。

記

- 一、名稱 農村問題相談係
- 二、係員 特高係
- 三、取扱事項 農村社會問題 (1) 貸借關係 (2) 負債整理 (3) 借地
- 四、相談時間 (3) 出稼問題 (4) 婦女買賣等を含む (5) 借米問題 (6) 借

療問題 (7) 水利問題 (8) 家庭紛争 (9) 冠婚葬祭 (10) 其の他凡ゆる社會問題 (11) 社會問題以外に農業技術問題をも取上げ關係方面に折衝し之れが指導等の促進 (12) 但し部落に於ける簡單なる問題は可成在巡査を責務はしむること。

(八) 山形縣 山形縣にありては、昨年度の凶作時に當面して設立せる、「小作紛争防止委員會」並に警察單獨の積極的争議調停活動は豫期通りの成果を収め得たる實績に徴し、又一面本年の作柄は平年作以上の收穫ありて農村の空氣稍々緩和せられたる等の事實に鑑み、本年は昨年度の如き當面せる紛争の未然防止活動と併行して、小作條件の適正化に努むる方針の下に此の方面に對する警察の積極的活動を促しつゝあり。



備考

一、公租公課其他ノ諸掛ヲ十割ト見積ル 二、種子代、肥料代、其他ヲ十五割ト見積ル 三、土地資本利ハ時價三百五十圓トシテ四分利ヲ見積ル 四、勞働報酬ハ一反歩ノ耕作勞働ヲ二十三人ト見一人約九十錢強ト見積ル 五、米價一石二十五圓ト見積リ計算ス。

(九) 秋田縣 秋田縣にありては、義に本月報「八月分特高月報」所報の如く農村問題對策懇談會を恒常的機關として開設する所ありたるが、更に小作紛争の未然防止と之れが平和適正なる解決の實は各關係方面との緊密なる連絡協調に俟つこと大なりとして、十月二日特高課長主唱の下に地方裁判所判事(調停係)、縣農會技師、小作官、穀物検査所長等關係者の會合を求め、小作紛争の未然防止其の他に關する各機關の連絡協力方につき懇談を重ね、今秋の争議に對する態度其の他の打合せを爲す所ありたり。

因みに十月五日開催せられたる前發農村問題對策懇談會例會の概況を述ぶるに次の如し。

- 一、出席者 地主會員八名 小作人會員十名 囑託會員五名
- 二、議題 高橋會長長席につき (1) 小作料を全額的に一定の基準を設定するの可否方法 (2) 不作の場合に於ける毛引決定の最も公正妥當なる方法 (3) 米穀重量制實施についての各項につき懇談を重ねる所ありたるが、小作料の基準設定方につきは賛否兩論あり相當考究するの要あるを認められたるため一

應保留し引續き研究することとし、毛引決定の方法については檢見の際農會技師の意見を求め其の調査を基礎として決定すべきを妥當とする意見多數なりしが如し。而して米穀重量制實施の問題については之れが實施に伴ふ小作人の利害關係を中心として相當議論ありたる外時期尚早なりとする意見多く、今後研究を要すべき問題として後日の研究に俟つことなせり。

(三) 富山縣 富山縣にありては、豫てより農村に於ける治安維持の完きを期するため、各種の基礎調査を勵行しつゝありたるが、不取敢縣下に於ける小作争議の激甚地にして且つは特種の小作慣行ある井波、城端の兩警察署を中心とする南礪

農民運動の状況

地方に恒常的な農村問題懇談会を開設するの要ありとなし、十月二十一日井波警察署に於て特高課長、小作官其の他関係地域警察官等の上懇談会開設に關する諸種の打合せを行ふ所ありたり。

(二) 鳥取縣 鳥取縣にありては、縣下唯一の爭議激甚地にして且つは潰滅せる全農全國會議の左翼的傳統を繼ぐ全農再建の氣運澎湃たるものある西伯郡農村に適切なる施設を爲し紛争の未然防止と、前縣全農再建の運動を抑制し以て同地方に於ける治安の維持、地主小作兩者の合理的、進歩的關係の改定及道義精神の昂揚を期する意味よりして、茲に特高課長が同地方に於ける小作爭議の調停に當りたる際、(八月分特高月報)解決條件の一としたる協調會案審議のためと旁々縣下に於ける小作問題に關する懇談を爲すべく、十月五日警察、經濟の兩部並に農會、裁判所、小作官等の關係者會合の上懇談会を開催し、前敘協調會々則草案を審議決定すると共に農村經濟問題其他につき意見の交換を行ふ所ありたり。

然るに右の協調會設立に關しては、小作人側に於ても表面賛成し居りたるも其の底意は、極力協調會の事業其の他につき小作人側の無理なる要望を貫徹し、不日全農の再建に資せんとするにありたるものゝ如く會則案の決定に當りては、事毎に不信の行爲を敢てする所ありたるため、當局は小作人側に於て非協調的態度を改め眞に兩者の協調に依り、其の經濟更生に資する所ある組合を結成するの雰囲気に至る迄、之れが結成への側面的援助を打切ることゝせり。

(三) 香川縣 香川縣にありては、小作料の値上土地回收等小作問題に對する地主の態度漸次攻勢に向ふの傾きあると共に、一面全農再建の氣運漸く濃厚となり、農村不安を惹起する虞多分に見受けらるゝ縣下農村の實情に鑑み、無理難なる地主の啓蒙と階級的農民組合の再建運動を抑制し、以て農村警察の實を擧ぐべく對策講究中にあるが、不取敢往時農民運動の盛なりし高松、平井、佛生山、瀧宮、坂出の五警察署管下に於て農村問題懇談会を開催し、理解に乏しき地主の反省を

示唆して前敘目的を達することゝなし、第一回の試みとして、平井警察署管内に於て之れを開催する所ありたり。而して本座談會は十月二十四日本田郡平井町公會堂に於て、警察、農會、小作官、篤農家、地主等の關係者三十三名出席の下に開催し、農家の經濟狀態を中心として懇談を進め、農村問題に對する地主の認識を深からしむることに努むる所ありたり。

(二) 當事者の積極的協調施設 各府縣警察部の小作紛争防止施設は、別に述ぶる所ありたる如く相當實績を擧げつゝある所なるが、他面當事者の積極的施設亦相當見らるべき成績を擧げつゝあり。之れが概況次の如し。

(1) 瀧沼村農業者委員會(新潟縣) 新潟縣北蒲原郡五十公野村地主相馬武は、昭和二年中地主小作人間の意思の疎通と利害の調和を圖る目的の下に、同郡瀧沼村五ヶ字に於ける地主及關係小作人を網羅し前縣農業者委員會を設立する所ありたるが、其の結果同地方は新潟縣下に於ける農民運動の發生地にして爭議激甚地なるに不拘、本委員會關係に關する限り未だ爭議の發生なく相當見るべき成績を擧げつゝあり。因に本委員會の規約竝に小作調停の條項次の如し。

(イ) 規約(抜粋) 第二條 本會は瀧沼村に居住する耕作者及其の關係地主より各五名宛の代表者を選出し右代表者を以て組織す 第四條 本會は瀧沼村に關係せる地主耕作者間の意思の疎通と利害の調和を圖り併て農民の福利増進を企つるを以て目的とす 第五條 本會の目的を達する爲め執行事業は本會議決を以て議決す 第六條 本會に左の役員を置く 委員長 一名 副委員長 一名 役員は會員の互選に依り委員長は地主中より、副委員長は耕作者中より選出す 役員は會員の互選に依り委員長は地主中より、副委員長は耕作者中より選出す

農民運動の状況

(2) 査定収益が定免小作料の十八割未満十一割以上なる時は
定免小作料の十八割と査定収益との差額を定免小作料より
減ず。
(3) 査定収益が定免小作料の十一割以下なるときは賃納小作
料は査定収益の二割五分とす。
六、坪割の方法を以て収益を査定する場合は新潟縣農事試験場
の公示せる収益算出法に依る。
一三、地主は大字(中谷内、新井田等)小作人より取得せる小作
料一石に付き金四十錢以内の限度に於て農務委員会の決議せ
る金額を小作人は各戸に付金拾錢を何れも本農務委員会費と
して毎年二月十五日迄に納出すること。
一四、本件の特許事項に抵触せざる従来の慣行並に契約は將來
に其の効力を存す。
一六、本件の特許事項中四割の状況従来の慣行に變化を來したる
爲め適當と認められる場合は契約期間中と雖も農務委員会の決議
に依り適宜改定すること。
(2) 本湖村土地小作料標準調査會(群馬縣 群馬縣勢多郡本湖
村に於ける地主家清水及菊は、大正八、九年頃全國的風潮に刺戟
せられたる居り小作人の思想的變化に基く地主との感情的對立

と小作紛議發生の事實を發見し、不適正なるものある同村小作
條件の適正化と地主小作人の精神的融和を圖ると共に、生産能
率の増進に資して居るに於ける小作問題惡化の禍根を排除す
べく、金關奔走する所ありたる結果大正九年九月には、同村々
農會、小作人會、地主會の三團體より各三名選出せられたる
委員を以て構成する本湖村土地小作料標準調査會を組織するこ
とに發効せり。
斯くて前發調査會にありては、創立の目的達成のため各種基
礎調査を行ひ、同村に於ける土地の生産標準と小作料の標準を
決定し全村關係者の承認を求むる所ありたる結果、全村一致の
調査會案を承認する所となれるため、大正十年度より之れを實
施し其の後何等の紛議を見ることなく至極圓滿に右調査會案は
施行せられ來りて、同村に於ける小作問題の惡化防止に與つて
力ありたるを認めらるゝ所なり。其の後大正十年度實施に係る
右標準は改訂の要あるに至りたりとなし、昭和八年十二月左記
の如き改訂案を作成し、昭和九年度より實施することとなせる
が、同年は稲作の凶作なりしたため直ちに實行し得ざるの實情に
ありたるため、本年度より之れを實施するの運びとなり居るの
状況なり。

田地生産標準と小作料標準表(反當)

等位	米ノ生産標準	小作料上	小作料中	小作料下	同上小作料	小作料合計	總生産金額(見値)	總小作料金額(見値)	小作料ノ割合
上	二六〇〇〇	一〇〇〇	九五〇	三六〇〇	七六〇〇	四〇〇〇	八八七〇〇	三二〇〇〇	三六
中	二二〇〇〇	八八〇	七五〇	三三〇〇	六四〇〇	三六〇〇	七三九〇〇	二六二〇〇	三六
下	二〇〇〇〇	七五〇	六五〇	三〇〇〇	五九〇〇	三三〇〇	六六八〇〇	二二七〇〇	三六

畑作生産標準と小作料標準表(反當)

等位	小麥生産標準	生産金額	生産標準	生産金額	生夏生産金額	總生産金額	小麥小作料	金額(見値)	對生産小作料割合
上	一六〇〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一〇〇
中	一四〇〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一〇〇
下	一二〇〇〇	一二〇〇	一二〇〇	一二〇〇	一二〇〇	一二〇〇	一二〇〇	一二〇〇	一〇〇

農民運動の状況

四、産業組合青年聯盟全國大會とその動向

(一) 窮乏化する農村の自力更生の一方策として樹立せられたる、産業組合の擴充五ヶ年計畫は政府の保護助成政策と相俟つて著しき進展を遂げつゝあるが、同産業組合の前衛隊として組織せられたる産業組合青年聯盟は、産業組合の自主化と政治意識の昂揚を掲げて五ヶ年計畫事業の遂行に助力して其の擴充に努めつゝありて、殊に過般施行せられたる府縣會議員選舉に際しては、相當積極的政治運動方針を決定して、殆んど全國的に相當活潑なる運動を展開して盟友の政治意識の昂揚に努むる處ありたり。

(二) 同聯盟にありては十月十六、七日の兩日に互に京都市に於て第三回全國大會を開催して、産業組合の大衆化の問題を中心として討議を重ねたるが、同大會に於て現れたる特異なる現象は、産業組合の大衆化の目標を専ら耕作農民及労働者等一般貧窮大衆に置き、官僚の羅網を離脱して自主性を基調とする大衆化を強調し、或は農村問題の根本的解決は土地問題にありとして、土地の産業組合管理を主張し、又反産運動對策として中小商工業に對し、反産運動なるものは、巨大資本家が中小商工業の攻撃の鋒先を産業組合に轉ぜむとする惡辣なる手段なることを理解せしめ、相携へて共同の敵たる巨大資本家の牙城に向つて肉薄すべき事を強調せる點にして、思想的にも實踐的にも現下の農村事情に對し相當注目すべきものと思料せらる。

(三) 而して同大會を契機として、産青聯内部に於て同聯盟の發展的解消論が擡頭しつゝあるやに傳へらるゝのみならず、最近に於ける全農全國會議、全國農民組合等の農民組合が、従来の産業組合運動の排撃の態度より之が運動を利用乃至是正の態度を以て之に惹きつゝある事實と、コンミンテルン第七回世界大會に於て決議せられたる大衆獲得の戦術の轉換等に

稽へ、今後産青聯内部に於ける動向に就いても一應の注意を要するものありと思推せらる。

商工運動の状況

反産運動の状況

反産運動の中心團體たる全日本商權擁護聯盟にありては曩に常任委員會を開き商權擁護に関する運動の實行方法を協議する處ありたるが、十月九日各委員會の決定に基き、別記商權擁護實行計畫要綱を作成し所屬團體に配布して積極的活動を促せり。又過般施行せられたる府縣會議員選舉に於ける産業組合の政治的進出の状況を調査しつゝあり。次ぎに全國米穀商組合聯合會は議會の切迫に伴ひ第六十八議會には米穀自治管理法の再提出を豫想し、之が對策に腐心しつゝある模様にして、最近各府縣經濟部主唱の下に開催せられつゝある米穀商並産業組合關係者の懇談會は同法案が米穀商の利益を阻害するものに非らずと説明し米穀商の反對運動を緩和せむとする方策にして、法案の内容は官僚的統制主義と産業組合從來よりの指導精神よりして中間機關排斥を目的とするものなること明かなるを以て、懇談會開催の際に斷乎として之に反對すべき様所屬團體に對し通達を發する處ありたり。又各地商工會議所、商工會、米穀商組合、藥劑師會等に於ても産業組合の不當進出を論難して商權擁護の氣勢を擧げつゝある状況なり。

別記

商權擁護運動實行計畫要綱

最近商權擁護運動に對する一般の認識を深め輿論亦漸次高揚を

見つゝあるを以て此際一層運動の徹底を圖る爲め左記事項を實行すること

一、聯盟會報を發行し本部支部及分會間の連絡を緊密にすると共

商工運動の状況

水平運動の状況

- 一、一般運動の喚起に努むること
- 二、各種運動の實行に當り出來得る限り關係團體との協力を保ち、戦線の統一と擴大を圖ること（此の爲め主眼者間の連絡は勿論事務的接觸を緊密ならしむること）
- 三、聯盟各支部に分會網を組織し産業組合並其の別動機關の政治的進出に備ふること
- 四、産業組合不當進出の實狀其の他商權保護運動の資料の實地調査の爲め本部より調査員を派遣すること（之に對し各支部に於て出來得る限り協力せられたること）

六八

- 五、米穀及農産物法案の對策に付きては日本商工會議所に於て具體的攻究中なるを以て其の決定を待ち之が實行運動に協力すること
- 六、産業政策の調整確立の實現に關し此際内閣審議會議に内閣調査局に對し十分なる了解を得る機運運動を爲すこと
- 七、議會開會前の中間的運動方法に付ては實行委員に二任すること
- 八、對議會策に付ては諸般の狀勢を注視し更に常任委員會に於て審議決定すること

水平運動の状況

一、現役兵の差別事件と全水の對軍部闘争との關係

(一) 現役兵の差別事件發生と全水の組織運動 九月十六日久留米工兵第十八大隊第二中隊福井少尉の指揮する一ヶ小隊が、佐賀縣三養基郡基里村附近に於て休憩中、同隊の櫻井二等兵が靴磨の手入をなし居りたるに對し、同僚の山口二等兵は君の足は板足でないか、「板足はこれが多い」と指四本を出して差別容姿をなしたり。然るに偶々同所に居合はせたる福岡縣朝倉郡三輪村全水朝倉地區員藤本茂一郎が、之を目撃し直ちに山口二等兵にその差別的態度を糾弾すると共に、小隊長福井少尉に對し山口二等兵の失言事實を述べ、後日全水幹部と打合せの上何分の處置を採るべき旨告げ立ち去りたり。

而して糾弾者藤本茂一郎は、直ちに朝倉地區幹部及全水福岡聯合會に報告したる結果、同縣署に於ては直ちに中央委員藤原權太郎を派して之が運動の指導に當らしめたり。爾來朝倉地區に於ては座談會の開催其の他の方法に依り大家の糾弾意識の昂揚に努むると共に、十月十四日付第十二師團長、同參謀長、工兵第十八大隊長、同第二中隊長、同隊福井少尉に對し、本事件に對する見解を尋ねたる書面を發送し、その回答如何に依り第二段の闘争に移ることとせり。

(二) 軍部側の處置と對軍部闘争との關係 一方軍隊側に於ては師團參謀其他關係隊間に於て、善後策を協議の結果「糾弾者に對し陳謝し、或は各隊將兵に對し改めて訓示等をなすに於ては、更に喚起する虞れある」を以て憲兵隊にその處置を一任し、靜觀することに決定したる模様なり。

右の如く軍隊側よりは、何等の回答なき爲、糾弾者側は軍隊側の處置如何に依りては、大演習を契機として徹底的糾弾に移るべしと敢て居りたる所、偶々今秋の大演習に召集を受け居りたる福岡縣朝倉郡三輪村豫備役歩兵二等卒藤本七三（糾弾者藤本茂一郎と同地區にして福岡歩兵第二十四聯隊に召集を受け居りたるもの）に對し、十月八日に至り突如所屬聯隊區より召集取消の通知ありたり。茲に於て糾弾者側は之を以て更に軍部當局の間接的差別なりと稱し、益々憤激するに至り現役兵の失言問題に對する糾弾運動は勿論、全水平社の對軍部闘争（兼ねて運動中なりし、軍隊内に於ける融和政策實施要求運動）に對し一大拍車を加へるに至り、之等全水關係者の大演習を中心とする動靜は特に注意警戒を要するに至れり。

二、全水の府縣會議員選舉運動

全水の府縣會議員選舉の狀況に關しては前號に記述せる所なるが尙その他全水和歌山縣聯執行委員長道浦若八は同縣海草郡より民政黨公認として立候補し、一九二六縣を以て當選せり。

水平運動の状況

六九

尙前號に於て記述したる朝田善之助(京都市より立候補して落選)及同人の運動員小林清一は兼ねて選挙違反として檢舉取調べを受けつゝありたる所、十月二十三日朝田は禁錮二ヶ月小林は同一ヶ月の判決言渡しあり、又福岡縣早良郡より立候補當選したる宮本榮次郎は十月二十三日買収の嫌疑を以て拘留状を執行せられたり。

朝鮮人の運動状況

一、朝鮮人に對する差別的言辭に基く紛議の概況

名古屋市東區大曾根町所在市立大曾根労働紹介所に於ては、本月一日鮮人傭人解職を動機として就勞朝鮮人との間に紛議發生せり。本紛議は同四日所轄警察署員の斡旋により一應解決を見たが、關係鮮人間に接頭せる市當局に對する反感は、嘗て就勞鮮人に差別的言辭を弄したるやの聞えある同紹介所長の排撃運動に轉化し、在名鮮人團體が之に介在し相當熾烈なる活動を展開せり。其の概況次の如し。

(一) 發生原因 大曾根労働紹介所に於ては、客月三十日、同所の鮮人傭人嚴住自當二十六年を豫算不足の名目にて解職せり。同人は、本月二日午前六時頃紹介所に集合せる鮮人労働者約二〇〇名に對し、鮮語を以て相當激越なる辭任の挨拶を述べたる處、豫て縣營庄内川工事の紹介上に關し不満を藏せる労働者は之に刺戟せられて、一時不穩の情勢にありたるが所轄警察署員の斡旋により一應解決せり。然るに同紹介所長影山大祐が、嘗て就勞鮮人を目して「親なき者」(國家なき者の意)と侮蔑的言辭を弄したるやにて、在名融和團體中部日本労働會は、右失言を捉へて執場に市當局に迫り、併せて労働條件の改善を企圖するに至れり。

(二) 經過 (1) 鮮人側の態度 中部日本労働會(會員約八〇〇名)は、紛議發生以來事態の推移注視中なりしが、紹介所長に内辭融和を阻害するが如き言動あるに於ては看過し得ずとして、本月四日午前十一時理事長金洪漢、主事明桂安の二名は、松橋市社會部長と會見し内辭融和上善處方陳情する處ありたるが、市側の高壓的態度に依り漸次硬化し市當局糾弾活動は逐日尖鋭化せり。即ち(イ)十月五日大曾根紹介所々屬労働者に影山所長排撃のデモ約三〇〇部を配布す、(ロ)十月五日市内森下座に於て「松橋社會部長及影山紹介所長排撃同盟」の名を以て「労働者大會」を開催し、排撃決議文を可決し引續き演説會に移り氣勢を揚ぐ(聴衆約三〇〇名)、(ハ)十月九日在名鮮人團體關係者五〇名を以て對策協議會を持ち、其の決定に基き同十一日午前十時三十分より名古屋公會堂に於て「在名朝鮮人大會」を開催(會同者三五〇名)し市當局糾弾の決議を爲すと共に、大會の名に依つて影山紹介所長、松橋社會部長、大岩市長の退職を要求せり。

一方名古屋合同労働組合其他の在名極左分子は、本紛議を通じて組織の擴充を意圖しつゝありたるが、逸早く中部日本労働會其他の融和系分子が進出したる爲、之等融和系分子は労働者大衆の利益獲得の爲め闘争するに非ず、必ずや運動途上に於て市當局に買収され運動を打切るべし、従つて吾等は共同闘争を避け融和系分子の動向を監視す」と爲し十月九日の對策協議會に於て其態度を表明すると共に、十月十日付「朝鮮人差別反對闘争に對し各紹介所の兄弟諸君に敬す」と題するアジビラ約三〇〇部を各紹介所其他に配布せり(十月十二日發禁)。

(2) 市側の態度 市當局に於ては影山紹介所長に侮蔑的失言の事實なく、從て決議には應じ難しとして強硬なる態度

を以て終結する一面、十月十三日以降市社会部備人南福商をして鮮人側委員を戸別訪問せしめて極力感情の緩和に努むる處ありたり。

(三) 解決の経緯 鮮人側には、十月十六日在名朝鮮人大會の決議を齎らせて市當局と會見したる處、市側は「侮蔑的発言問題」に關しては極力觸るゝことを避け、「労働條件の改善問題」に關しては其の責を縣當局に轉嫁せむとして誠意なき態度を重ねつゝありたり。然るに朝來市役所前空地に集合せる大會根、日置、熱田各紹介所々朝鮮人労働者、其他在名朝鮮人等約四五〇名は、之が解決を待望しつゝありたるが、代表の交渉経過の説明により市側の不誠意に憤慨し、偶々降雨となるや一齊に市廳舎内に侵入し積水穩の狀を呈せり。縣特高課長は事態を憂慮し、同日午後十時松橋社会部長を訪ね本問題に對する市側の對策と解決に關する真意を訊したる所、即滿解決を熟望し之が調停を依頼する所ありたるを以て、兩者間を斡旋調停に努めたる結果翌十七日午前二時三十分左記の如く朝鮮人側と比較的有利なる條件により圓滿解決せり。

(四) 警備の態様 本紛議に關し市側は終始高壓的態度を以て之に臨み、解決方に關する真意窺知し難きものあり。一方朝鮮人側は、合法的に運動を展開し、名目上合同労働組合其他極左分子の介入を排除し極めて真摯なる態度に出でたり。縣特高課に於ては、兩者の態度に鑑み朝鮮人側の舉措にして、不穩燃激に亘らざる限り抑壓せざる方針の下に、治安維持と事態の激化及擴大阻止を第一義として之が推移を注視する一面、市長以下關係吏員の身邊警戒は勿論各労働紹介所、市廳舎等に對し隨時必要員數の制、私服警察官を派遣して之が警戒に當り市當局をして危惧の感ならしめたり。

解決條件

一、所謂発言問題に關して、事實の有無を問はず本事態を惹起したるは遺憾に堪へず、將來留意すると共に謝意を呈す。

二、庄内川工事場に於ける労働條件の改善に就て、(1)紹介を受ける現場に赴きたるも天候其他の事情により就労し得ざる場合の措置は日下縣當局と交渉中にして極力善處す、(2)溜水の干渉等に

より一日分の賃銀を得る能はざる時は常備小間賃を通じ一日分の賃銀を支給し得る様態處す。

三、朝鮮人事務員採用に就て、近き將來に於て實現を期す。

四、紹介の公平に就て、特に指名なき限り内鮮人の區別なく公平に紹介す。

二、朝鮮人の内地出入状況

(凡例) ○印増 △印減

月次	入國者	出國者	入國者の増減	出國者の増減	前年同期との比較	出國者の比較
一月	一〇、三五八	一六、〇九八	—	五、七四〇	△	八、九六五
二月	一〇、三九八	一六、〇九八	—	五、七四〇	△	八、九六五
三月	一〇、三九八	一六、〇九八	—	五、七四〇	△	八、九六五
四月	一〇、三九八	一六、〇九八	—	五、七四〇	△	八、九六五
五月	一〇、三九八	一六、〇九八	—	五、七四〇	△	八、九六五
六月	一〇、三九八	一六、〇九八	—	五、七四〇	△	八、九六五
七月	一〇、三九八	一六、〇九八	—	五、七四〇	△	八、九六五
八月	一〇、三九八	一六、〇九八	—	五、七四〇	△	八、九六五
九月	一〇、三九八	一六、〇九八	—	五、七四〇	△	八、九六五
計	九〇、一八八	七八、六五五	一一、五三三	—	△	五、六二五

其の他の運動状況

一、最近に於ける無政府主義運動の状況

従来の無政府主義運動は主として宣傳行為（行動宣傳と稱し直接行動をも含む）に依り各人の相互扶助の精神を喚起せしめ以て自由聯合をなさしめんとする方針なりし爲、共產黨の如く政治権力の奪取を目的とする中央集権的な組織を企圖せざるのみならず却つて之を排撃し來れり。

然るに最近無政府主義分子に依り、積極的に政治権力を把握する爲の強固なる革命黨の結成を策せられつゝある模様にして、此等の分子は已に數回に亘りてパンフレットを發行配付しその主義主張運動方針を宣傳する所ありたり、その要旨次の如し。

- (イ) 最高理想社會——目的 此等一派は無政府主義社會を以て最高の理想社會とし、之が實現の爲の具體的運動目標として次の諸事項を掲げつゝあり。
 - 一、権力政治の撤廃。
 - 二、完全なる自治制の確立。
 - 三、私有制の廢止。
 - 四、生産手段及土地の共有。
 - 五、賃金制度の撤廃。
 - 六、勞働者農民の生産管理。
- (ロ) 實現の手段——而して之が實現の爲には暴力革命即ち「政治的権力を武力的に獲得する以外に方法あり得ない」とし、之が爲に「武裝せる黨の建設を必要とする」旨力説せり。斯くて彼等自身に於て「此等の事實はアナキズムの行動の方法に對する重大なる修正である」と稱しつゝあり。
- 而して無政府主義と反對なる政治権力を自らとることの矛盾に對しては前述の理想社會を實現する過程に於て「必然的に之

ルジョアの反動の防衛を豫想せらるゝを以て之が防衛の爲一時政治権力を把握するの必要あり」とし、決して政治的権力の永久化を求むるものに非ずと辯解し「新らしい自主的經濟建設が確立し地方自治制が強化するに伴ふて自ら政治権力を放棄せんとするものなり」と稱せり。

(ハ) 具體的運動方法——尙その具體的運動方法に於ては、「その組織する革命黨は一般大衆の政治的指導者若しくはその前衛ならざるべからず」となし、又此の革命黨以外に労働組合、農民組合、協同組合、文化團體等の外圍團體を組織するの必要を説き、或は社會民主主義一派を排撃する等殆んど共產黨と同一運動方針を採用しつゝあり。

(ニ) 共產主義運動との相異點——只共產主義運動と異なるものとして特に彼等が強調せる點は、共產主義の國際的運動、革命後に於けるプロレタリア國家の自然消滅説及プロレタリアのヘゲモニーを説くことに對しての反對なりとす。

即ち國際主義に關しては、今日の資本主義の國際性は民族的要之本運動は日本共產黨の運動と多少の差異ありと稱するも、その根本精神に於ては日本共產黨のそれと何等異なる所なきのみならず過去に於ける無政府主義運動と共產主義運動の經驗に基き、兩者の長短を補正し現在の客觀狀勢に適應したる運動を展開せんとするものなることは想像に難からざる所なるを以て、之等の動向に關しては嚴重注意警戒を要するものあり。

雜 錄

特高關係主要機關紙發行狀況

機關紙(誌)名	機 關	係	発行月日	発行番號	處分月日	備 考
赤 旗	日本共産黨機關紙	右				
兵 士 の 友	同	右				
黨 建 設 者	同	右(誌)				
多 数 派	日本共産黨中央黨部全國代表者會議準備委員會機關紙	右(誌)				多數派解體 赤旗關西版ヲ以テ之ニ代替ス
理論と實踐	同	右(誌)				
日本政治新聞	二國社會主義派機關紙					
無産青年	日本共産黨青年同盟機關紙					
労働新聞	日本労働組合全國協議會機關紙	右(誌)				
全協の旗の下に	同	右(誌)				

労働青年	同	右青年部機關紙				
反帝新聞	日本反帝同盟機關紙					
教授新聞	日本赤色教授會機關紙					
労働ニュース	日本労働教育準備會機關紙					
農民新聞	全農全國會議機關紙	右				
部落戰士	同	右				
プロレタリア文化	日本プロレタリア文化聯盟機關紙	右(誌)				
コソゾ	同	右(誌)				
大衆の友	同	右(誌)				
労働婦人	同	右				
労働婦人	同	右(誌)				
映画クラフ	日本プロレタリア映画同盟機關紙					
音楽新聞	日本プロレタリア音楽同盟機關紙					
プロレタリア科學	日本プロレタリア科學同盟機關紙					
科學新聞	同	右(誌)				
戰間的無神論者	日本戰間的無神論者同盟機關紙	右(誌)				
われらの世界	同	右(誌)				

エスベランシスト	日本プロレタリアエスベランシスト同盟機関誌				
唯物論研究	唯物論研究会機関誌				
消費組合新聞	日本消費組合聯盟機関誌	一〇、一五	第八三號		
消費組合運動	同	右(誌)			
水平新聞	全國水平社總本部機関誌	一〇、一五	第一一二號	一〇、一二禁止	
社會大衆新聞	社會大衆黨機関誌		第七七號		十一月五日付十月分トシテ第七七號ヲ發行ス
土地と自由	全國農民組合機關紙	一〇、一〇	第一四〇號		
農村運動	日本農民組合總同盟機関紙				
維新戦旗	大日本生産黨機関紙	一〇、一七	第五五號		改進黨線ヲ改題シ號數ハ之ヲ續數ス
大日本生産黨報	同	一〇、三一	第五五號		
國民運動	國民協會機關誌	一〇、一	第三九號		
明倫新報	明倫會機關誌	一〇、一	第一〇三號		
皇道新報	同	一〇、一五	第八三號		
進め道	皇道會機關誌	一〇、一五	第一三〇號		
進め社	進め社機關紙	自一〇、三〇一	至五五三八號		第五二八號、第五五四號、第五五六號、第五六二號自禁止
勤勞日本	勤勞日本黨機関紙				

運動日誌

共産主義運動

(月日) 共産主義運動
 一〇、一二 埼玉縣にては多數派中心分子、種村本近を擁護す。
 上旬 多數派は、機關紙「理論と實踐」第二卷第一號を發行す。
 二三 日本政治新聞版局にては讀者擁護の爲ビラを貼付す。
 中旬 多數派は、パンフレット「アメリカ共産黨中央委員會に於て採擇されたる決議」を發行す。
 二〇 多數派は解釋聲明書を發表す。
 二五 日本政治新聞第五號發行。
 運動日誌

國家(暴本)主義運動

一〇、一二 國民思想研究所、中谷武世は新聞紙法違反事件にて上告中の處上告棄却の判決ありて前判決(編輯人、並に發行人として各罰金五十圓)確定す。
 在名、昭和維新會は公敵一條黨を名譽總裁に推薦すると共に會名を大日本軍國黨と改稱シ次で十月二十二日役員の改選、會則の改正を行ふ。
 松本市所在、信州改革聯盟は在京國策研究會本部員を聘し幹部一〇名にて時局問題座談會を開催す。
 陸軍兵隊本隊附陸軍砲兵大佐山田三郎は水田軍務局長

運動日誌

六 事件當時の兵務部長たりしが自宅に於て軍刀を以て刺腹自殺せり。
六 推紳修會に於ては第一回早天願修會を本日より七日間靖國神社に於て開催したるが毎日の出席者は三〇名乃至六〇名にして聲望甚だしく修會を爲す。
一〇 國民協會出版部に於ては北海道支店責任者若林英典、美濃部夢聲を論議す。と題するパンフレットを作成頒布せり。
一三 洛北青年同盟に於ては研究資料掲載の如き運動方針書、二十部を作成し關係諸方面に郵送せり。
一七 在京金鶏學院に於ては教育同志會の名下に本日より三日間安岡正篤以下四名を講師として時務講習會を開催す。(受講者一二〇名)
一八 在京「改造」日本社主幹、永谷以徳は社長八幡博堂との意志疎隔の爲九月末退社したるが其後自ら維新報社を創立し「維新報」(改造)を改題したるものを創刊す(發行部三、〇〇〇即日發售處分附せらる)
二〇 福岡縣警署に於ける皇國義勇隊事件犯人吉川茂巳は福岡刑務所に於て獄中絶命を遂げたり。
二四 山梨本公會主催の下に政教加納支部及組織準備中の石和、英、河原、増田の四支部を統合して政黨解體運動山梨支部聯合會發會式を舉行す(會同者三八名)
二四 大阪府に於ては新東洋社主幹伊東ハシ、赤松尾正直を詐欺容疑者として検挙し山下取調中。
五・一五事件關係者後援開會は、小省刑務所に於て服役中

政黨運動

九・二八 今秋の縣選に社大黨公認として立候補(神月市井合區)し、落選したる前田平一は、選舉違反により檢査收容せられたるより同黨神戶支部に於ては、黨の面目を汚損したるものと、即日除名處分に附すると同時に聲明書を發表せり。
一〇・二 新國同本黨(佐々井)は、機關説は何處へ」と題する印刷物を作成各支部に頒布せり。
一五 社大黨新潟縣聯合會(全縣縣選)にありては、道般の水害窮乏農村並中小商工業者の救済の爲め臨時議會を召集對策を講ずべし」と題する同縣知事宛の要請書を出す。
一六 在名大日本國民同志會準備會(委員長佐藤)にありては、同會宣傳部長久保俊治が黨規を案し(八月二二)六知縣縣川鐵道爭執應援に際し同會と對立關係にある伊藤長光と同一行動に出する外獨斷的行爲ありたり」と爲す)たとして在開委員會開催の結果除名處分に附したり。
一七 臺灣總督府主權となり、日比谷本樓に於て比島獨立運動者ヲモスを糾する座談會を開催す。
一七 勸業日本黨にありては、本月末全國代表者會議開催決定につき議案提出方の達示を作成各地方支部及支部聯合會に頒布せり。
一九 同黨富山縣聯合會解散す。

上旬

一 愛政小池四郎は貴族院議員三浦月峰と通名にて本年三月三十一日發行「土佐史談」(山内實社)別格官制別格記念號の内容に於て、松山山内實公所感中國體裁の疑ある一句を記述紹介せるものありとし、かゝる祭典に對列格告示したる當局の所信を問ふ趣旨を以て内相其他を訪問す。
二 愛政縣支部長外一名に係る脅迫事件(七月月報参照)は本日大阪控訴院に於て原審通りの判決ありたり。
三 新國同青年部長たりし田島啓邦は、同盟罷職宣言書を各方面に發表す。
四 社大黨大阪府會議員(井上、柳、山)は道般の臨時議會の召集に當り府會役員選舉に於て從來の如き不純的策動を排撃する爲め聲明書を發表す。
五 大日本國社黨は、地方選舉の終幕と教訓の肅正運動と愛國黨の批判」と題する國社ニュースを發行す。
六 社大黨農村委員會に秋期農民開會に關する通達を全國地方組織に頒布す。
一八 日本中小商工業同盟に於ては愛政本部總務岡山太田等を迎へて座談會を開催し、京濱デパート襲撃事件(別項参照)の結果に鑑み今後中小商工業者の進むべき方策等に付意見交換を爲したり。
二〇 大日本生産黨關西本部に於ては来る十一月全九州第二回黨設計劃を商て之が指令を發す。
二〇 社大黨京都府黨にありては、京都府會議議長選舉に當り、政、民各派の醜態なる私闘を続けつゝあるは府民の利益

運動日誌

一〇・二 下谷公會堂に於て官公廳委託職員同盟結成大會舉行す。大阪に於て愛國勞働組合機關第一第二回準備會開催(本文参照)。
五 名古屋に於て愛國勞働團體機關第一機關會開催(本文参照)。
六 千住鐵板製造所現業員を以て産務系の相續勞働組合を結成す。
七 愛知縣一宮市に於て日本革新勞働聯盟結成大會舉行。大阪に於て愛國勞働團體機關第一第二回準備會開催す。

運動日誌

(本文参照)
一〇 総同盟新編労働組合年度大会開催。
一六 日本産業労働組合連合会常任理事會を開催して日本主義労働運動の統一に對する態度を決定す。
一七 官業労働小會に於て中央委員會議(本文参照)。
一八 東交年度大会開催(本文参照)。
二〇 總同盟東交年度大会開催。
二一 無産被服工俱樂部定期總會を開催して海員協同組合を決議す。
二三 在阪左翼團體を以て結成せる選挙對策大阪無産團體協議會は之れを恒常的團體として常設することに決せり。
二四 佐世保に於て海軍中央委員會開催。
二五 組合會議大阪地方協議會は産業及労働統制に關する決議を府知事に提出せり。
二六 在名日本主義労働團體にありては日本主義青年研究會を設立せり。
二八 社會往來社主催總聯合の組合會議退屈末臨時總會を開催。
二九 關東地方愛國労働團體統一選挙會開催(本文参照)。
三〇 總同盟九州聯合會年度大会開催。
三一 日本製鐵従業員組合年度大会を開催す。
三二 農民運動
三三 全農本部選挙対策委員會は連示第七號「府縣會議員選

舉職の連絡を急げを發す。
全農本部は連示第八號「全農最優先鋭の武器土地と自由擴大發行」を發す。
日本農民組合總同盟は、秋季闘争指令を發す。
全農中央常任委員會は、指令第五號「四大闘争等に素直らしき秋闘に臨進せよ各地状況本年の特徴」を發す。
全農中央委員會は指令第六號「選挙戦の効果を生かせ秋と聯合闘争を併行せよ各無産團體情勢と共同闘争を展開せよ」を發す。

朝鮮人の運動

名古屋市立大會銀労働組合所に於て朝鮮人解雇差別的発言に基因して紛議發生す(本文参照)。
警視廳に於て取調中の崔憲植は目的遂行(反帝關係の事實により本日一件書類のみ送致)。
福井縣警察署に於て海軍整備打合會を開催す(出席新潟、富山、石川、福井、朝鮮咸鏡北道)。
警視廳に於て取調中の金仁瑞は全協加盟の事實により本日送局さる。
同土北は全協加盟の事實により本日送局さる。
在京アナ系「朝鮮労働合同組合」に於ては、ニュース第五號を發行、關係方面に配布せり。
在阪財閥法人内朝鮮協和會は在任朝鮮人の實狀一般社會の内情問題に對する腹案の變遷を著しきものあるに鑑み今般財閥法人大阪府協和會と改稱せり。

研究資料

國家(農本)主義運動

一、國體明瞭問題
(1) 國體明瞭運動を昭和維新の導火線たりしむ。
國體明瞭は、日本主義運動の本幹即ち、哲學的理論の根柢をなすものにして、今日のこの問題が、社會の問題として、全國民の關心を集するに至つた事は、日本主義運動の飛躍的發展の爲め、又皇國日本の確立の爲め、正に絶好の機會に恵まれたものであり、又日本民族永遠の榮耀の爲めと確信するものである。日本主義運動とは即ち、天皇の御地位を鮮明し、中間的階級を排除する事に依つて、君民一如の社會を建設せんとする事である。故に主權在民、天皇機關の不逞思想を根本とする自由、民主主義思想を徹底的に撲滅し、天皇の主權を確立し以て皇道を國家(農本)主義運動

發揚する事は即ち、日本主義社會建設の前哨戰にして、我々は、此の運動を益々果敢に一躍たりとも、邁進化する事なく徹底し、以て昭和維新の斷行の大勢に迄肉迫せしめねばならぬ。即ち、今後の國內政運運動は、經濟闘争たる、政治闘争たるを問はず、凡て、この國體明瞭を根幹とする運動に出張せしめねばならぬ。

(2) 現社會機構の矛盾
今日の社會機構の根柢をなすものは、即ち、天皇機關思想に依る社會制度の構成である。即ち其の中心的一例を挙げれば、天皇の補弼機關であるべき帝國議會に主權を與へてゐると言ふ事である。

「天皇は、帝國議會の協賛を以て立法權を行使」と言ふのは、「天皇は帝國議會の協賛を

得ざれば立法權を行ふ事は出来ない」と言ふ事であつて、此の場合其の觀念に於ては、親子主義に依るものと善意に解する事が出来るが、其の條文に於ては、天皇と帝國議會とが、同等の地位に於て、同等の權限を持つてゐると云ふ事を表言するものである。即ち、天皇の補弼機關に過ぎざる帝國議會を天皇と相對的立場におく如き不埒なる矛盾は、遂に、今日東渡部等二連の自由主義亡國論者をして「天皇は統治權を總攬すれども、其の主權は、國家即ち國民にあり」となす亡國論念を把握せしむるに至つたのである。

國體明瞭の徹底は、この矛盾せる現社會制度の根本的改革に依たねばならぬものであるが、其の過度の運動として、此等の反逆思

國家(皇本)主義運動

想、不逞人物を道に上げて、徹底的なる革命的批判、人的糾弾を行はねばならぬ。又、日本の社會組織の根幹は、「日本の國體」日本の歴史「日本の民族性」に準據して作らるべきものであつて、決して諸外國に見るが如き民主主義國家、專政君主國家等の組織制度を引用すべきものでない。

(8) 統帥權と司法權、對立の矛盾。今般の美濃部問題の紛糾の中で、特に我々の重視した點は、統帥權と司法權とが國體明瞭問題に關して對立したと言ふ事である。統帥權の主體は即ち天皇であり、又司法權の主體も又天皇である。軍部は「國體」思想は、統帥權を破壞する思想にして、建軍上ゆゑしき問題である」となし、斷乎之れが粉砕を蒙りし。其の處斷を司法部に要求した下、「美濃部の上申書の如きは、司法部に於ける機密文書にして、之れが公開を望むは、一種の司法權の干犯である」として拒絶した。同じく、天皇に直屬する統帥權と司法權が、其の主權の問題に關して對立的立場に立つと言ふ事は、天皇の主權が二分されたと言ふ事を意味するもので、我々の絕對に看過し得ざる重大問題である。

八四

是れ多くも、天皇の問題に關する限り、小原法相の申す如く一條文(刑事訴訟法第五十五條)の如きを藉に取つて、國體の明瞭を妨害し、引いては、司法權の主體たる「天皇の御立場をさへ、司法權の確立で美名によつて不鮮名たらしめんとする態度は、正に國體思想の把持者として、糾弾されても致し方はない。剩へ、司法權の行使は、最も公明正大であらねばならぬのに、自己の立場を確立せんが爲め、美濃部の聲明を自發的に取消ししめる等の司法當局の態度を暴露するに至つては、法の尊嚴は又何れにありやと疑はざるを得ない。

(4) 産業大權の確立。明治維新は、徳川幕府から大政が奉還せられて、政治の大權が「天皇に直屬する事」となつた。即ち、内閣、樞密院及び軍令部、參謀本部(統帥權)、裁判所、會計検査院(司法權)の確立である。

而して、今日國家機構の最も重要な一機構をなす「經濟」即ち「産業の大權」が未だに確立されてゐないと言ふ事である。今日に於ては經濟に於ける主權は實質的に於ては、個人に在るのである。

昭和維新が「産業の奉還」と言はれるのも此

國家(皇本)主義運動

て、國內の不統一を暴露して、國史に一大汚辱を印せる現國内閣の打倒に向つて邁進する。

尙今後如何なる内閣が現出せようとも國體の明瞭に誠意を示さざる内閣は斷乎打倒に邁進する。

二、議會進出運動に對して。日本主義を標榜して、議會進出を企圖する所謂議會進出派に對する我等の態度を要言すれば、「干渉、妨害はせざるも、擁護、援助せず」と言ふにある。議會進出運動を通じての國民啓蒙の大衆運動の効果を無視する事は出来得ざるも、議會を通じて國內改造が斷行出来得ると考へるは、之れ又認識不足の甚だしきものである。

そも、今日の議會中心制度なるものは、デモクラシー思想に立脚する處の政治形態にして、我々の要する皇政政治とは、其の根本原理を異にするものにして我々が退くより、此の議會中心主義政治を否定せる所以も此處に存するのである。

純正日本主義者の政治的進出は決して、議會進出に依る多數議員の獲得ではない。只過度期の一運動形態として、この運動に中立的立場を取る所以は、大衆運動としての一端の

八五

効果を否定せざるが爲めである。

今度の府縣會議員の選挙を通じての所謂國家主義團體の進出は決して、目覚ましきものでない。勿論、左翼運動の草分け時代に比すれば比較し得べからざる進歩のあとを見せ得るが。

日本主義精神が益々かましく叫ばれてゐる今日に於て、この選挙を通じて、國家主義團體の不振を一般國民は憂慮の眼を以て見、日本主義者は大した力がないと誤信するに相違ない。又ジャナリストは、此選挙とばかり盛んに嘲笑的攻撃の宣傳に餘念がない。我々は此の機會に於て、純正日本主義運動の實力部隊は斷じて議會進出派にあるのでなく、又眞の日本主義者が如何なる政治的進出方針を持つて、著々實力を獲得しつつあるかを國民に判つたり認識せしめねばならぬ。

三、改進黨運動に對する提議。我々が凡ゆる運動を通じて最も痛感する事は政治的實力の獲得である。我々が如何に高遠なる理想を持ち、愛國の信念に燃えて居たとしても、其れを行ひ得る實力を獲得せざる限り、我々の主義も何等の價値

なき一片の空雲に過ぎないものである。其の爲めには第一に小衆の運動を排して大衆的組織を確立せねばならぬと言ふ事である。大衆的組織とは黨中黨をなす小黨分裂の組織でなく、今日の如く、つまりぬきに内輪囂囂をしたり反目したりする日本主義運動を再批判し、各團體は、再度の内省を行ひ、以て純正日本主義者の全國的大同團結に邁進せねばならぬ。

「今日の如き黨派の對立を繼續してゐる以上、何時迄たつても我々の企圖する昭和維新の斷行、皇道日本の確立の如きは夢にだに豫想する事は出来ないものである。」と申して、我々の大同團結は「力の結果」であらねばならぬ。故に、我々は、徒に機械的な左翼的公式團結を絕對に排せねばならない。其の爲めには、愛國運動を實物にしてゐる不純なる御用團體、及び、二見純心に見ゆるも其の實、昭和維新の斷行期に於て、我々の最大の障礙となる現状維持派的愛國團體、公武合體派(特に團體名を秘す)等の一通は斷乎糾弾して排除せねばならぬ。

第二に各分野、各組織内即ち軍部、農林、司法、内務其の他凡ゆる組織内に於ける、日本主義的有勢力分子(公武合體意識者に非ざる)

國家（資本主義運動）

と提議し、共同戦線を以て、所謂「上層政治」工作を開始せねばならぬ。

第三は、在滿改造運動者とのより完全なる提携である。滿洲の改造は、國內改造に始まる。國內改造無くして滿洲の改造はあり得ない。然しこの兩改造運動は、相併行し、協力して行なはねばならない事は多言を要さない問題である。

滿洲に於ける改造運動は官憲の彈壓干渉にきくため、非常に不活潑の如く思はれる。在滿同志のより活潑果敢なる奮闘を希望すると同時に、堅き結束の下に一路改造運動の本舞臺に乗り出さねばならぬ。

以上の如く日本主義の政治的進出とは、議會に多數議員を獲得する事でなく、凡ゆる分野、凡ゆる階級に我々の實勢力を獲得し、現狀維持派と對抗し得るだけの實力を全面的に把握する事である。斯くすれば、最後の一戰に於て完全に現狀維持、佐藤派を撃破する事が出来、其處に輝かしき真正日本の姿が復興するのである。

四、軍部に對する問題

（一）廣義國防の確立

人類が地球上に生存する限り「戦い」は避くべからざる絶對的現象である。宗教家や、政治

八六

日和見平和論者が如何に「戦争」を罪惡なりと喧傳し、「非人道主義」なりと唱えても、事實は否定する事が出来ない。我々は、この事實の前に忠實であらねばならない。

我々は人間の社會とは「善惡、正邪の闘争」であり、創造と現状とのたゆみ無き闘争である」と確信する。故に人類の生存する限り、人間社會が向上發展する限りに於てこの「戦い」を斷絶する事は出来ない。

而も今日の戦争の特長は、軍備を主體とし、武力戦のみに依る戦いの許されないと云ふ事である。其處には複雑化する外交戰、經濟戰、思想戰が開始される事は申すまでもない。故に眞に國家の安全を維持せんとせば、國家機構の全活動力を總動員し、綜合統制せねばならぬ。廣義國防の確立を要する所以は此處に基因するのである。

（二）強力なる軍隊と、精銳なる兵器を完備する事。

（三）軍部構成の第一要素をなす兵卒の大部分の出生地たる農村の向上、救済を國防の第一要素となす事。其の爲めには軍部は、農村關係の進歩派を擁護支持して、今日の資本主義的農村對策、都市中心政策を打破し、以て農民自治政策を

確立し農村を根本的に革新せねばならぬ。

ハ、永田事件以來、軍部は、外部との連絡を注意し、或は中絶する様、訓示してあるが、これは大きな誤謬で、責任回避の一時の彌縫對策に過ぎない。同一の主張を持つ軍部と、日本主義者とが協力して始めて、廣義國防の實も挙げられ得るものであつて日本主義陣營と離れ、國民と離間した軍部等は、今日の如き複雑化する社會情勢下に於ては、許さるべからざる非常識である。

「厚生生活」に於ける今日の社會様式に於て、獨立分離した軍部等考へられる筈がない。

「非常時日本」を打破し、今日又著々其れへの準備に餘念なきものは誰あらう。外に「軍部の威力あり、内に「日本主義者」の殉國的精神が充満して居つたが爲である。斯る唯一の、そして絶對的味方たるべき日本主義陣營と離間せんとするが如きは、今日の軍部の活力を薄弱化するのみか、自ら墓穴を掘るに等しきものと云はざるを得ない。

ニ、資本主義經濟組織下に於ては、戦争は

國家（資本主義運動）

絶對に不可能である。而も今日資本主義的經濟組織の強化の確立に一切の經濟機構が動員されてゐる。我々はこの個人主義の自由主義經濟機構の打破に依る、國家全體の爲めの「皇道經濟」の確立に熱烈な歩を進めねばならぬ。

ホ、今日の國內情勢は、曾て、日露戦争を敢行せる時に於ける如き徹底的な國內團結を期し得るや否や、一考を要する問題である。内に自國を賣らんとする共產主義者の横行あり、自己の利慾に於て國家觀念の毛頭なき自由主義者の跋扈あり、又凡ての正義を無視して、嘲笑的眼を以て軍部、日本主義者の聖戰に反抗する無主主義者の一連あり。此れ等の存在を如何にして抹殺するや、目下の緊急事である。

（二）軍部の大義的統制強化を要する

過日の移動に終る軍内の不統一、永田事件に於ける不許事は即ち、軍内改造派及び現狀維持派の抗争の一現象と見るが至當であらう。かかる事實は、決して軍部の爲め喜ぶべき現象でなく、又かくあるべきものでない。かかる故にこそ我々は再三、再四、軍部の統制強化を要したのであつたが、かへつ

て軍部組織の惡名を蒙せられた。

然し、我々の努力が多少積極的惡名を蒙つたものの、川島陸相更迭以來、國體明微の運動を中心し、再び軍内が改造意識ある皇軍に強化されつゝある事は、我等の誠に欣快に堪えざる處である。只、益々皇軍をして、眞の非常時に生かすの道は、現社會制度の打倒無くしては斷じて確立され得ざるの事實を認識し、かかる見地に立脚して、軍内の統制強化に邁進せられん事を要するものである。又今日、再び政黨、大新聞、左翼一連及び自由主義プロックが軍民離間、反軍思想の波及を公然と開始し、デモクラシー全盛の時代に挽回せんと企圖せるの時、我々は其の間に於て、より強く、軍部を國民の名に於て支持し、軍部及び日本主義者の立場を鮮明し、以て、現狀維持派の策動を斷乎一蹴粉砕せねばならぬ。

向、今日迄、國民が軍部を支持して來た所以は、軍部は、行詰れる社會機構打破の糸口を切つてくれるものと信じて居つたが爲めにして、我々日本主義者が、此の國內改造の爲め一切の能力を動員すると同時に、軍部に對して、國民の信頼と期待を裏切らざる様凡ゆる機會を通じて、擁護、支援せねばならぬ

八七

五、對滿問題及び其の他

世界の眞の平和は、全世界の土地と資源を、人口に比例し、民族に順應して公平に分配する事を以て始まる。

故に日本が滿洲を軍閥の手より救済し、滿人三千萬民衆の安全と向上の爲め、國家的盡力を惜しまなかつた所以は

イ、被壓迫滿洲民族の治安維持と生活の向上。

ロ、窮乏のドン底にあつた日本民族の解放。

ハ、東洋を白人の制覇より離脱せしむる事。

即ち換言すれば、皇道の世界宣布の第一段階、日本民族の解放、第三に東洋の平和の保持と言ふ三大目的の爲めであつた。

此處に、この三大目的の確立の爲めに應て思考せねばならぬ事は、滿洲國家の獨立である。滿人に「國家意識」を感入し注入しつゝある」と言ふ事である。元々滿人には、國家は無く、従つて國家觀念と言ふものは持ち合はせない民族である。只滿洲民族の求めてゐるものは、生活の安全であり、治安の維持にあるのである。我々日本民族の使命は、滿洲を

政黨運動

「完全なる國家に建設せしむる事なく、日本
の善政（皇道政治）下に我等の生活様を確保
し、向上を期するに外ならぬ。」
觀念の理想論者の如く、「滿洲を完全なる
理想國家」となすとか、滿洲を救済の爲めに日
本人が滿洲に進出するが如きは、眞に「滿洲人
を愛するの道」でないかと言ふは机上の空
論者」のタラ言であつて、我々をして言はし
むれば「滿洲人に日本の國家觀念を注入する
事は、將來、日本に最大なる禍根を残すも
ので、今日朝鮮人が、盛んに獨立運動を企て
て、日本を脅かしてゐると同様以上の障礙を
招来するであらう」と事は餘りにも明白であ
る。實際日本國家の延長にしか過ぎない今日の
滿洲を、國際關係の鼻息に遠慮して、姑息

政黨運動

九月二十日の鳥取縣下に於ける足尾忠臣氏
宴會がき
新府縣會選舉方針大綱十月二十日付社會大衆黨本部議會議

なる手段を取れるは、今日の時代には最早古
息い駄策であつて、日本は寧ろ世界正義に立
脚して「滿洲との共存を宣言すべきである」と
値する。かくしてこそ始めて滿洲人は日本と同
じく生活の發展と治安を維持する事が出来る
のである。然し、我々は現社會體構下に於
て、これが實現を期するの不可能なるを知る
ものであり、今日の窮乏と壓迫下に呻吟す
る滿洲人を日本資本主義の出店から救済する事
は、一つに昭和維新の進行に始まる事を知ら
ねばならない。かくして始めて日滿に共存共
榮の實を擧げる事が出来るのである。今一
つ、滿洲の完全なる防衛の爲めには、常にそ
の障礙となり、又東洋條約を不廢の國是とし
てゐるソ聯邦との交戦である。

八八
皇道主義と共產主義との思想戦、外交的に
は支那滿洲の皇化工作と赤化工作との衝突及
び衝突たる土地と無限の資源を領有するソ聯
邦が未だ足れりとせずして、窮乏日本民族の
解放地を創設せんとする時、人類正義の確立
の爲め黒白を決せんとするは人類史上に奇命
付けられた不可避の運命である。
最後に最近問題の中心たる北支問題には、我
我が幾度か主張せる如く、未だ其の時機に
あらず、滿洲の完全なる發展が第一急務にし
て、これが解決を見た後北支問題に着手さ
るべきものである。然し之れへの準備的工作
に留意すべきは多言を要さない。同志諸氏の
厳正なる批判を望む。

は完了したのである。この幾度の成績を挙げ
得たこと、及び右翼反動派並びに國を一蹴し
全國の各主要地域の地方議會へ、我等の同志
を多數送ることが出来、こゝに政黨兩派に對
する唯一の反對黨たる我黨の第三黨たる政治
勢力を築き得たことを全國の同志諸君と共に
欣びに堪えないところである。

ように今後の闘争においては特に細心なる努
力を注がなければならぬ。また目下迫ま
れる問題として「豫府縣會」に對する方策の
根本的態度については、左記事項をそれぞれ
地方的事情に適合せしめて具現化されなけれ
ばならぬ。

(二) 個々の活動については地方事情に即し
て各實情的に活動すべきである。
二、府縣經濟會議の設置を決議せよ
地方政治行詰りの原因は知事獨裁による中
央集權的官僚政治にあるは多言を要しない従
つて「知事公選」及び「原案執行權」の廢止は根
本的な問題であり、これが改正は直捷今日の
地方議會の機能の外にある。然しながら府縣
産業行政に於いては、府縣經濟會議を設置
せしめ、産業行政の上に當該府縣民の大衆の
創意を直接に反映せしめる組織を確立しこの
大衆性組織を主として産業行政の指導と統
制を行はなければならぬ。かかる手段によつ
てのみ地方經濟行政の官僚性を克服すること
が可能なのである。由來地方産業行政は數ヶ
年乃至十數年の計畫的事業の性質を持つもの
である。處が地方政治の現状は「應酬知事」
の獨裁のまゝに委せて來たので、地方長官
の更迭の度に産業行政方針は代へられて來
た。従つて土木部長の明案も知事の更迭毎に
變更され地方民の欲求もまたそのたびに踏み
にじられ、恒久性を必要とする産業施設はこ
れが爲に一時的ゴマカシの黨利黨略の乃至は
官僚の御都合主義に放任されて來たのであ
る、かかる官僚政治の一時的性質は、地方産

今回の選舉戰の結果によれば政友が民政に
比し稍々優勢だとされてゐる。然し大體は兩
者の伯仲と見て差支へがない。殊に今回の選
舉戰では適正看板の中立派議員も相當に出て
ゐる。この中立派議員は比較的良心的な人
人が多い。従つて我黨議員はこの中立派議員
と共同戦線を張ることによつてキャスチン
グ・ボートを握ることができ、またしなけれ
ばならぬ。
そのためには――
イ、動勞者代表議員團を組織すること。
ロ、我黨議員はこの動勞者代表議員團の結
成を通じて政治的プロテクトを確立し、そ
のインシテリダを掌握すること。
ハ、政治プロテクトの活動を強化し府縣會關
連の積極化手段としては我黨議員をして
參事會に入ること。

八九
政黨運動

八九

政務廳

利益行政の上に毒害をこぼしたけれど何等の
利が無くも靡らなかつたのである。されば何
かる恒久性を必要とする産業行政こそは例へ
知事が更迭されても動かされない組織の上に
計畫が進められなければならない。かゝる地方
産業行政に恒久性を附與するもの、それは
「府縣特選議員」の設置に俟つより外に緊急處
置とてはないのである。

如上の理に基き我黨議員は政治的プロテクト
を確立し、勤勞者代表議員團を中心にしてこれが
實現の爲に戦ふべきである。

その手段として――

(ロ) これがためには、議員團を通じて各派を動かす様に努力すること。

(ハ) 最後には「府縣經濟會議設置」の府縣會議決議を爲さしめること。

三、地方財政再建のための社會的交付

三、地方財政再建のための社會的交付金の實現を期せ

三、地方財政再建のための社會的交付金の實現を期せ

最近の地方財政の行狀に關しては政府
 竝に既成政黨體は「地方財政交付金制」を確
 立、年々五六千萬圓を窮乏地方へ交付せよ
 としてゐることは周知の事實であるが、こ
 うの返は今日の金匱を國政に負せざる可
 得るものではない。地方財政を行詰らせてゐ
 る原因は警察費、土木費、衛生費等々の當然
 に國家が行政費として負擔しなければならぬ
 ものを地方自治體に對して「委任行政費」と
 名目で國家にせしめてゐる處にある故に吾々
 は、この國家の當然負擔たるべき行政費を國庫
 から支出せしむる意味における「社會的交付
 金制」の實現のために積極的に職はれなければ

はならぬ。これが實現の手段としては前項に
 劣せられ度い。

四、結

以上は今秋の豫算が府縣に對する我黨の
とるべき態度を原則的に指示したにすぎな
い。しかしこゝに示された態度及び方針は
づれの地方においても是が具現化のためには
必死の活動を促すは言ふまでもないのみなら
ず府縣經濟會議の設置に關しては全國の共
通題目として一齊に取上げ且統一的な決議
となつて全國各府縣會に於て決議するやう主
要努力を注がるべきである。この點について
特に留意され度い。

更に選舉戰に揚げられたる地方諸政策につ
いてはこゝでは觸れてゐないがその實現のた
めに、各議員が黨支部が職すべきは云ふま
でもない。以上

表覽一體運動運會社るな主
(左頭非目十第十和昭)

(在現末月十年十和昭)

[illegible]

る原因は警察費、土木費、衛生費等々のもに國家が行政費として負擔しなければならぬものを地方自治體に對して「委任行政費」名目で轉讓せしめてゐる處にある故に吾々かゝる國家の當然負擔たるべき行政費をから支出せしむる意味における「社會的金制」の實現のために積極的に職はれな

なつて全國各府縣において決議するやうに
是よりと主張すべきである。この點について

(在現末月十年十和昭)

九一

外事關係

概説

十月中に於ける國際情勢一般を概観するに、二日伊軍はエリトリア國境を突破し、エチオピア侵入を開始、六日宿怨の地アドワを占領、更に進撃せり。之に對し、國際聯盟に於ては、現狀維持派の巨頭、英國の工作奏効規約第十六條に基く對伊制裁を採擇確定せり。非聯盟國に對しても、協力を要請せるに、米國は受諾の旨回答し、吾國は默殺せり。獨逸の聯盟脱退は二十一日正式に効力發生し、獨自の立場に立ち、問題の推移を注視しつつあり。

本問題に對する吾國の立場は、現狀打破を要求せざるに至る伊太利の立場に對する充分なる理解と、被壓迫國たるエ國に對する萬腔の同情とを持つて飽くまで冷靜なる中立的立場を守るを最も賢明とすべく、外事警察の遂行も亦、この見地に據らざる可からず。

中華民國に於ては依然以夷制夷の政策を採りつゝあるも、最近に至り更に聯露容共派の擡頭の傳へらるゝは最も注意を要する處なり。殊にソ聯との間に西北秘密協定を締結したりやの情報あれども之を以て眞なりとせば北支を中心とする時局は愈々紛糾を免れざる可く、北支内憂よりする赤化の進展は國內治安上に影響無き能はず。外事警察上一段の注目を要す可き處なり。

入國居住送還關係

一、滿洲國警察署發給證明書所持無籍外國人の渡來

近來滿洲國より本邦に渡來する無籍外國人にして、帝國領事の査證ある滿洲國警察署長發給の臨時居留證明書を所持する者往々あるやの趣なるが、本來無籍外國人に對しては、原則として渡航證明書（外に本邦通過者は二百五十圓以上、入國者は千五百圓以上の提示金を要す）を發給すべきものにして斯の如き證明書並査證は入國に就き旅券の効力なきは言を俟たず取締上爲念

二、奧國人ラスカの入國禁止

奧國人ヨセフ・ユリ・エウイチ・ラスカ（四九）は一九三三年其の妻ソ聯邦人セラフイ・マ・キモブナと共に敦賀經山浦鹽より渡來し、爾來神戸に在住、寶塚劇場、神戸女學院等に勤務し傍ら音樂の自宅個人教授をなし居たるが、本名等は常に我國官憲を忌避し、ソ國を謳歌するの言動あり、神戸ソヴィエト聯邦總領事館に出入し、好んでソヴィエト公館員と接近來往するの外昭和三年二月其部下（寶塚劇場）より、共產黨關係被疑者一名を出したる等本名等平素の言動に客疑の點あるのみならず、今次入國の目的にも客疑の點あり、旁々本名等の在留好ましからずと認め、本年八月十六日莫斯科に於ける音樂祭參觀勞々就職運動の爲と稱し入歸し（妻は昭和九年九月入歸）十月三日さいべりや丸にて單身浦鹽より敦賀に歸來せるを以て、之が入國を禁止し、同船にて浦鹽に送還したる處同地官憲は入國査證なしとの理由にて上陸を禁止、爲めに同人は二回に互

り敦賀浦鹽間を往復し、十月十九日漸く在京奧國領事、ソヴィエト大使館員、神戸ソヴィエト總領事等の斡旋にて浦鹽に上陸を許可せられたり。

三、中國奥地に渡航せる邦人婦女の保護送還

去る九月下旬、上海より神戸入港の笠置丸にて、在上海日本總領事館の手に依り保護送還せられたる櫻井まつ當二十六年は、中國人労働者の内妻として渡支し、虐待を受けたる好實例なるに付、在留中國人の邦人婦女誘惑に對する取締の參考迄に概略を述べし。

昭和三年三月まづは城東區龜戸町二五ノ橋際にてカフェー經營中の中國人本籍浙江省青田縣一都大崎徐東海が女給入用の廣告を貼出し居れるに應じて住込み、親の反對を押し切りて同様するに至れり。

其の後徐と共に轉々中徐は無許可労働並要保護の虞ある虞に依り、昨年十二月初旬横濱出帆の阿蘇丸にて上海に向け送還せらるゝに至り、まづも徐と共に渡支せんとしたるに付、横濱水上警察署員より、從來中國人労働者に同伴せられたる邦人婦女が悲惨なる境遇に陥りたる事實を引例して渡支斷念方慈惠したるも肯ぜず、徐を信じ又當人の間に生れたる二兒の愛に引かされて渡支せり。斯くて上海に到着するや、同地日本總領事館警察署員も横濱同様、邦人婦女の奥地行を阻止すべく懸念したるにも拘らず、同地より温州に到り、更に甌江を遡り十二月下旬徐の本籍たる青田縣の奥地に到りたるが、同地は三十戸位の寒村にて、徐の實家は弟及同妻子三人並徐の本妻及子供一人にて、貧困の爲め自ら農業を營む資力もなく、弟一人の日傭様に依る一日二十錢の賃銀にて生活するの實情なりし爲め、徐等の歸國の爲め一家は殆んど餓死に瀕するに至れり。

九六

四、中國人（滿洲國人）入國禁止調（昭和十年十月申）

取扱官廳	本籍、職業、氏名、年齢	禁止理由	處置
兵庫	元來省新會縣 劉 水勳 三三	昭和七年九月神戸居留中竹田罪ヲ犯シ且素行不良ノ故ヲ以テ上海ニ送還セル處十月五日神戸入港ノ生駒九ニテ我商況觀察ノ爲ニ渡來セル後同前ノ通譯トシテ如春ニ偽名シ渡來本邦ニテ就職セントセルモノ	十月六日神戸出帆ノ阿蘇九ニテ上海ニ送還ス
浙江省餘姚縣石梁省	黃 鴻鑑	商況觀察ノ爲前記生駒九ニテ神戸渡來ニ際シ劉ヲ自己ノ雇人ナリト偽稱シ其ノ不正入國ヲ幫助セルモノ	同 右
山東省昌邑縣滄州銀行	高福堂 楊 思堂 三三	高福堂ハ昭和三年三月ヨリ同六年七月迄東京ニ於テ吳服行商ニ従事セル者今同行商ノ目的ニテ楊外二名ヲ伴	十月八日神戸出帆ノ泰山九ニテ青島ニ送還

九七

山口	福建省泉州府 陳再興	十月十日基隆ヨリ神戸入港ノ高千穂丸ニテ就職ノ目的ニテ臺北市永樂街三進春茶行ノ店員客澤人陳國ノ僞名シテ就來セルモノ	十月十日神戸出帆ノ朝日丸ニテ基隆ニ送還
無職	四川省西昌縣 葛三雷	十月八日神戸入港ノ上海丸ニテ就職ノ目的ヲ以テ渡來セルモノ所持金僅少	十月十日神戸出帆ノ生駒丸ニテ上海ニ送還
楊鳳華	山東省昌邑縣 千麟	十月十二日神戸入港ノ日光丸ニテ大阪ニテ店員タラントシテ渡來セルモノ所持金僅少	十月十二日神戸出帆ノ原山丸ニテ青島ニ送還
四四	浙江省寧波縣 伊文岳	昭和二年二月ヨリ昭和七年十月迄神戸ニテ洋服裁縫職ニ従事シ十月十二日神戸入港ノ長崎丸ニテ再渡來セルモノ所持金僅少	十月十五日神戸出帆ノ長崎丸ニテ上海ニ送還
長崎	福建省福州府 薛冬菊	昭和八年七月長崎居住中發覺罪ニ依リ檢察、起訴刑豫照ナリ同八月上海ニ向ケ赤松丸ニ搭乗本年四月二十日佛國汽船總局ノ許シニテ兵庫縣赤松町中富夫當一十一年ト僞名シテ神戸渡來 十月上旬長崎市中轉入實見薛春花方ニ潜伏セルヲ發見	十月十二日長崎出帆ノ上海丸ニテ上海ニ送還
福建省福州府	翁妹三	九月一日長崎着長崎丸ニテ小樽居住ノ大田福スル親孟威ノ許ニ同棲ノ爲渡來セリト自供スルモ北海道廳ニ照向ノ結果鐵巴扶養ノ責力ナキモノニ付要殺謀ノ處アリ	十月二十四日長崎出帆ノ長崎丸ニテ上海ニ送還
福建省福州府	郭世龍	嘗テ佐賀市ニ居住本年四月歸國セル者十月十九日長崎入港ノ長崎丸ニテ再渡來長崎縣ニ照會ノ結果入國好マシカラズ	十月二十四日長崎出帆ノ長崎丸ニテ上海ニ送還
河北省徐州縣	大正十年十一月渡來東京ニ無許可勞働ニ従事セルヲ依リ本年七月横浜出帆ノ女武丸ニテ送還セラル	製造ノ目的ニテ渡來	十月二十一日下關發開釜連格船ニテ釜山ニ送還

取扱官廳	本籍、職業、住所氏名、年齢	渡來、後、ノ、經歷	送還事由	送還月日、船名、出帆地、行先地
警視廳	浙江省嘉興縣 東家張川區石島町二一〇 人夫 姚 福全 三五	昭和二年二月、金行商トシテ門司 渡來、同年十月、川崎市ニテ人夫 トナル、同年七月、上京	無許可労働要救護	十月九日、横濱、六甲丸、上海
	浙江省青島縣 東家同區青島町二ノ六 人夫 吳 廷 二九	昭和二年一月、金行商トシテ長崎 渡來、同年八月、上京、人夫トナル	同右	同右
	浙江省青島縣 東家同區石島町一九〇和 達利屋方 人夫 葛 岩 三三	大正十五年五月、金行商トシテ横 濱渡來、直ニ上京、人夫トナル	同右	同右
	浙江省青島縣 東家同區青島町二四一 澤啓一方 人夫 林 美 三〇	昭和三年三月、金行商トシテ神戶 渡來、名古屋ヲ經テ同四年三月、 上京、人夫トナル	同右	同右
	浙江省青島縣 東家同區大島町七ノ五七 三王船通方 人夫 林 留 三三	昭和三年六月、金行商トシテ長 崎渡來、直ニ上京、同四年一月、人 夫トナル	同右	同右
	浙江省青島縣 東家同區大島町七ノ五七 三王船通方 人夫 王 炳 三三	大正十四年十二月、金行商トシテ 神戶渡來、大阪、名古屋、經由昭和 三年六月、上京、人夫トナル	同右	同右

	浙江省青島縣 東家同區青島町西八ノ二 一郭德西方 人夫 陳 然 三四	昭和五年九月、金行商トシテ神戶 渡來、名古屋、經由同八年八 月、上京、皮革加工職、轉々	同右	同右
	浙江省青島縣 東家同區青島町二四一 人夫 陳 宗 三一	大正十三年三月、金行商トシテ門 司渡來、直ニ上京、人夫トナル	同右	十月十五日、横濱、筑波丸、上海
	浙江省青島縣 東家同區青島町二四一 柳啓二方 人夫 楊 良 三九	大正十三年三月、金行商トシテ門 司渡來、直ニ上京、人夫トナル	同右	同右
	浙江省青島縣 東家同區青島町三ノ七 二荒井登七方 人夫 周 崇 三〇	大正十三年四月、中國船ニテ上海 ヨリ門司渡來、船員ニテ五十圓ヲ與 ヘテ船員ト稱シ不正入國、直ニ 上京、人夫トナル	無許可労働不正入國	同右
	浙江省青島縣 東家同區大島町一ノ一四 五大安屋方 人夫 郭 錢 三五	大正十一年五月、金行商トシテ門 司渡來、名古屋ニテ人夫トナル、同十 四年六月、上京、人夫トナル	無許可労働要救護	十月二十日、横濱、阿蘇丸、上海
	浙江省青島縣 東家同區大島町一ノ一六 一東家同區大島町一ノ一六 人夫 林 祥 三二	大正十四年十二月、金行商トシテ 神戶渡來、川崎ヲ經テ昭和八年四 月、上京、人夫トナル	同右	同右

浙江省永嘉縣 人夫 盧 安 三〇	浙江省永嘉縣 人夫 周 玉 三七	浙江省永嘉縣 人夫 林 岩 三〇	浙江省永嘉縣 人夫 吳 銘 三三	浙江省永嘉縣 人夫 吳 伯 三〇	浙江省永嘉縣 人夫 吳 伯 三〇
大正十一年九月下關渡來入京	大正十一年九月下關渡來入京	大正十一年九月下關渡來入京	大正十一年九月下關渡來入京	大正十一年九月下關渡來入京	大正十一年九月下關渡來入京
無許可労働要救護	無許可労働要救護	無許可労働要救護	無許可労働要救護	無許可労働要救護	無許可労働要救護
十月二十三日、横濱、新潟丸、大連	十月二十三日、横濱、新潟丸、大連	十月二十三日、横濱、新潟丸、大連	十月二十三日、横濱、新潟丸、大連	十月二十三日、横濱、新潟丸、大連	十月二十三日、横濱、新潟丸、大連

浙江省青田縣 人夫 徐 仁 二九	浙江省青田縣 人夫 周 耀 三四	浙江省青田縣 人夫 林 福 四四	浙江省青田縣 人夫 倪 有 三六	浙江省青田縣 人夫 倪 有 三六	浙江省青田縣 人夫 倪 有 三六
大正十一年九月下關渡來入京	大正十一年九月下關渡來入京	大正十一年九月下關渡來入京	大正十一年九月下關渡來入京	大正十一年九月下關渡來入京	大正十一年九月下關渡來入京
無許可労働要救護	無許可労働要救護	無許可労働要救護	無許可労働要救護	無許可労働要救護	無許可労働要救護
十月四日、名古屋、阿蘇丸、上海	十月四日、名古屋、阿蘇丸、上海	十月四日、名古屋、阿蘇丸、上海	十月四日、名古屋、阿蘇丸、上海	十月四日、名古屋、阿蘇丸、上海	十月四日、名古屋、阿蘇丸、上海

北海道	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
山東省濟南府 人夫 吳順行商 辛 建 四三	浙江省嘉興府 人夫 吳順行商 辛 建 四三	浙江省嘉興府 人夫 吳順行商 辛 建 四三	浙江省嘉興府 人夫 吳順行商 辛 建 四三	浙江省嘉興府 人夫 吳順行商 辛 建 四三	浙江省嘉興府 人夫 吳順行商 辛 建 四三	浙江省嘉興府 人夫 吳順行商 辛 建 四三	浙江省嘉興府 人夫 吳順行商 辛 建 四三
大正九年二月吳順行商トシテ渡 來行商ノ傍針金細工及鐵止從事	大正九年二月吳順行商トシテ渡 來行商ノ傍針金細工及鐵止從事	大正九年二月吳順行商トシテ渡 來行商ノ傍針金細工及鐵止從事	大正九年二月吳順行商トシテ渡 來行商ノ傍針金細工及鐵止從事	大正九年二月吳順行商トシテ渡 來行商ノ傍針金細工及鐵止從事	大正九年二月吳順行商トシテ渡 來行商ノ傍針金細工及鐵止從事	大正九年二月吳順行商トシテ渡 來行商ノ傍針金細工及鐵止從事	大正九年二月吳順行商トシテ渡 來行商ノ傍針金細工及鐵止從事
無許可労働阿片中毒 者要救護	無許可労働阿片中毒 者要救護	無許可労働阿片中毒 者要救護	無許可労働阿片中毒 者要救護	無許可労働阿片中毒 者要救護	無許可労働阿片中毒 者要救護	無許可労働阿片中毒 者要救護	無許可労働阿片中毒 者要救護
十月七日、小樽、中國船廣和號青 島	十月七日、小樽、中國船廣和號青 島	十月七日、小樽、中國船廣和號青 島	十月七日、小樽、中國船廣和號青 島	十月七日、小樽、中國船廣和號青 島	十月七日、小樽、中國船廣和號青 島	十月七日、小樽、中國船廣和號青 島	十月七日、小樽、中國船廣和號青 島

鹿兒島	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
川邊縣知事府 小間物行商 張 永 寶 三三	廣西省梧州府 人夫 劉 二 三 五	廣西省梧州府 人夫 劉 二 三 五	廣西省梧州府 人夫 劉 二 三 五	廣西省梧州府 人夫 劉 二 三 五	廣西省梧州府 人夫 劉 二 三 五	廣西省梧州府 人夫 劉 二 三 五	廣西省梧州府 人夫 劉 二 三 五
大正十二年十二月渡來東京經由 張順博金二十四	大正十二年十二月渡來東京經由 張順博金二十四	大正十二年十二月渡來東京經由 張順博金二十四	大正十二年十二月渡來東京經由 張順博金二十四	大正十二年十二月渡來東京經由 張順博金二十四	大正十二年十二月渡來東京經由 張順博金二十四	大正十二年十二月渡來東京經由 張順博金二十四	大正十二年十二月渡來東京經由 張順博金二十四
無許可労働阿片中毒 者要救護	無許可労働阿片中毒 者要救護	無許可労働阿片中毒 者要救護	無許可労働阿片中毒 者要救護	無許可労働阿片中毒 者要救護	無許可労働阿片中毒 者要救護	無許可労働阿片中毒 者要救護	無許可労働阿片中毒 者要救護
十月九日、横濱、六甲丸、上海	十月九日、横濱、六甲丸、上海	十月九日、横濱、六甲丸、上海	十月九日、横濱、六甲丸、上海	十月九日、横濱、六甲丸、上海	十月九日、横濱、六甲丸、上海	十月九日、横濱、六甲丸、上海	十月九日、横濱、六甲丸、上海

外務省関係

二〇四

二、外謀取締関係

一、フォード會社の別調査

日本フォード自動車株式會社(横浜市神奈川區森谷町所在)は營業上必要ありと稱し、本邦重要都市に於て各自動車所有者に對し(1)現在所有車數、種類、製造年度(2)次期購入の時期、車數、種類、(3)其の種類を希望する理由(4)一九三五年型フォードに關し路上デモンストレーションを受けしや(5)フォード販賣員の最近訪問の時日(6)取引希望のフォード特約販賣店(7)フォード會社より宣傳印刷物を受け取り居るや等の各項に付調査を開始せるを兵庫縣に於て國情調査の疑濃厚なりと認め第二、三六項を中止せしめ第四、五、七項の三項目のみに限定、且つ調査用カードを特約店に配布前外事課に持参檢閲を受けることとして之を容認せり。

二、「ゼネラルモーターズ」の活動

大阪市所在日本ゼネラルモーターズ株式會社販賣部長米國人「ワイ、ジー、ゲン」(元米國陸軍大尉)は、豫てより國情調査客疑を以て注意中の處、今般販賣活動、販賣方法傳授を名として左記の如く邦人七名米人一名を各地方に派遣し、自動車路機、自動車に對する購買能力、及軍事資源等に關する我が國情を調査しつゝあるやの情報あり。時節稍嚴重注意を要するものと認めらる。

第一二區 北海道、奥羽地方	高津、竹松	第四區 北陸、本州中部地方	徳永、忠次
第三區 東京、千葉、山梨地方	伊藤、眞一郎	第五區 近畿地方	豊島、正夫
		第六區 中国、四國地方	野木、直樹

第七區 九州、沖縄地方
第八區 朝鮮

小西、芳一
谷、橋樑

第九區 滿洲
第十區 臺灣

(米人) W.W. テーラー
(常駐セズ)

三、國情調査の新戦術

最近入手せる情報に依れば日本「ビクター」音聲機會社支店に於ては這般外交員採用に當り、會社の方針なりと稱し應募志願者に對し、道路網、自動車數、配電状況等の諸調査を爲さしめ其の精粗如何に依り之が採否を決定し居る趣。

四、都市局版式立體圖の頒布

大阪市西區江戸堀下通四丁目一五東區地誌協會は、本部を扇書地に、支部を福岡、神戸、京都、名古屋に置く出版業者なるが、今般都市の局版式立體圖を作成頒布の計畫を樹立し、最近名古屋、市勢圖頒布の目的を以て盛に豫約募集集中なる處、如斯計畫に對し各省に於ては、從來軍事上の必要より重要諸施設、重要軍需工場地帯等を包含する空中寫眞及精度之に準ずるものに對しては之を容認せざる方針を以て臨みつゝあり。尙本計畫は單に名古屋市のみに止らず、日滿十六大都市に亘るものなる趣に付之が取締に關して深甚なる注意を要するものと認めらる。

五、國情調査容疑照會に對する取締

東京商工會議所宛諸外國會社商館等より軍事並に國情調査容疑の照會ありたる際同會議所に於ては、關係會社工場及輸出業者の住所氏名を回答する外、右照會事項表を作成し在邦關係會社工場輸出業者等に送付し、雙方の直接交渉開始の便に資し居れるが、照會者と關係會社工場間の直接交渉は軍事の機密並に國情調査の資料を提供せしむる虞あるを以て、警視廳に於ては同商工會議所に對し(1)照會者に對しては軍需品製造會社工場の所在並に社名等の回答を差控へしめ貿易商の氏名のみ

外謀取締関係

二〇五

二〇六

六、國情調査客員照會調
(昭和十年十月)

月 日	照會者國籍氏名	照 會 の 内 容	申 報 稿 要
一〇、八	英國 H. O. W. マービー	港灣設船渠に於ける改善設備に關する實情及諸計畫干満時水深 人口等の諸速及國面	中府縣 福岡支那 佐賀北海 道三重
長崎英國領事館	一九三四年及一九三五年の食糧品バタリ、コ、アの輸入量並 原產地國別統計	長崎	同
同	右	一九三三年より一九三四年迄の三年間に於ける漁獲、其他類、 陸軍用革製品の日本に於ける製造所並取引商の所在地名稱等	同
二	東京大友ビル輸出會社	ロープ、機織等の輸出品並取引商の所在地名稱、其他類、 絹、綿、人絹、日本の羊毛製各種織物、メリヤス、玳瑁質 器具及アルミニウム器具等の製造業者	神奈川
一〇	バグダード市 ムラド・エムカツペー	本邦に於ける電球陶器化學品等の取引商會名稱所在地等	神奈川
一〇、二	ギリシヤ國 マグルリヤ商會	京濱方面に於ける綿製品の製造所の所在地及名稱等	同
同	ラル・ナカ爾商會	同	同
一七	横濱市 ライザングサン石油會社 (英示)	門司港より輸入せる石油鐵油及パラフィン、揮發油機械油の數 量價格に關する詳細	長崎
神戶市	日本グラナトモソドカム	九月中門司港に輸出入せる天然青連、重曹、硫酸青連、硫酸、 アムモニア、數量價格仕向先等	同
二	巴尼、リミテッド (英統調查在中)	1. 廣島縣統計書 2. 其他產業に關する一切の統計書	同
二六	中華民國上海 中國國際貿易協會 英國ロンドン 船舶業界年鑑社	港灣諸設備、港況、石炭、石油燃料積込便宜干満時水深使用可 能時間	福岡 同

三

今年十月中に於ける顯著なる事例を列擧すれば左の如し。

五年九月十五日發行）を郵送越せり

本通信は他の反戦團體或は反戦

に取てこの一書を海上有志諸君に

107

情報其他

「十月十一日横濱入港の邦船玖馬丸船長より邦文赤化宣傳文書十九部中「海上通信」並に「英獨海軍事情」は同船が沙市碇泊中、「世界は動く」はやわかり問答集「日本に於ける廣汎な統一戦線の爲に」「五時間の命」「ボケット講談くらぶ」「小品世紀の青春」「可憐児」「大鹽平八郎」等はポットランド碇泊中何者かが船内に置き去りたる趣を以て任意提出せり。

「十月九日ロスアンゼルスより松山市全農愛媛縣聯合會執行委員長宛「北滿事情略解」二部を郵送越せり。

「最近東京市神田區神保町」の三四、全國労働組合自由聯合會に對し、(1)米國IWWより機關紙「産業労働者」、(2)在米伊太利人左翼分子より「反抗者の聲」、(3)佛國の無政府主義者同盟より機關紙「自由」、(4)同國世界平和獲得闘士同盟より機關紙「彈藥」を送付連絡を求め來れり。

右各紙の内容は何れも、殆んど伊エ紛争に關し伊太利の帝國主義を攻撃する記事を以て満たされ居るも、「産業労働者」にIWWの標識、スローガン、主張及米國警察の労働運動取締の記事を掲載せり。

四 情報其他

一、中ソ西北秘密協定

「ソ」聯邦駐劄中國大使館惠復は、去る七月「ソ」聯邦外務人民委員長との間に次の如き秘密協定を爲したるやの情報あり。眞偽明らかならざるも參考迄摘録す。

一、中「ソ」兩國は國境の親善、通商の發達及極東平和維持の爲め、西北協定を締結す。

二、兩國は第三國の中國邊境侵襲に對しては共同防衛の義務を有す。

三、「ソ」聯邦は中國内に於て赤化宣傳を爲さず。

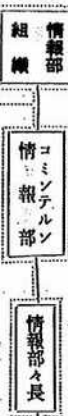
四、「ソ」聯邦は新疆省が中國行政の一なることを承認す。

五、蘇聯邦は中國共產黨の中、南支撤退を承認し、中國は紅軍の陝西、甘肅、山西、青海、寧夏、内蒙への移動を承認す。但し其の東侵を許さず。

二、在上海蘇聯情報機關の組織網

別表の通り情報入手したるが本組織下に活動する人物の大部分が露國人以外の外國人なるに注意を要す。

在上海蘇聯情報機關



「ア」ブルマン 露籍ユダヤ人ニシテ米國籍ヲ有ス「エン」バクメントビル「ニ」居住
「W」ルドブルフ 露西人「ル」ナ(露西亞通信社)代表住所斜橋路七號
「テ」ミトリエフ 新世界(四川路四一〇號)在上海露西亞新聞ノ宣傳部長
「ジョ」ージ (別名ザハロフ或ハブラチデス)ギリシヤ籍米人モスコデーリニ
ユース特派員ニシテ赤色労働運動ノ責任者フロインテルン代表
「ウ」エツ、コトウエイス博士 赤エロスロヴァキヤ人新聞記者住所愚園路九〇九號
「J」ベツケル博士 露籍ユダヤ人滬後ライマン(國聯技術合作員)ニ雇用セラ
ル愚園路九〇九號
「ビ」クノフスキー 四川路四一〇號米國書籍供給會社宣傳員露國人ニシテ米國旅

占人

裏面白紙

され居るも、「産業労働者」

一、中ソ「西北秘密協定」

二、兩國は第三國の中國邊境交害に對しては共同防衛の義務を負ふ。西北協定を締結す。

三、「ソ聯邦は中國内に於て赤化宣傳を爲さず。

三、聯邦は中國内に於て赤化宣傳を爲さず。

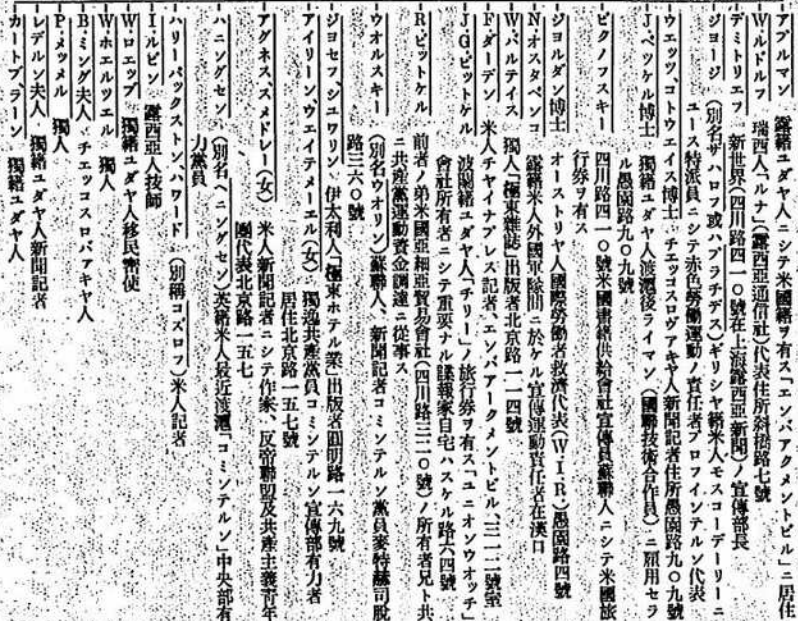
四、「聯邦は新疆省が中國行政省の一なることを承認す。」

五、蘇聯邦は中國共產黨の中、南支撤退を承認し、中國は紅軍の陝西、甘肅、山西、青海、寧夏、内蒙、の多力な援助を、

東倭を許さず。……人、自は精銳の陝西、甘肅、山西、青海、寧夏、内蒙への移動を承認す。但し其の

別表の通り情報入手したるが本組織下に活動する人物の大部分が露國人以外の外國人なるに注意を要す

アブルマン 露籍ユダヤ人ニシテ米國籍ヲ有ス「エンバアクメントビル」ニ居住
Wドルドフ 露西人「ルナ」(露西亞通信社)代表住所斜橋路七號



一〇九

昭和十年十月

國體明徴運動(其八)

警保局保安課

（以下は、昭和十年十月の国体明徴運動に関する記事の抜粋）

（一）国体明徴運動の意義

（二）国体明徴運動の経緯

（三）国体明徴運動の現状

（四）国体明徴運動の将来

（五）国体明徴運動の結論

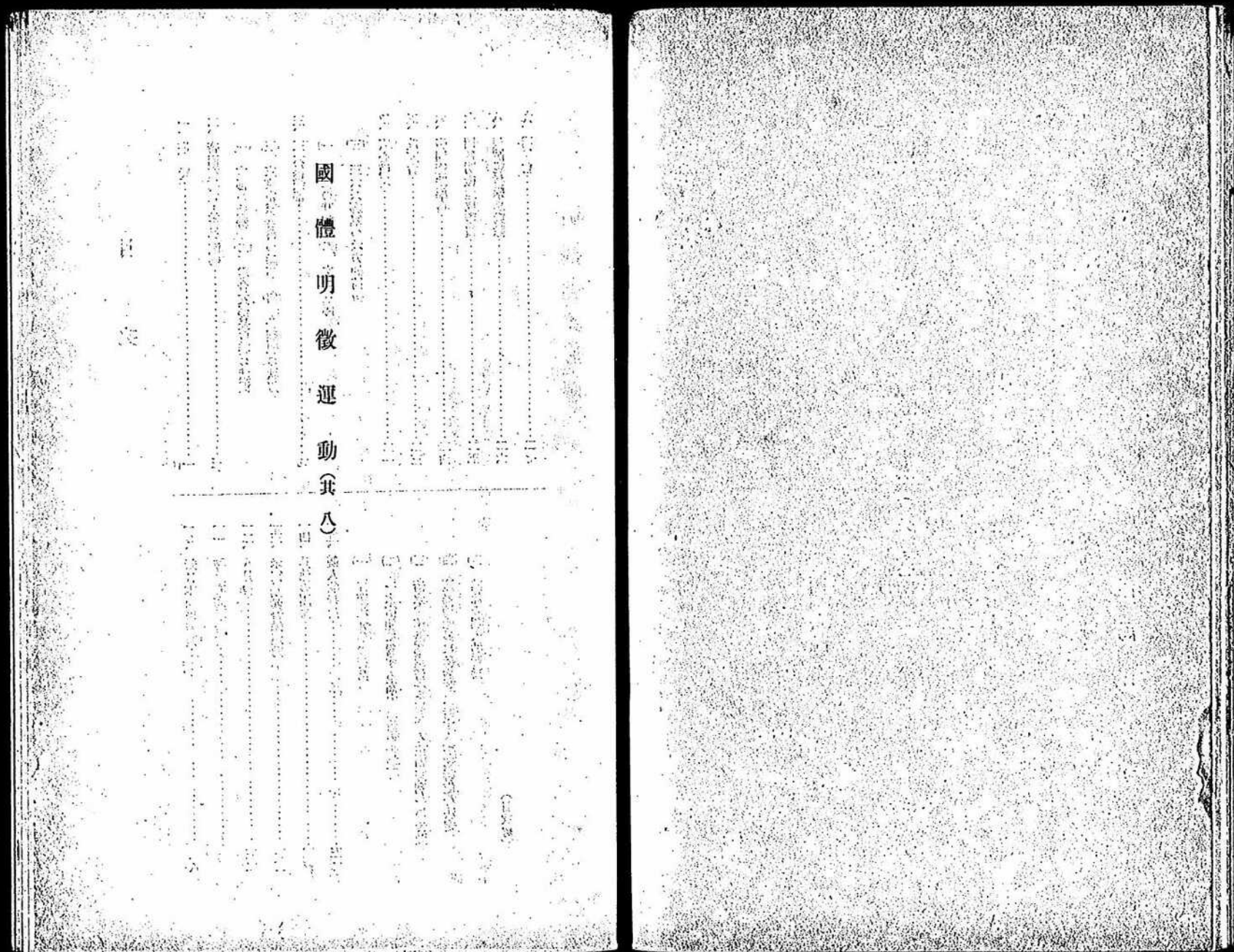
（六）国体明徴運動の附録

（七）国体明徴運動の参考文献

（八）国体明徴運動の謝辞

（九）国体明徴運動の索引

（十）国体明徴運動の別冊



國體明徴運動 八

目次

一、概説	一四	一〇、新日本國民同盟	二八
二、帝國在郷軍人會各團體	三	一一、神道有志聯合會	三〇
(一) 本部の状況	三	一二、八月會	三二
(二) 聯合支部長會議の状況	三	一三、米連演習糾弾運動	三三
(三) 東京市聯合會の動靜	三	一四、其他の團體	三四
(四) 各團體の状況	三	一五、個人の行動	三九
三、三六俱樂部	九	(一) 江藤源九郎の行動	
(一) 本部の状況	九	(二) 一本橋相に對する高木正治の告發	
(二) 文書宣傳	九	(三) 清水、美濃部兩博士に對する庄司野利一の告發	
(三) 三六系郷軍の地方的情勢	九	(四) 岡島博士に對する竹内雄に對する不起訴處分決定	
四、直心道場	二二	(五) 其他の個人の行動	
五、政友會	二三		
六、帝國憲法學會	二四		
七、國體明徴運動會	二五		
八、機關説排撃別動隊	二六		
九、明倫會	二七		

(目次終)

國體明徴運動

一、概説

國體明徴運動は既報の如く九月十七日美濃部博士に對する司法處分問題を中間的動機として、愈々猛烈深刻となり、從來比較的慎重なる態度を以て本問題に臨みつゝありたる帝國在郷軍人會は、俄然強硬化するに至り、東京聯合會をはじめ、地方郷軍は殆んど全國的に騰起して中央部に對し強硬なる決意を表明せり、或は代表者を上京せしめて、再度の郷軍大會の開催を要請する等あり、此の間に處して三六俱樂部の首腦小林順一郎以下中堅幹部等は地方郷軍代表を積極的に誘導して上京せしめ事實上の郷軍大會を開催するの止むなき必然的情勢を馴致し、以て目的を達成せんと劃策し、其他直心道場及其系派の諸團體をはじめ各種の右翼團體亦前線郷軍及三六一派の運動と相策應するが如く、政府に對して徹底的解決を迫る等事態益々惡化の傾向を見るに至れり。

斯くて政府は國體明徴に關し再聲明を發表することに決し、十月十五日次の如く聲明書を發表せり。

政府第二次聲明全文

曩に政府は國體の本義に關し所信を發表し以て國民の稱ふ所を明にし愈々其精華を發揚せんことを期したり。抑々我國に於ける統治權の主體が、天皇にましますことは我國體の本義にして帝國臣民の絕對不動の信念なり、帝國憲法の土論並條章の精神亦茲に在るものと非ず、然るに慢りに外國の事例學說を援いて我國體に擬し統治權の主體は、天皇にましますとすして國家なりとし

國體明徴運動

右再聲明に對する郷軍及一般右翼團體等の意向は、或は「今回の聲明は第一次聲明の範圍を出でざる僞稱的のものなり」と謂ひ、或は「第二次聲明の前段に於ては統治權の所在を明かにし機關説を排撃せるが如きも、最重要問題たる人事問題に一言も觸るゝことなきは本問題の徹底的解決を爲すの誠意なき證左にして、寧ろ空文に等しきものなり」等の批評を爲すものあり、從つて政府の再聲明後に於ける之等各種團體の運動は、主として人事問題の刷新（機關説信奉者の一掃）に集中せるものあり、今後益々深刻化する情勢にありたり。然るに郷軍本部は、陸海軍大臣より「政府の聲明は國體の本義を明かにし國體明後の規矩を示せる」ものにして、這般の「郷軍大會の決意宣明の趣旨を採擇せられたるに鑑み克く當局の意のある所を徹底せしめ其の言動を慎重にし官民一體となりて之が實績を収むる様指導相成度」旨の指示を體し、各地方聯合支部長宛を以て同様趣旨の通牒を發したるが、更に各聯合支部長は各支部長へ、支部長は各聯合分會長へ、夫々移牒するところありたるやに傳へられ、一方郷軍中には「三六俱樂部其他の團體の不純なる政治運動化を快しとせず、彼等の運動は棄ぜられざる様戒心すべしとなす者を生ずるあり、又十一月初旬より取り行はせらるゝ南九州地方に於ける特別大演習の期日も切迫せる等の爲め、一時本問題は靜觀的態度を採るべしとの主張有力となり、十月下旬に入りて稍、鎮靜狀態に歸し、一般右翼團體の運動も亦九月下旬より十月上旬に於ける運動の高潮期に比すれば、表面稍、靜觀となるやの感あり。然れども、三六俱樂部を始め、郷軍中の急進派は本運動を放棄せず、依然として決意強固なるものゝ如く、大演習後に於て再び事實上の郷軍大會を開催すべく策動を続けつゝある外、一般右翼團體員の表裏兩面に於ける運動は三六俱樂部及郷軍の活動と相俟つて大演習終了後に於て再燃すべく、其他既に美濃部博士に對する再告發及一本樞相、清水博士に對する告發等も提起せらるゝ等の諸情勢は相錯綜して、本運動は今後尙引續き進展するものと觀測せらる。尙十月中に於ては視察外の

一地方青年が、機關説問題に關する新聞記事等に刺戟せられて上京し、美濃部博士の時殺を計劃して未然に檢束せられたる事件等に鑑み、本運動の線外に對しても深甚の注意を拂ふの要あるべし。

二、帝國在郷軍人會各團體

(一) 本部の狀態 帝國在郷軍人會にありては廣報の如く國體明後問題に對しては極めて明確なる決意を宣明しつゝありと雖も、然も倒閣の爲の運動乃至單なる政治的運動たるが如き疑惑を招かざらんが爲慎重なる態度を以て臨みつゝありて、九月下旬以來各地より上京せる三六俱樂部系の郷軍代表の運動に對しても靜觀を持しつゝありたるが、其後郷軍代表者及東京聯合會等に於て第三回全國大會の要望行はるゝあり、政府の第二次聲明も發表されたる爲同月十六日以降連日に互る本部常任理事會に於て對策を議することとなりたり。即ち同月十六日陸軍戸山學校に於て開催されたる第一師管下武道大會の席上一度「政府第二次聲明に對して來る二十三日を期し第一師管下郷軍の緊急大會を開催すること」を決議したるに次ぎ、翌十七日の本部常任理事會に於ては鈴木會長以下幹部十二名出席の下に豫而問題となり居たる第三回全國大會開催要否を議したる結果再開の要なしと決定したる外、更に十八日には後記(一)陸海軍大臣より鈴木會長への指示の次第もありたるを以て前記第一師管下の緊急大會も自然中止する事となりたり。

然れ共十九日の本部理事會に於ては全國大會及右第一師管下緊急大會の不開催に代ふるに「全國聯合支部長會議を急遽二十一日に開催し陸海軍大臣の指示通達及本部の態度方針を明示する事」と決し、即日之が通知を發すると共に、當面の動搖を防止する爲に會長名を以て聯合支部長宛「今回の政府再聲明は本大會に於ける決意宣明の主旨に副ひ統治權の主體を明かにせり會員は今後一層の注意を拂ひ官民一體となりて之が實績を収むる様指導せんことを望む」との打電を發す所ありた

國體明徴運動

斯くて二十一日には各師團司令部付現役少將たる聯合支部長等の参集により次項の如く聯合支部長會議行はれ、爰に九月下旬來稍、混亂を呈しつゝありたる總軍は全く本部の指導下に統制せらるゝ事となりたるが、本部にありては十月下旬篠田總務理事名を以て更に重ねて後記(二)の如き會員指導の方針書を各聯合支部長に通達する所ありたり。

後記(一) 國體明徴問題ニ關スル件指示 (十月十八日陸軍大臣)

去ル十五日政府ハ軍ノ要ヲ容レ再聲明ヲ爲シ以テ憲法ノ國體ノ本義ヲ明ニシ國體明徴ノ規矩ヲ示セリ而シテ之ニ基ク具體的措置ニ關シテハ素ヨリ政府當局ノ努力ニ俟ツベキモノナルモ陸海軍當局亦益々力ヲ盡セ目的ノ達成ニ邁進スベキヲ以テ茲ニ貴大會ニ於テ宣明セラレタル決議ノ趣旨ヲ採擇セラレタルニ鑑ミ在郷軍人ニ對シ克ク當局ノ意ノアル所ヲ徹底セシメ其ノ行動ヲ慎重ニシ官民一體トナリ之ヲ實踐スル模範指導相成度。

後記(二) 國體明徴ニ關スル指導要綱 (十月三十一日付本部總務)

一、各團體ニ於テハ八月二十七日日本會大會ノ決議宣明及政府ノ再聲明ニ基ク國體明徴機關設置ノ趣旨ヲ徹底スル如ク最善ノ努力ヲ爲ス從テ會員ハ官民一體ノ核心トナリテ其ノ實ヲ舉グルノ抱負ナルベカラズ。

二、本會ノ行動ハ常に公明正大ニシテ獨リノ大局見地ニ發シ世人ノ諒解ヲ求ムル様其ノ進退ヲ慎ムコト、又本會ガ社會ニ重キヲ爲ス所以ハ其ノ統制ノ鞏固ナルコトニ存スルニ鑑ミ本會ノ統制ヲ素ガ如キ行爲ニ互ラザルコト。

四

三 國體明徴機關設置ノ爲ノ實行カ政治問題ト微妙ナル關係ヲ生ズル事項ニ就テハ會長ニ於テ軍部大臣ニ意見ヲ上申スル等適當ノ處置ヲ採ルベキニ付承知アリタキコト

四、各團體ノ意見ヲ本會及關係方面ニ進言スルハ毫モ差支ナキモ本會ノ統制ヲ素スルコトナキニ充分注意スルハ其ノ初メ政治ニ互ル恐レアル問題ハ會長限リニ提出サレ度キコト。

五、會員ニ對シテハ勿論之ヲ一般ニ擴充シテ國體觀念ヲ其體ニ關スル認識ヲ向上スル爲メ講演會、研究會等地方ノ實施ノ場合ハ他ヨリ利用セラレザル如ク細心ノ計畫ヲナスコト。

六、必要アル場合各團體ニ於テ大會ヲ開催スルコトハ敢テ制限ノ限リニアラザルモ團體ノ主旨、目的及結果ニ付詳細ニ考究スルコト必要ニシテ漫然之ヲ開催スルガ如キハ適當ナラズ。又上級團體長ノ意圖ニ反シ積極的ニ連絡シテ合同大會ヲ開ク如キハ會ノ統制ヲ素スモノナルヲ以テ嚴ニ戒ムベキコト。

七、如何ナル場合ニ於テモ直接倒閣ヲ標榜スルガ如キ行動ハ會員トシテ充分慎マシムルコト、即チ本會ガ機關説ヲ排撃スル結果延テ内閣ノ運命ニ影響スルガ如キコトハ敢テ意ニ介セズト雖モ目的ヲ達成スル爲ニ先ヅ倒閣セザルベカラズト爲スガ如キハ主

客觀例スルモノナルコト充分徹底サレタキコト。

八、他團體ト提携スルコトニ就テハ既ニ屢々注意シタル處ノ如ク政治目的ヲ有スル團體ト提携スルコトハ種々誤解ヲ招キ又本會ノ團結ヲ素スノミナラズ本會ノ趣旨ニ反スルヲ以テ嚴ニ戒ムベキコト、近時三六俱樂部或ハ郷軍同志會等ノ名ヲ以テスル實行運動ニ就テハ本會トシテ全然行動ヲ共ニスル能ハザル點アリ又之等團體ト本會トハ何等提携シ居ルモノニアラザル事ヲ十分諒セシメラレ度キコト。

(二) 聯合支部長會議現況

十月二十一日午前十時より本部會議室に於て豫定ノ如く開會、鈴木會長、中村副會長、篠田總務理事、石坂指導部長、池田規畫課長等の本部幹部及各聯合支部長、陸軍省より片桐大佐、横山、滿城目、海軍省より奥大佐、宮中佐等列席の下に、勢頭會長より第二次聲明前に於ける政府對軍部の接衝經過陸海軍大臣よりの前掲指示及策に打電せる電報指示の内容を詳細説示の後、「本部は決して第二次聲明の發表を以て問題解決とは解せず、寧ろ眞の明徴徹底は今後に殘されたる所多しと雖も、當面軍部大臣を信頼し暫く靜觀するを以て其使命に副ふ所以と信ず故に上京中の代表有志よりも熱烈なる第二次全國大會開催の要望ありたるも之を開催せざる事と決定したり。」と續々説述したり。

而して今後の方針として

一、今次政府の發表したる第二次聲明は字句の末端には多少の異論あらんも大體に於て疑に本會全國大會に於て宣明せる決意の趣旨に副ふものと認め政府今後の處置を監視す。

二、本會々員に對しては國體明徴に關する事項を一層徹底的に普及せしむる爲め各聯合支部は必要且つ適切と認めらるゝ

國體明徴運動

國體明徴運動

施設を講ずるも差支へなし。

三、本問題今後の處置促進は軍部大臣に信頼して善處す。

四、本會は本會以外の將軍團體との提携は一切之を爲さず、本會と類似の名稱を用ふる團體に對して反省を求むると共に本會の立場及態度を明確に國民に徹底せしむる事。

等の要旨により詳細説明して承認を得、各聯合支部長より地方狀勢を報告する所ありて午後四時散會したり。

(三) 東京市聯合會の動向 東京市聯合會の國體明徴運動に對する態度は全將軍の指導的立場にありて其動向は各方面に注目されつゝあるが、全市三十五區の聯合分會長の一部には三六俱樂部員たる強硬分子も包含され居る爲見もすれば強硬意見に指導されんとしつゝありて、九月下旬の常任幹事會、緊急役員會等に於ても既に第二回の全國大會の開催を論議されたる

ところなるが本月二日の役員會の結果左の如き東京市聯合會としての再聲明的文書を發表各地に郵送する所となりたり。又後記の如き三六俱樂部系各地將軍代表者の上京に對しては十月十一日黒雅敘國に於て慰勞及打合の爲の懇談會を開催したるが、同日の出席者は將軍本部側より總務理事篠田中將以下の幹部數名、東京聯合會側より會長西郷從徳以下の各區聯合分會長三十餘名地方代表者十五名にして各地代表者より交々「本部及東京聯合會が本問題に對し消極的なるは遺憾なり」「吾人は一木樞相等の所謂人事問題刷新の見極めつかざる中は退京せず」等の意見を開陳するあり、之に對し西郷會長より激勵的の挨拶ありて、政府の再聲明によりては東京聯合會を中心として第二回全國大會開催の運動に迄發展すべく決定散會せり。

而して十月十五日政府の所謂第二次聲明行はれ次で同十八日陸海軍大臣の將軍會長への指示等行はるゝや東京聯合會にては翌十九日西郷會長以下十九名出席の下に通常役員會を開催し對策協議を爲す所ありたるが、席上「三六俱樂部等に利用せられざる様」との靜觀的意見及「國體明徴問題解決の爲には人事刷新に迄發展せざるべからず其手段として將軍の名に於て一木樞相に辭職勧告書を送るべし」との硬論等交々聞はされたるも結論に到達せず其後同月二十七日の役員會に於ては本問題に對する特別委員七名を擧げ對策を考究する事となりたり。

帝國在將軍人會東京市聯合會は臨時大會を開き國體明徴機關設法に關する宣言決議を爲し吾人の所信を闡明し政府當局を擁護すると共に暫く其の爲す處を監視したるに爾後の情勢は全く吾人の期待に反し皇國將來の爲め遂に豫憂に堪ざるものあり。仍て茲に再び吾聯合會十五萬會員の總意を代表して左の聲明を發し以て全國三百萬僑友に告ぐ

一、這般政府の發表せる聲明事は巧みな言辭を以て局面を糊塗し國體明徴の美名に隠れて却て機關説を肯定し之を擁護するかの感を與へ國民精神に妙からざる動搖を及すに至り加ふるに英濤博士に對する司法當局の措置亦極めて不徹底にして毫も問題の根源に觸れず遂に國民は亦問題に關する政府の態度に全く信頼を置く能はず政府は果して至尊至嚴なる我國體に對し確乎不動の信念を有するか否かを疑ひ司法當局の措置は嚴正なる法の威信を失墜せしめ自ら司法權の尊嚴を危くするものなりと思惟する者あるに至れり。

二、之を要するに本問題に關しては政府當局にのみ信頼する能はざるを以て在將軍人會獨自の立場に於て國體明徴の強化徹底の爲奮起せざるべからず昭和三年長くも明治天皇の御陵前に伏して「將軍團體相成めて國體の思想を排除し帝國の大義を顛擧げ

國體明徴運動

吾等の本分に鑑み誓つて國體の擁護に任ず」の誓詞を獻したることは今尚吾人の記憶に新たなる處全國僑友同志と與に之を遂行せむことを庶幾す。

三、茲に吾人は本來の使命に鑑み苟も機關説及之に類する邪説を以て國家を毒するか如きは寸毫も假難する處なく之を排斥終絶せしめ皇國九千萬臣民をして皇座中心に生き天皇政治を命とする絕對信念の上に立たしめ皇國を磐石の重きに置かんか爲め三百萬僑友と共に一致協力神明に誓つて其の目的を達成せむことを期す。

茲に吾人の決意を披露し敢て敬す

昭和十年十月二日

帝國在將軍人會東京市聯合會

- 神田區聯合分會 藤田茂一郎
- 分會會長 香川 櫻男
- 日本橋區聯合分會 岡本保之助
- 分會會長 岡村孝三郎
- 京橋區聯合分會 岡村孝三郎
- 分會會長 長倉義男
- 赤坂區聯合分會 長倉義男
- 分會會長 中野才幸
- 牛込區聯合分會 中野才幸
- 分會會長 井上矢八郎
- 小石川區聯合分會 井上矢八郎
- 分會會長 井上矢八郎

八

杉並區聯合分會長	星野達	豐島區聯合分會長	足立銀次郎
瀧野川區聯合分會長	横瀬精一	荒川區聯合分會長	岸伊平
王子區聯合分會長	堀江勇右衛門	板橋區聯合分會長	吉田知吉
足立區聯合分會長	手光章	向島區聯合分會長	中山隆直
城東區聯合分會長	耕田松次郎	葛飾區聯合分會長	鈴木莊八
江戸川區聯合分會長	沓脱規		

(四) 各團體の狀勢　紋上聯合支部長會議の結果各聯合支部長は夫々其の下部組織に對して文書或は會合を以て本部の方針を傳達する所ありたる外、三六俱樂部系の團體に於ても後記の如く諸種の會同を爲す所ありたるが以下右の何れにも屬せざる會合を摘記する所あるべし。

府縣	月日	支部分會名	内	容
兵庫	一〇、一七	加東郡在郷將校分團	定例總會を開催し席上 本團は第二回國體明徴に對する聲明に同意せず右聲明に同意する望は絕對に之を排除すとの決議を爲す。	
新潟	一〇、二七	蒲原郡在郷將校團	總會を開催し 〔第二天聲明に對しては満足する能はざる旨の決議文を軍部兩相に送付す。〕	
愛知	一〇、二三	豐橋支部	臨時大會を開催し 〔國體明徴に關する施設を要する旨の決意章則を爲す。〕	

長野	一〇、六	第十四師團管會 師範幹部講習會
石川	一〇、一七	金澤支部
島根	一〇、二一	波根西村分會
岡山	一〇、二一	第十師團管下縣 合支部
廣島	一〇、二一	廣島支部
大分	一〇、二〇	大野郡聯合分會 大分郡聯合分會
沖繩	一〇、二二	沖繩支部

本月五日より七日迄長野市に於て開催されたる上記講習會には、水谷、高橋、宇部、宮松本各支部より約四百名の出席者ありたるが席上、軍部大臣の努力に信頼し國體明徴問題の徹底的解決を期するの旨の決意を宣明す。

支部機關紙「加能國防」に宣貫、決議案を登載し格別反對者なき爲之を關係各大臣に發達せり。

幹部會席上美濃部博士に七言を逸付して反省を促さんと決議したるも支部長の注意により中止せり。

大會席上「美濃部氏に對する起訴内閣處分該政府の執れる態度、措置」は「我等の許容し得ざる所なる」旨の進言書及「現政府は國體明徴に關し誠意なし」「天皇機關説保持信來者の勸諭」の二項に互々決意を宣明す。

分會會長談を爲したるが席上、
「國體明徴問題の徹底的解決の必要」と題するリーフレットを配布したり。

大會を開催し席上、
「天皇機關説の確根を並除し國體の明徴を期する旨の決議を爲す。」

臨時大會を開催し、
「機關説保持信來者は速に社會より彈り去り以て國民をして牢固たる國體觀念に透徹せしめん」旨の決議を爲す。

總會を開催し國體明徴に關する宣言決議を爲す。

支部大會を開催し全國大會の決意官制に似たる決意開闢を決議し別に「天皇機關説を絶對し斷乎其信來者を排斥し神明に誓つて國體明徴を期する」旨の進言書を首相、軍部兩相、郷軍會長に送付す。

(一) 本部情勢 三六俱樂部にありては前月々報に所載の如く九月下旬以來九州中國其他の各地より中堅的進軍代表者を

國體明徴運動

九

帝都に集合せしめ國體明徴問題に關して運動の主動的地位を劃しつゝありたるが、本月に入りても引續き之等代表者等をして晝間は夫々方面を分擔して關係官廳其他を應接せしめ、夜間は連日に互り麹町區平川町及新橋角等の賓客に招待して報告並爾後の運動方針を熟議せしめつゝありて、同月四日海軍聯合艦隊の東京灣入港の當時には各地よりの上京代表者も四十餘名に上り居たることゝ各方面に種々のデマを生み異常の刺激を與ふる所ありたり。然も此間上京代表者中には「問題の解決せざる間は死すとも歸郷せず」等の言辭を弄するものありたる外、鈴木會長に對しては屢々第二次大會の開催を要請し、或は同月七日首相訪問に際して白根書記官長が代りて應接するや、官長が「機關説を抱持するも之を發表せざる以上、春畫の所持者と等しく外部的障礙も發生せざるかの如き比喩を試みたり」とて之を不敬問題なりとし、又は同月十日には西園寺公を興津に訪問し、更に政府第二次聲明の直前たる十三日には大井大將以下二十二名は首相官邸を訪問して、左の十三項目に互る質問書に基き首相と對談を爲す等強硬なる運動を行ふ所ありたり。

而して十月十五日所謂政府第二次聲明行はるゝや、之を不滿なりとして即日重ねて鈴木總軍會長に對して第二次全國大會開催の必要を力説する所ありたるも、總軍側は前報の如く軍部兩大臣指示の次第もあり自重靜觀的態度を持する事となりたるを以て、俱樂部側は「軟弱なる會長は陸相に彈壓されたり」「陸相は首相に籠絡されたり」と爲し、或は「聯合支部長の如き現役將官のみの會合を以て表面を糊塗し、火の如き我等の愛國の至情を無視したり」等々の反駁を爲しつゝも、漸く總軍本部の指導に服する事となり、大演習後適當の機會を見て「在郷軍人全國有志大會」なるものを開催して事實上の第二次郷軍大會を開催すべしとの主張の下に同月下旬には僅かに伊吹(長崎)水田(佐賀)野田(岐阜)等二三の代表者を殘して一應退京するに至れり。

斯くて三六俱樂部は時日の経過と共に漸く總軍本部の方針とは對蹠的存在たることが明確となりたるを以て、俱樂部の方組織に對して陳辯的文書を發送する所ありたるが他面既報の直心道場系團體とは中央地方共に益々密接具體的の連絡を持しつゝ、表面的には一應鎮靜を保ちつゝありと雖も早晩所謂擁護土重來的運動に出づべき氣勢を孕みつゝあり。

又此派に屬する郷軍代表者等も歸郷に先ちて今後は總軍本部の方針に則りて、總軍の名稱を用ふる運動は可成避け夫々の地位、職業或は他の團體名を以て運動を爲すべく中合せを爲したるが、特に青年層に對して本問題を注入する事により國民運動化せしむべく既に佐賀、宮崎の各縣下には青年團體の結成せらるゝありて其動向は相當注目を要すべき情勢にあり。

首相ニ對スル質問書

誠ニ是レ多キ軍大ナル問題ニ關シテデアリマスカラ同志五ニ憤重熟慮ノ上ニ御質問申シ上ケ度キコトヲ若干豫メ記述シテ持參致シマシタ次第デアリマス。

御質問申シ上グルコトノ内容ハ最初ハ私共ノ抱懷致シテ居リマス「大義」ニ關スル基礎的の信念ニ關シテデアリマス實ニ此ノ「大義」ニ關スル基礎的の信念ニ置キマシテ相互ニ相違ガアリマシタナラバ從ツテ來ルベキ結論モ異リマスルノデ此點ニ關シテ先ヅ私共ノ考ヲ披露致シマシテ各問毎ニ御同意ナルヤ否ヤヲ御尋ネ致シタイノデアリマス、御答ハ極メテ簡單ニ御同意ナルヤ否ヤヲ御尋ネニナツテ戰ケバソレデ結構ナノデアリマス。

御議論ハ成ルベク避ケタイ考デアリマス。

然ル後ニ現下ノ恐懼スベキ問題ニ對スル御質問ヲ若干致シテ見

國體明徴運動

タイト思フノデアリマス。

皇國ノ前途ノ爲ニ切ニ本日御懇談ノ機ヲ與ヘラレタタ昨日提出致シマシタ願書中ニモ申述ベマシタ通り御互ハ共ニ軍人デアリマスガ故ニ相共ニ純平タル軍人精神ノ下ニ聊カノ邪念モ交ヘズ又私心モナク互ニ虚心相懷ニ又極メテ平直ニ勇敢ニ諸問題ノ核心ニ觸レテ話し合ヒマシタナラバ此唯一無ニシテ純白ナル軍人精神率下ニハ必ズ露然トシテ遂ニ互ニ相和解スベキ點ニ到達スベキモノト豫メ確信シテ居ル次第デアリマス。

第一問

吾々ハ大日本帝國統治ノ權利主體ハ一天萬衆ノ 天皇デアラセラレマシテ決シテ國家デハアリマセン、然ルニ之ヲ國家ナリトシ天皇ハ國家ノ元首トシテ軍ニ其ノ統治權ヲ御總攬遊バスニ過キナイモノト考ヘマスルコトハ國家ノ利益ト云フコトヲ至極ヨリ以上

國體明徴運動

ニ考ヘマスルコトデアリマシテ明カニ我が尊嚴ナル國體ヲ破壞スル實ニ恐ルベキ思想デアルト考ヘル者デアリマスルガ之ニ關スル閣下ノ御所見ヲ改メテ明確ニ承リ度イノデアリマス

第二問

至尊ヨリ以上ニ國家ノ利益トイフコトヲ位セシムルコトイフ事ハ皇室ノ御尊嚴ヲ國家ノ利益以下ニ卑下シ奉ルノデアリマシテ斯ル思想ノ窮極スル所ハ實ニ想フダニ恐懼スベキモノアリト考ヘマスルガ之ニ關スル閣下ノ御所見ヲ簡單ニ承リ度イノデアリマス

第三問

又至尊ヨリ以上ニ國家ノ利益ヲ考ヘマスルコトイフ思想ハ忠義至上ノ皇國ヲ物質至上ニ改メテ社會ニ化スル所以デアリマシテ斯ル思想ガ今日ノ如キ敗壞セル功利主義の世相ヲ觀致シタル淵源的思想ノ一デアアルコトハ申ス迄モナキ事信ジマスルガ之ニ關スル閣下ノ御所見ヲ承リ度イノデアリマス

第四問

斯ク觀ジマスル所則天皇皇國關設ナルモノハ我が尊嚴ナル國體ヲ破壞致シマス同時ニ立憲ナルベキ道義日本ニ今日ノ如キ敗壞セル功利主義の世相ニ化セシメタル實ニ恐ルベキ且愚ムベキ邪說デアアルコトハ八月二十七日帝國在郷軍人會議會長ノ訓示陸海軍兩相ノ訓示ニ依ツテモ明瞭デアリマス
故ニ此邪說ヲ徹底の繁滋致シマスル同時ニ過去數十年間皇室國內ニ置キマシテ其邪說ノ爲ニ傷メラレタル各方面ノ總テノ部分ヲ是正致シマスルコトガ眞ニ國體ヲ明徴ナラシムル所以デアラウト思ヒマス
又此ノ事ハ苟モ 天皇ノ御地位ニ關スル總對ナル事柄デアリマス

第七問

前問ノ引續キデアリマスガ、要スルニ我國ニ於キマシテハ 天皇ノ政府ハ其ノ權力ノ大ナルダケニ少クモ此「大義」ニ關シテハハ當ニ指導の立場ニ立ツテ、決シテ間違ガアツテハナラヌモノト存ジマス、而シテ此ノ尊嚴ナル原則ニハ斷ジテ例外ヲ許サズ永遠恒久ニ此原則ヲ遵守シテ現行ニシテハ斷ジテ例外ヲ許サズ永遠恒久ニ此原則ヲ遵守シテ現行ニシテハ斷ジテ例外ヲ許サズ永遠恒久ニ此原則ヲ遵守シテ現行ニシテハ斷ジテ例外ヲ許サズ永遠何トナレバ大ナル權力ヲ以テ國政ニ任ズル政府ガ其故意デアルトナシトニ關セズ自分カラ此ノ大義ノ示ス道ヲ踏ミ迷フガ如キコトガアリマシタナラバ國體ニ關シ、之ヨリ危險ナルモノハアルマイト存ゼラレマス、古ヘ幕府ナドモ結局斯カルコトノ結果トシテ遂ニ現出シタモノト考ヘラレマス
要スルニ 天皇ノ政府ナルモノハ國體保護ニ關シテハ當ニ全國民ノ指導の立場ニ立チテ御力ヲ盡サレタナラヌモノデアアルト云フ極メテ尊嚴ニシテ最重要ナル原則ニ就テノ問題デアリマス

勿論此ノ原則ハ我國ニ限ラレタモノデアリマシテ、例外ヲ認ムルコトノ出来ナイ事柄デアアル、之ニ例外ヲ認メル時ハ即チ我々尊嚴ナル國體ガ破壞ニ導カレタリト考ヘアルト存ジマスルガ之ニ關スル閣下ノ御所見ヲ承リ度イノデアリマス

第八問

尙前問ノ引續キデアリマスガ、要スルニ假ニ若シ茲ニ此ノ尊嚴ナル大原則ヲ自ラ十分ニ解セザルガ如キ政府ガ其ノ重大責任ノ位置ニアルト致シマシタナラバ、我國體保護上是ヨリ危險ナルモノハ

國體明徴運動

シテ臣下タル吾人ト致シマシテハアラユル情實ヲ超擧致シマシテ純無垢ナル考ヲ以テ極メテ嚴密ニ至尊ニ對シ奉リ敬禮シテ取扱フベキ重大事デアルト考ヘテ居リマスルガ是等ニ關スル閣下ノ御所見ヲ承リ度イノデアリマス

第五問

我國ハ諸外國ト異リマシテ苟モ事皇座ニ關シマスコトニ就キマシテハ臣下タルモノハ唯々敬禮ナキコトヲ是レ體レマシテ若シ聊カノ失態デアリマシタナラバソレガ故意デアラウトアルマイト直ニ其ノ責任ヲ明カニ致シマシテ恐懼スルコトヲ離セザルノ誠意アルコトガ我國ニ置キマシテハ臣下タルモノ、心得デナケレバナルマイト存ジテ居リマス、之ガ皇室ノ犯スベカラザル尊嚴ノ然ラシムル所デアルト存ジマス
然ルニ若シ茲ニ我國民中ニ假ニ此ノ嚴肅ナル責任ヲ自覺シ得ナイ様ナ者ガアリマシタナラバ、ソレハ明カニ我が尊嚴ナル國體ヲ尊嚴ニシテ居ナイ者デアリマシテ、斯ル人々ヲ能ク訓戒致シマシテ、十分ニ之ヲ自覺セシムル様ニスルコトガ國體ヲ明徴ナラシムル所以ノ一ツデアルト思ヒマスガ、之ニ干犯スル閣下ノ御意見ヲ承リ度イノデアリマス、一言ニシテ申シマスレバ皇室ニ關係アル事柄ニ對スル「臣下トシテノ責任自覺」ノ問題デアリマス

第六問

我國ニ於キマシテハ 天皇ノ政府ハ此ノ忠節ノ點ニ於テハ特ニ全國民ノ儀表デアリ且苟モ此「大義」ニ關シマシテハ國民ヲ待テ決シテ其ノ道ヲ踏ミ迷ハシメザル模範ヲ示シタル中心タルベキ重大責任ヲ有スルモノト考ヘテ居リマスルガ、此ノ點ニ關シテ閣下ノ御所見ヲ承リ度イノデアリマス、政府ノ責任ト云フコトデアリ

第九問

要スルニ尊嚴ナル「大義」ニ關シマシテ政府トシテ國民ヲ指導スル所ガアリマシテ之ガ爲ニ其信賴ヲ受タルコトヲ得ズシテ畏レ多クモ斯カル問題國內ヲ紛糾セシムル如キ内閣ガアツタ場合ニ前途ノ尊嚴ナル大原則ヲ無視シテ一日タリトモ其位置ニ止マルトイフコトハ我が國體ガ絕對ニ之ヲ許サザルモノデアアルコトハ極メテ明瞭デアリマス、然ルニ若シ斯ル内閣ガ之ヲモ顧ミズシテ強テ其位置ニ止マラントスルガ如キコトガアリマシタナラバ夫レコト我國體ノ尊嚴ヲ顧ミザルモノデアリマシテ國體ヲ破壞ニ導キ且レ多クモ皇室ノ尊嚴ヲ顧ミザルモノデアアルコトハ疑モナキコトデアリマス

第十問

本條所請天皇機關問題ガ貴院ニ於テ審起サレマシテ以來此ノ天皇ノ御地位ニ關スル重大問題ニ關シテ尊ノ御願下ニ於テ既ニ八月月間モ紛糾ヲ續ケテ來タリト云フコトハ相共ニ臣下ト

國體明徴運動

致シマシテ特ニ軍人ト致シマシテ至極ノ御胸中ヲ恐懼拜察致シマ
スルダケニモ實ニ思ヒ多クイハレト存ジマスルカ夫レヲ承リタイ
ノデアリマス。

第十一回

九州ハ御承知ノ如ク是レ多クモ天孫御降臨ノ地デアリマス然ル
ニ此ノ非常時ニ方リ此ノ皇國發祥ノ地ニ於テ本年特別大演習ガ
行ハセラル至極御親ヲ御統臨遊バステイコトハ誠ニ意義アルコ
トト存ジ感激ニ堪ヘナイ次第デアリマス然ルニ相共ニ臣下ト致シ
マシテ依然トシテ此ノ畏レ多キ問題ヲ明ニ解決スルコトヲ得ズ
シテ愚慮スベキ紛争ノ弊害内ニ此ノ盛儀ニ臨ムコトイフコトハ特
ニ吾々軍人トシテ忍ビ得ベキコトデアリマス又又尊嚴犯スベカ
ラザル大義ニ關シ忠誠ナル國民ノ信賴少キ關係ガ恐懼自責ノ念
ナクシテ果シテ斯カル場合ニ此ノ聖地ニ屈從シ得ベキモノデアリ
マセウカ之レニ關シテ閣下ノ御所見ヲ承リタイノデアリマス。

第十二回

實ニ至極ニ對シテ恐懼ニ堪ヘザル過去八ヶ月間ノ紛糾ハ閣下
ガ二月十八日貴族院ニ於テ井上男爵ノ質疑ニ對シ「軍務部博士ノ
著書ハ全體ヲ通讀シマスルト國體ノ觀念ニ於テ誤リナシト信ジテ
居リマス唯用語ニ精當ナラザル所ガアルヤデアリマス國體ノ觀
念ニ於テハ我々ハ遠シテ居ナイト斯ノ信ヲ居リマス」(二月十九
日官報第九九頁所載)ト御答遊バシテ以來八月二十七日帝國在
野黨人會議會ノ決議ニ其ノ際ニ於ケル陸海軍大臣ノ御應ニ御
同意遊バシテ

天皇機關説ガ國體ノ本義ヲ叛ル邪説デアルト吾々同僚ニ御認メ

一四

ニナル迄ノ間、御意志ノ御發表ニ於テ明カニ幾多ノ御變遷ガアリ
マシタコトニ起因スルモノ少ナカッタコトハ事實デアリマスガ閣
下ハ之レニ關シ前第五第六回ニ於テ申シマシタ通り皇室ニ關係ア
ル事柄ニ對シ聖慮アツタ場合ノ臣下トシテ責任、又政府トシテノ
責任ヲ嚴肅ニ多少ニテモ御感ジニナツテ居ラレマスノデアリマス
カ之レニ關スル閣下ノ御考ヲ承リタイノデアリマス。

第十三回

此ノ非常時ニ置キマシテ軍部ト致シマシテ、又一般忠良國民ト
致シマシテモ、他ニ多ク爲サザルベカラザルコトアルニ拘ラズ斯
ル畏レ多キ事柄ニ關シテ過去八ヶ月間モ紛糾ヲ果ネタ最大ノ
責任ハ前回ニ申シ述ベマシタ通り、閣下ニ尊嚴ナル大義ニ關ス
ル御懸念ガ十分デナカッタコト竝ニ前第七回及第八回ニ於テ述ベ
マシタ尊嚴ナル大原則、我が國體保護ノ爲ニ總テノ政府ヲ律スル
絕對ノ大原則ヲ御無視遊バサレテ恐懼拜察致シマス其ノ位
置ニ止マラレタコトイフコトニ際致シマスルコトハ極メテ明瞭デ
アルト存ジマス。

又此考ハ軍ニ私共ダケデハナイ正シキ考ヘヲ持ツ忠良國民一般
ノ考ヘト信ジテ居リマス在野黨人會長ガ三百萬ノ國民ノ中堅ヲ代
表サレマシテ、陸海軍相ニ述ベラレマシタコトニ照シテモ其事ハ
極メテ明瞭デアリマス。
依テ私共ハ第五回ニ申シ述ベマシタ考ニ依リマシテ、閣下ガ畏
レ多クモ皇室ニ對スル此種懸念ナル重大責任ヲ御自覺ニ相成リマシ
テ、又前ニ述ベマシタ通り國體明徴ノ爲ニ政府ヲ律スル一番大切
ナル絕對ノ大原則ヲ御尊重遊バサレテ閣下ニ伏奏致サレマシ
テ恐懼伏謝ノ上尙ホ今日迄數ヶ月間此種懸念ナル重大責任ヲ御自覺

ナサレナカッタ事ト併セテ伏謝サレマシテ直ニ御辭職遊バシテ
然ル後此種懸念ナル問題ニ對シ眞ニ國民ノ信賴ヲ受ケ得ベキ純白誠
忠ナル政府ノ出現ヲ御祈願遊バステイコトガ國體明徴ノ爲ニ何ヨリモ
大切ナル事柄デアリマス。殊ニ閣下ハ吾々同僚軍人トイフコトハ一
ノ疑ノナイコトデアリマス。殊ニ閣下ハ吾々同僚軍人トイフコトハ一
レマシテ、忠節ヲ盡スル本分トナサレテ此ノ點ニ於テハ國民ヨ
リ些細ノ批評ヲ受ケベカラザル御身分ナルニ拘ラズ、今迄申述
ベ來タ様ノ次第今日迄ノ如キ閣下ノ御態度ニ對シマシテハ私
共ハ軍人トシテ甚ダ不滿ヲ感ゼザルヲ得ナイノデアリマス。夫レ
デ一般軍人ノ名譽ノ爲ニ又又軍人ノモ、精神の感化維持ノ爲ニ
モ此際切ニ哀情ヨリ閣下ノ御反省ヲ促シマシテ一日ノ御猶豫ナク
凡ニ私情及情實ヲ超越致シマシテ直ニ恐懼引責辭職セラレン
コトヲ進言致ス次第デアリマス之ニ對シテハ本日ハ私共ハ謹嚴ニ
悲壯ノ決意ヲ持チマシテ何レナリトモ確タル御返事ヲ承リ度推察

(二) 文書宣傳

俱樂部本部は隨時通信及電信を以て其の下部組織に煽動的宣傳を試みつゝあるの外、機關紙等も最近は
次の如く例外なく國體明徴運動を取扱ひつゝありて十月十三日の首相との會見内容は三六情報號外として詳細之を摘記印刷
して後記一の印刷物と共に大量的に頒布したる模様あり。

月日	名	開	號數	内	容
一〇、六	三六情報	二〇號		「倒閣の語に就いて」と題し「國體明徴運動をして引下ろしむる」といふことは、苟も忠良なる國民特ニ皇室ニ對シテの責任ある軍部としては、是非其先頭に立つてなされねばならぬ至高の義務であり、又責任である」とするもの	
一〇、七	三六情報	二二號		「軍部の態度」と題し十月一日政府發表の所謂國體明徴運動を以て單に口先にて宣統の件はざるものとするもの	

國體明徴運動

國體明徴運動

一〇、一七	三六情報	號外	天皇陛下御即位五十年紀念の御慶賀の御報告と題し十三日面談の質問應答の全部を録記したるもの(後記第二)
一〇、二〇	三六情報	在野各派有志	聯合各派有志に宛てたる書翰のものを以て大衆開明を力説するもの(後記第二)
一〇、二三	三六情報	三三號	「政府の第二次聲明に就て」軍部はまたも異議を呈したと題し政府聲明の内容を具體的に批判するもの
一〇、二三	三六情報	三三號	「國體明徴第二次聲明文批判」と題し貴族院議員井田清樹署名の批判文を登載せるもの

後記第一(首相との對談内容を記せるパンフレットに添附せるもの)

謹啓
畏れ多くも、天皇の御地位に關する所謂天皇機關問題に關し、過去八月に亘りて紛糾を蒙り、今尚ほ解決するに至らずして、益々紛糾の狀態に在るは、苟も臣下として恐懼に堪へざる次第にて、最早や一日も斯かる紛糾を延引せしむる事は許し得べからざるを痛感し、加ふるに軍部が皇國の根本を揺るがす事、此非常時に際し、各々其本務を放棄して、政府當局と之が爲に争はざるべからざるが如き現況は、到底忍ぶべからざることに有之、一日も速に明らかなる解決を得て、官民一體と相成りて此非常時に處するの必要有之と奉存候。

之が爲には、我が皇國無比なる國體に關する緊要なる基礎的的信念を把握し、全國民の指導的立場に立ちて、之に傾倒され得べき政府が其位置にある事を先決條件とすることは申すまでもなき候と奉存候。

然るに、國體明徴を嚮導して組織されたる現政府は、本奉賀族院に於て、菊池明義が、國體明徴問題の中心たる美濃部博士の天

皇權機關に對して其攻撃を開始するや、嚴密して感謝の意を表し、相共に之が爲に協力する代りに、却て之に反抗し、爾來、之を動機として國體明徴の爲に立ち上るが全國忠誠の士を對手として、其反抗を嚮導し來れることは嚴ぶべからざる事實に有之申候。過去八月來の紛糾は全く之が爲に御座候。而かも斯かる狀況に在る政府が、依然として日に國體明徴を高調しつゝあるを聞くと、實に政權維持の念を失ふとする不純なる態度の汚れを以て、此非常なるべき語が、却て之が爲に汚辱されるの感を蒙り得ざる次第に御座候。

別冊、報告書は現政府の首班者たる岡田大將が如何に國體に對する基礎的觀念に缺如されあるかを如實に明示するものに有之、却て國體明徴の爲に死力を傾倒して努力しつゝある將軍同志に抵抗しつゝある實況然たるもの有之申候。是非共御一讀の上、爲皇國、一日も速に此紛糾を解決し、官民一體の明らかなる空氣内に於て、眞の國體明徴、故に非常時打開の爲に相共に努力し得るが如き、正しき情勢開放の爲に御協力相願度新御仕候。勿論之が爲には現政府の存在は最早一日も之を許すべからざるものなることは自明の理に有之申候。

國體明徴運動

又政府は、今、内閣閣議をのみ備へて、軍部の要求を容れ、國體明徴に關する第二回聲明を發表致し候。該聲明は單に信念の表示に過ぎずして、憲法學上の邪說の排撃とはならず、又單に信念として、金森氏一派の說を否定したるものには無之、要するに、抑かも問題の眞諦に觸れざる空文に有之申候。又既に該聲明が完全なるものとするも、國體明徴は決して口舌の事に止るは、思想と實行の問題に有之申候。之が爲には政府が自ら進んで、必要有之は申すまでもなき候。然るに、かゝる聲明を本奉賀、直に出さずして今日迄の如き紛糾を續したる畏れ多き責任を自覚せず、且つ別冊報告書内の如き情況に於て、如何なる聲明をなすとも、其空文たるや極めて明瞭にて、之を一言して要約せば、實は國體を明徴ならしめんが爲めの聲明に非ずして寧ろ、政權維持を目的とする處の其の動機に於て決して許すべからざる聲明と奉存候。

抑々國體明徴の第一義は、臣下として、至尊に對し奉る責務を知ることと有之と奉存候。然るに恐懼すべき失態を演じつゝ、其責を自ら自覺し得ざる政府に國體明徴は不可能に候。要するに、現政府をして一日も其位置に止どめしむべからざることは、益々明瞭と相成申候。

然るに近頃、斯かる場合に際しても、國體擁護の爲に、政府に引責辭職を迫ることは政治問題となり、軍部として之に關與するは、政治干渉なりとの誹謗到處に流布され居申候。誠に甚だしき謬見に有之、一顧の眞實なき所説には御座候も、恐らくは國體明徴の爲めの軍部の迫力を減殺せしめんが爲め、其筋より殊更に流布する逆宣傳かとも存じ、一顧其國體を訂し置くの必要有之と

奉存候。

抑々皇國に於ては、「政治」と名づくものは、國體を犯さざる範圍に於てのみ許容され得べきものに候。是れ國體が政治に依て左右され得べき諸外國とは全く其趣を異に致し居る處に有之申候。而して政治國內に於ける國體擁護は、國民を指導して、決して之を犯さしめざることに有之申候。之に反し一と度び國體を侵犯したるものを懲罰するは、其相手の何たるを問はず皇國に於ては常に至く絕對の問題に有之、抑かも政治的論議を以て之を左右し得べきものには無御座候。實に總てを超越したる問題に有之申候。而して之に關しては、軍は國體擁護の軍本來的使命に照し、最も重大なる責任を負するものに有之申候。かの「倒閣」なる辭に關れて此責任を回避するが如きは、確に軍の此重大なる絕對使命を無視して、軍人たるの自分を忘却するものに有之と奉存候。然るに軍部内に於て從來、此義に關する理解、甚だ充分ならざるが如き感あるは誠に爲、皇國道徳至極の事と奉存候。

實に過去三十餘年間、所謂天皇機關問題の如き國體擁護の邪說が、天下に横行し、政府が之を擁護し來りたるが如き狀態を繼續し來りたるは、畢竟一面に於て軍部内に於て此重大使命の了解充分ならず、從つて其脱らみの足らざりし結果なりとも敬考候。

從つて此際、於て全軍部が大いに此義に覺醒することとは、一方に於ては、直に現下の重大問題を解決せしめ、他方に於ては再び斯かる失態なき如くする爲め、實に緊要欲く可からざる候と奉存候。

要するに今日の場合に於て、現政府に直に引責辭職を迫るは、斷じて政治問題には無御座、軍部として當然爲すべき責務に有

國體明瞭運動

之と確信在候。
「撥初も軍人として、天皇の御地位に關するこの重大問題の取扱ひに於て不純ありと評議するが如きは、皇國の軍人に對し許すべからざる侮辱と奉存候。」
昭和十年十月 在總務省有志一同

後記(二) (在總務省有志一同に關して發表されたもの)

「諸君、皇國の御武臣が此事ニ奉存候様々今同ノ御會議ハ總務省ニシテ國體明瞭運動ノ將來ニ關シテ重大ナル意義アルモノト恐察仕リ不肖等及バズナガラ身命ヲ賭シテ今日迄之ガ爲ニ努力致シ居リ候關係上皇國ノ爲顧ル其結果ヲ憂慮致シ居リ候勿論杞憂トハ存候モ近日來諸君ノ愚ムベキ悲觀等ヲ耳ニ致シ一層此憂ヲ大ニ致シ居リ候次第ニ御座候、事苟モ皇國ノ御地位ニ關シテ今日日本ノ壞敗セル一般世相ノ依テ來レル瀕瀕支離ノ重大問題ナルト同時ニ非常時打開ノ中心問題ニ有之愚慮ナルベキ吾人トシテ到底斯ノ難ク左ニ若干愚見ヲ開陳仕リ候間會議御參列ノ爲ニ豫備研究ノ御一助トナシ賜ハラバ幸甚之ニ過キルモノ無之ト奉存候。」
一、政府今同ノ第二聲明ハ總務省ニ關シテ吾人軍人トシテハ斷ジテ承認シ難キモノニ有之加フルニ其内容ハ八月二十七日ノ在總務省大會ニ於ケル決議聲明ヲ無視シタルモノナルコトハ別冊三六情報第二十二號ヲ御覽下サラバ極メテ明瞭ニ候。

政府ハ既ニ八月三日軍部ノ本件ニ關スル無智ヲ利用シテ之ヲ愚弄シタル第一次聲明ヲ爲シ又同様ニ其無智ヲ利用シテ斯ノ聲明ニ敢テ同意セシメタル愚弄ヲ實ニ言明シ總務省ノ有之候二、軍部ガ斯ル聲明ニ寧ロ遺憾的ニ同意サレ今尙其内容ガ斯ル愚

賢ノモノタルコト十分覺醒セラレザルモノアルモノアルコトハ甚ダ悲ムベキコトニ候。
三、又軍部ノ一部ニ於テ内々之ニ覺醒シテ、モ體面問題ニカミテ無理ニ之ヲ部内ニ押シケテ一時ヲ糊塗セントスルガ如キ者ナキニアラザルハ此覺醒ニシテ絕對ナル問題ノ取扱トシテ斷ジテ許シ得ベカラザル義ニ候、間違フタ事ハ直チニ改メテ其處ニ親モ私心私情ヲ挿ムベキ問題ニハ御座無候。
四、特ニ軍人ニ於テハ然ルベキ事ニシテ軍部ノ一部ハ之ガ體面ニベキ管ノモノニ候。
四、若シ以上ノ精神ニ反シテ牽強附會ノ言ヲ弄シテ今日ノ第二次聲明ヲ可ナルモノトシテ明カニ「足利」ニ類スル現國體破壞政府ヲ擁護シテ眞ニ忠誠ノ士ノ國體明瞭運動ヲ阻礙セントスルガ如キ事アラバ由々數大事ト可相成候。
五、明治維新當時ノ勳皇討幕ノ志士ト幕府擁護派トノ大ナル闘争ガ軍内ニ展開サルベク候、抑モ幕府擁護派ノ力ヲ以テ統制ヲ圖ラントスルコトハ軍ヲシテ幕府ノ軍ヲシタルモノニシテ忠誠ノ士ノ奮起ハ誠ニ已ムヲ得ザル儀ト存候。
五、現政府ガ「足利」ニ類スルモノナルコトハ別冊田田大將ト會見シテ報告ヲ御覽上其内ニアル十三箇ノ質問箇條ノ最末春以來ノ田田内閣ノ實際ノ言動トヲ觀察ニ於テ御對照下サルダケニテモ既ニ明瞭ニ候。
六、軍内ノ閣ヲ離レテ然タル獨立ノ存在トシテ至極ノ危險タル所以ハ「足利」ニ類スルモノノ再現出ヲ防止スル爲タルコトハ御勸諭中ニ御明示ノ通りニ候。

七、苟モ國體ヲ犯ス者ニ對シテ國體擁護ノ爲ノ出動ハ軍部ノ重大使命ニシテ「政治」ヲ通カニ超越シタル重大事ニ候。
八、皇國ニ於テ「政治」ト名ヅクルモノハ諸外國ト異リ國體ヲ犯サザル範圍ニ限リタルモノニ候、然ラザレバ「政治」ニ依リテ國體ヲ迄左右シ得ルコト、ナリテ諸外國同様「政治」ノ變化ニヨリテ國體ノ變革ヲマヌカレ難キコト、相成、萬古不磨ハ空文ト可相成候、苟モ國體ヲ犯スモノハ直チニ討伐驅除スベキモノニシテ相手ノ如何ヲ問ハズ論議ヲ許サズ情實ヲ顯ルコトヲモ許サズ、此ノ絕對問題ニシテ之ガ我が國體ノ他國ト異ル所以ニシテ之ニ對シテ軍ハ斷然重大ナル絕對使命ヲ有スルモノニ候。

此ノ重大ナル事柄ヲ忘レテ今日ノ場合ニ於テモ尙國體擁護ノ行動「政治」行動ナリトナスガ如キ事ハ取リモ直サズ外國ノ思想ニシテ明カニ我國體破壞ノ思想ニシテ斯ル思想ヲ以テ軍ガ軍部ノ重大使命ヲ却スルガ如キ事アラバ諸君ノ「幕府」ハ時流ニ乘リテ遂ニ現出スルニ至ルベク恐慮スベキ義ト存候。
九、實ニ過去數十年來皇國ノ國體破壞ノ邪說橫行シ政府ハ悉ク之ヲ支援シ遂ニ今日ノ如キ國體破壞ノ政情ヲ顯致シタルハ實ニ軍自身ガ國體擁護ノ行動ハ「政治」ナリト言フ極メテ謬レル觀念ニ自己暗示シ來リタル爲ト存候。
然ルニ今日ニ於テモ軍内ニ尙舊思想ノ把持者アルハ痛嘆スベキ義ニ存候。
九、幕府方ハ國體明瞭問題ニ關スル過般來ノ軍部ノ迫力ニ恐怖シ正而之ニ對抗シ得ザルガ爲ニ反國害國ノ宣傳戰ヲ開始シ遂ニ皇國ノ軍部ト之ニ對スル力アル忠臣トノ離間策ニ然中致シ居リ候、然ルニ軍部中ニ於テ遺憾ナガラ此離間策ニ乘セラレテ自己

國體明瞭運動

ノ力ヲ弱メツ、アル如キ實況ハ悲痛極マル現象ニ候、其宣傳戰中彼等ガ最モ成功セルハ軍部ノ單純ナルヲ愚弄シ又前進來ノ如キ軍自身ガ未ダ其本來ノ重大使命ニ覺醒シ來ラザル其愚ニ乘ジテ類ニ。
「内閣攻撃ハ政治運動ナリ」
「倒閣」ハ軍トシテ爲スベキモノニアラズ
ト云フガ如キ普通政治國內ノコトヲ其ノマ、此種問題ニ適用シテ軍内ノ緊要ナル結束ヲ破リタルコトニ候。
「以上ノ事由ニヨリ現内閣ガ「足利」ナリ或ハ「足利」擁護者ナリト決定セバ其レガ驅除ニ躊躇優柔スルコトハ軍トシテ斷ジテ許スベカラザル義ニ候、軍部ノ任務トシテ「政治」ヲ超越シテ爲スベキコトハ在總務省大會トシテモ勿論堂々ト爲サザルベカラザル義ニ候、從來之ニ覺醒シタルモノハ大ニ之ヲ爲シ來リ申候、局面ノ展開ハ之等ノ力ニ依ルノ外全ク無之候、若シ軍全般ガ此點ニ於テ少シニテモ退却シタナラバ皇國ノ前途ハ暗澹タルベク候、在總務省大會トシテマナク單ニ忠臣ナル一般國民トシテマナク此重大問題ハ片ズク管ノモノニテハ斷ジテ無之候。
軍ノ力在總務省大會ノ力ナクシテ不可能ニ候、此覺醒ナル軍大責任ヲ回避スルコトハ斷ジテ許スベカラザル「不忠」ニ候、首腦部トシテハ大義ヲ誤ルモノニテ許スベカラザル事ト相成申スベク候。
二、本問題ニヨリ軍内ノ統制ハ本問題ヲ以テ「絕對」ノモノナリトシテ「憤慨」ノ中央政府指導ノ立場ニ立タザル限り不可能ニ候、胡亂化シテ以テスル責任回避ハ忠節ヲ顯リ見ザルモノト宜

告サルベク候

三、一々實行ヲ以テ政府ノ事項ニ互リテ國體明徹ノ案ヲ立テ、政府ニ諒ヒ其實行ヲ百戦ト云フコトハ軍本ニ職務ヲ放棄スルモノニ候、殊ニ此非常時ニ於テ許スベカラザル義ニ候、既ニ過古ハケ月此種問題ノ爲ニ軍及一般忠良國民ノ心ヲ割キタス事偉大ナルハ許スベカラザル現象ナルコトハ斷固大將ニ對スル賢問中ニ陳達スベカラザル理ニ候、飽ク迄モ責任擔擲ノ地位ニアル政府自身モ純白無垢ニシテ國體ニ關スル正シキ觀念ヲ有シ自主の能力強ク之ニ任ズルト云フ事デナケレバ納マリ不申候事ハ自明ノ理ニ候、此ノ非常時ニ於テ國內及軍内ヲ紛糾セシメ國民全般ノ非常時努力ノ半バヲ無益ニ斯クノ如ク消耗セシメテ悟トシテ恥ヂズ政權維持ヲ爲シハ何物ヲモ犠牲ニセントスルガ如キ「足利」政府ハ之ヲ斷乎トシテ引退セシムルノ外救國ノ實ヲ舉グルノ途ナキコトハ明白ニ候

三、我々同志中ニハ本問題ノ爲ニ名利ヲ目的トシ野心ヲ以テ活動シツ、アルモノハ二名モ無之候、悉ク純白ナル軍人精神ヲ體シ奉公犧牲ノ念以外ニ無キモノニ候

然ルニ敵方ノ如キ事デアラニ事ヲ繕サレテ一時タリトモ我々ノ誠意ヲ難ズルガ各事デアラバ吾々ノ軍人精神ナキモノト侮辱サル、ト同様に相惑ジ申ス可ク乾度辨別ヲ要求仕ルベク候ト同時ニ斯ル誤解ノ爲此ノ重大問題ノ解決進展ヲ妨碍サル、不忠罪ハ御免レ得ザル可キカト奉在候

新聞紙上ニ見ルガ如ク現政府主權下ニテ國精利機關ヲ設置シテ新設シテ之ニ責任ヲ轉嫁セシメントスルノ案ハ德川ガ尊皇志士ヲ緩和壓迫セシガ爲自今ノ機勢スニ於テ尊皇志士ハ德川ガ設置スルニ等シキモノニシテ動搖シタル德川幕府ノ補強工作ニ過キズ候、然ルニ維新ノ重寶アル軍部ガ之ニ同意スルガ如キ事アラバ寧ろ狂人ノ沙汰ト必ス排撃致サル可ク斷ジテ不可ニ候
眞ノ尊皇政府ニハ尊皇圖在機關ノ必要ハ無キ筈ニ候
要スルニ今日ノ場合トナリテハ本部軍人自シテハ
1. 先づ第二次聲明ガ明瞭ニ八月二十七日ノ決意宣明ヲ無視シタルモノナルコトヲ確認スルコト
2. 軍部ノ蒙テ啓キ其ノ愚ヲ謝セシモノ相共ニ携ヘテ一致結束政府ノ之ノ愚非の態度ヲ糾弾スルコト
3. 各自ノ愚面問題ノ如キ小情ハ斷然大義ノ前ニ顧慮セザルコト
4. 大イニ各地方ニ於テ之ガ爲ニ政府糾弾ノ氣勢ヲ舉ゲ速カニ東京ニ大台ヲ倒シシテ徹底の決意宣明シテ現政府ヲシテ一日モ速ク引退セシメタルコト
以上ノ策ヲ立ツル事ガ眞實ノ緊急要件ト奉在候
甚ダ卒直ニシテ忌憚ナキ意見ニ候モ御互ニ軍人同志ノ事ニ有之奥蘭ニ物ノハサマリテハ禁物ニテ殊ニ之ノ重大場面ニ於テハ之ガ爲一瞬タリトモ躊躇スベキ場合ニ無之ト存ジ敢テ愚陳致候次第ニ候
官制用文失禮ニ互リ候様、賤者之候ハ、ソハ身ヲ捨て、總テヲ捨て、只之至誠ヲ盡サントスル微衷ノ結果ト御寛容賜度器願奉候
敬具

城

昭和十年十月二十日
閣下

在鄉將校有志一同

三、

(三) 三六系擧軍の地方的狀態

然シナガラ其ヲ超越シテ重大ナル事ハ君臣ノ大義ヲ明カニ致ス
事ニ候、國體明微問題ハ總テヲ超越シタル重大問題ニ有之候様

府縣	月日	人名	稱
大坂	一〇、九	大阪府鄉軍同志會	同志
大坂	一〇、二一	陸海軍將校同志會	同志
大坂	一〇、二三	鄉軍橫須賀聯合會	聯合會
神奈川	一〇、二八	同	右
廣島	九、二八	鄉軍廣島支部	
廣島	一〇、二	吳報國會	
佐賀	一〇、三一	鄉軍佐賀市聯合分會	
宮崎	一〇、二	宮崎縣鄉軍同志會	

内	容
一	人事問題等苟も國體明瞭に關連する諸問題の徹底的解決に勇往邁進されんことをとの建白書を軍部大臣に提出す
二	陸海軍將校同志會(總數約七百名)四王天中將、少林大佐等の諸前ありたるが、同夜川原君に對し大坂鄉軍同志會設立の趣旨なる印刷物交附さる。
三	約二百名會合の下に役員會を組織し、佐藤會長、伊藤恩治、伊藤治雄會長等より夫々運動の經過報告あり、益々強硬方針に邁進すべく決議せり。
四	約百五十名會合の下に臨時役員會を組織し、「第二次聲明は、軍に傾きの粗達過ぎして、邪惡說を排拂し得るより、益々安全なりとの決定を明告を爲し小林大佐の腹誼を察せり。
五	「機關紙の必要の二項の決議より一掃すること」「現政府に對して之を驅逐する時は其の存在を許さざることを」の要決議を爲し郷軍會長に連署す。
六	幹事會席上機關說排撃に關する決議を爲し其内容を印刷に附し各方面に頒布す
七	二十七日大會を開催したるがその決議に基きて、「第二次國體明瞭の聲明は不十分なり」と認む因下は天孫降臨の聖地を踏むに先だち純正國民の道を進まれんことを進言すとの電報を關係閣僚に打電せり。
八	宮崎縣鄉軍分會長會議席上同志會の創立を決し同内容を以て軍部南相及郷軍分會長宛に激勵的決議文を發送す。

四、直心道場

直心道場にありては引続き皇道派愛國團體の主流として文書宣傳、幹部の地方歴訪及演說會の開催等により輿論喚起に努めつゝあり。

國情明瞭速覽

211

國體明徴運動

而して本月上旬に於ては「國體明徴再聲明要求」一木、金森放逐要求の二項目に互りて激動文を陸海軍顯官に送付すべしとの書信を秘かに各方面に頒布し、次いで政府の第二次聲明行はるゝや、同聲明は「美濃部説以上に兇惡なる一木、金森の國家主體説の否を巧に避けて天下を瞞着した」ものなりと爲し、(一)岡田首相には第二次聲明には不承認なる旨の國民的意見表示を、(二)軍部顯官に對しては「不徹底なる欺瞞聲明に同意したる不見識、無信念を糾弾する」爲の電報を發信せよとの書信を頒布したり。其後に於ても後記の如き「第二次聲明批判の基調」と題する印刷物其他を各地に密送するの外、三六俱樂部と緊密なる連絡の下に各地に所謂國民大會を開催せしめ夫々本部員を派遣して演説會を指導しつゝあるが、十一月上旬には之等各地演説會の決議文を携帶の上代表者を上京せしめ、帝都に於て強力なる國民運動を展開すべく劃策中なるものゝ如し。

廣心道場系團體の運動概況

府縣	月日	團體名	要旨
北海道	一〇、一三	全日本護國聯盟	「薩天下の同志に檄す」と題し「一木、金森の如きは即時放逐すべきである」と云々の檄文を發表す。
京 都	一〇、一八	洛北青年同盟	第二次聲明に對し「第一次聲明と何等變り無き燒き直しの欺瞞文に過ぎず」と爲し「路岡田内閣打倒に進む」旨の檄文を發表す。
神 戸	一〇、二八	同 右	代表日本主義團體共同演説會の名を以て「國體問題徹底追討の爲東京市市民有志を組織するに決す」との宣言文を發表す。
福 岡	一〇、三〇	同 右	福岡市にて國體明徴演説會を開催し(聴衆約二百名)四王天中將、大森一磨等出席して本領相等の攻撃を爲す。
山 口	一〇、三〇	同 右	清水市に於て同機關(聴衆七十三名)第二次聲明反對の決議を爲す。
中 國	一〇、二八	大日本護國軍	大牟田市にて西郷隆秀、井上清純等應援の下に演説會開催(聴衆五〇〇名)同機關。
福 岡	一〇、二九	同 右	後藤等町に於て同機關開催(聴衆四五〇名)同機關。

熊 本	一〇、三一	同	小倉市に於て同機關開催(聴衆二七〇名)
熊 本	一〇、三〇	同	熊本市に於て同機關開催(聴衆五〇〇名)

集 記

第二次聲明批判の基調

一、第二次聲明の第一項に於て國民周知の事たる第一次聲明の欺瞞性を糾弾して尙且つ「國民の糊塗を明かにし」たりとなす不禮。

二、第二項以下は憲法諸公の「信念」の模倣にして機關的「學説」を排撃せず巧みに金森等の「國家主體説」を庇護せるの不徹底として天皇の主權機關「ヤンボン」の隠微陰險なる文字手品を行つて自己の政權維持に供せるが第二次聲明なり。

三、皇國の至重至大の根本的大事を玩具の如くに翻弄する内閣の不逞斷じて許し得ず即ち岡田内閣こそ國體を不明徹にし國民信念を蔑視して「邪説」を主張するものにしてその罪正に一木、美濃部、金森に幾十倍する存在たり、かゝる内閣打倒こそ國體明徴實行の第一歩なり。

五、政友會

政友會内の國體明徴實行委員會にありては、十月十五日、政府の第二次聲明後に於て、委員長山本權二郎以下密々協議の結果「政府の聲明は、形式一片のものにして、實質的重要條件たる人事問題の措置に關し何等觸るゝところなく、依然誠

國體明徴運動

意の認むべきものを以て、我黨としては飽く迄も無能力の現内閣を打倒するの外なし」と協議一決し、此の旨黨本部に傳達すると共に政府の第二次聲明に對する政友會の態度として何等かの意思表示を爲すを要する旨進言するところあり、依つて黨本部にありては、十月三十日本部に於て定例總務會を開き本問題に對する態度を協議したる結果、本問題に關しては、島川、安藤の兩總務並に松野幹事長に一任することに決したるが、右三幹部は翌三十一日黨本部に於て、國體明徴實行委員長山本健一郎と協議の上左の如く意思表示を爲すことに決し即日黨關係及新聞紙上に之を發表したり。

『政府は義に八月三日國體明徴問題に關して聲明を發表し更に十月十五日同一問題につき重ねて聲明を發表したが、政府は果して何を實行したか、問題の學說信奉者として天下何人も疑を容れざる要路の大官に對してすら何等の處置をなし得ないではないか、本問題に對するわが黨の態度は去る七月卅一日の議員總會における決議に從つて進むの外はない。』

六、帝國憲法學會

板橋菊松の主宰する「憲法學說再檢討の會」は十月一日より「帝國憲法學會」と改稱し、引續き憲法研究及國體明徴運動を繼續することゝなれるが、十月十五日政府の第二次聲明の發表を見るや「政府の聲明は、依然として一本、金森等に對する人事問題の解決に關して、誠意ある措置を講ぜざるは、眞に國體明徴を期せんとする信念と實力なき結果なり」となし、本會に贊助する江藤源九郎、井田整輔、菊池武夫、竹内友次郎、増田一悅、入江種矩、五百木良三、小林順一郎等と相連絡提携して、政府及軍部方面の要路に向ひて陳述すべく、夫々分擔して各方面を訪問するところあり。更に十月三十一日本會主催の下に麹町區内幸町大阪ビル内レインボーグレルに於て「國體明徴問題有志懇談會」を開催せるが、當日の狀況左記の如し。

出席者 板橋菊松 小林順一郎 大竹貫一 菊池武夫 井田整輔 竹内友次郎 若宮卯之助

入江種矩 増田一悅 瓜生喜三郎 五百木良三 葛生修吉 香波 信 庄司野利一

三武 鏡 石光眞臣 等合計二十三名

開會劈頭板橋菊松より、今回清水、美濃部兩博士を告發別項記載せる明德會員庄司野利一を紹介して本告發に至れる事情及經過を説明するところあり。續いて「今回の政府第二次聲明問題に關しては世上欺瞞的聲明なりとするものを以て、自分は陸軍當局としての眞意を諷すべく責任者を訪問したるに當局に於ては「第二次聲明は義に陸軍大會に於ける陸海兩相の訓示の趣旨を折込み、從つて二元論的機關説論も當然排撃の意味を含めり」との回答を得たり」と報告したる後、今後の態度につき協議したる結果、(イ)本問題は尙學理的實際的兩面より研究を要するを以て實行委員を擧げて慎重検討すること、(ロ)清水、美濃部告發問題に關しては實行委員に於て司法當局を訪問し審理の促進を圖ることに決定し、實行委員として左記九名を互選して散會せり。

五百木良三 入江種矩 増田一悅 大竹貫一 石光眞臣 菊池武夫 井田整輔

庄司野利一 板橋菊松

七、國體明徴運動會

本聯盟に在りては、義に美濃部博士並金森法制局長官に對する司法處分の決定あるや、事態は更に新展開を示せるものと爲し、爾來内閣倒壊運動に一層の拍車を加へ、其後政府の第二次聲明ありたるに對しても亦政府の彌縫開策に外ならずとして、依然全面的政府不信任の態度を示しつゝありたるが、十月二十一日芝飛行會館に於て幹部會を開催し今後の運動對策

に關し協議する所ありたり。
當日は頭山滿外十三名出席したるも、總軍總貴族院方面よりの缺席者多数にして、各方面の情報を蒐集する能はざりし爲、具體的方針を樹立するに至らずして、單に政府排撃の意見交換を爲すに止まり、可及的速かに再會合を爲すこととして散會したり。

敍上の如く本聯盟は、政府の再聲明後表面的の行動としては認むべきものなきも、引續き人事問題の不徹底を強調して態度強硬なるに加へ、有力諸團體を擁して依然運動の主流格を爲しつゝある所なるを以て、其の動靜は尙相當注意の要あるものと認めらる。

八、機關説排撃別働隊

國體擁護聯合會加盟の政教社、建國會、明德會等十五團體代表を以て組織する機記別働隊は、機關説問題發生以來主として各關係當路者の訪問運動を爲しつゝありたるが、去る八月政府の所謂第一次聲明により目的の一部を達成したりとして、爾來其の實行狀況を監視すると稱し靜觀の態度を示しつゝありたり。然るに其の後政府の措置を検討するに、何等信念の認むべきものなく、殊に人事問題等に於ては頗る明朗徹底を缺くものありとして再び各方面の訪問運動を開始することに決定し、十月九日代表者皆川三陸等は美濃部博士、一木樞相、金澤法制局長官、近衛陸相等を夫々訪問する所ありたるが、當時金澤長官との會見の際同長官より今後著書の内容に關しては何時なりとも質疑に應ずべき旨の實質を得たる趣にして、目下同長官再訪問の準備として質問文案を講究中の模様なり。

而して本別働隊幹部の意圖を見るに、本問題の解決は單に倒閣のみに依りて達し得るものに非ずと爲し、金森長官に質問

の結果見解の相違あらば所謂人事問題一掃の意味に於て他の倒閣運動に合流することあるも、若し同長官と意見一致したる場合は、金森問題に限りては他團體の策動には提携せざるものゝ如くなり。

九、明倫會

本會は義に司法處分の決定あるや、同處分に際して執れる司法當局の措置に多大の遺憾なるものありとして、法相並檢察總長に對し自決勸告を行ふ所ありたるが、其後政府に於て再聲明を發表せられたる爲、今後の運動方針を決定すべく十月十五日總務會を開催し、同聲明を中心にして協議する所ありたる結果、再聲明を餘儀なくせられたる政府の態度は醜態とするも、之を前回の聲明に比すれば相當問題の核心に觸れ、國體の本義闡明に一步を進めたるものあるを認むることを得、殊に軍部當局とも慎重なる折衝の上決定したるものなるを以て、責任ある最後の聲明と見ざるべからずと爲し、今後政府が該聲明に基きて着々善處せざるに於ては、再び敢然として目的達成に邁進することに決し、之が趣旨の聲明を發表すると共に引續き同月二十二日再び理事會を開催し、正式に本會の態度を闡明ならしむる爲左記聲明書を作成の上支部其他各方面に對し送付する所ありたり。

(左記)

聲明

國體明徴ニ關シ十月十五日岡田内閣ノ發シタル第二次聲明ハ遂ニ統治權ノ主體ガ天皇ニマシマスコト及天皇機關説ガ神聖ナル我國體ニ戻リ其ノ本義ヲ徹ルノ甚シキモノニシテ敢ニ之ヲ免除セザルベカラザルコトヲ述ベ以テ義ノ第一次聲明ニ對シ釐成セシレタル疑惑ヲ解キ國體ノ本義闡明ニ關シ一步ヲ進メタルモノト認ム

國體明徴運動

ルモ尙 天皇及國家ノ二元主權説及ビ國家法人論 天皇機關説ニ類似スル各種民主的邪説ニ存在ノ餘地ヲ殘セルハ不徹底ニシテ吾人ノ願望トスル所ナリ特ニ議會中心主義又ハ政黨政治ト稱シ若クハ政黨ニ依ル政權ノ獨占ヲ以テ憲政常道ト主張スルガ如キハ全ク天皇機關説ト等シク畏クモ 天皇ノ大權ヲ制限シ或ハ「君臨スレドモ統治セス」ナル民主主義思想ニ立脚シ「外國ノ事例學說ヲ援イテ」素ニ之ヲ我國ニ移植シタルモノニシテ神聖ナル我君主

國體明徴運動

國體ノ本義ヲ欲ルコト之ヨリ甚シキハナキニ拘ラズ國民ノ多ク夫未ダ取テ之ヲ各メントセズ政府ノ聲明モ亦之ニ觸ル、所ナキハ眞ニ怪訝ニ堪ヘザル所ナリ
抑モ國體明徴ハ單ニ根本主義ノ闡明ノミニ依テ其目的ヲ達成セラルベキニアラズ此根本主義ヲ「政教其他百般ノ事項」ニ適用シ之ヲ現實化セシムルコトニ依テ始メテ「其實績ヲ收メ」得ベキナリ倒ハ機關説信奉者ノ一掃ノ如キ國體ノ本義ヲ基ニスル文教ノ刷新ノ如キ或ハ政黨ノ改進黨ヲ彈壓シテ天皇政治ノ振興ヲ期スルガ如キ是ナリ國體ハ今大ノ聲明ニ於テ「政府ハ右ノ信念ニ基キ、國體觀念ヲ愈々明徴ナラシメ其實績ヲ收ムル爲全權ノ力ヲ

一〇、新日本國民同盟

本同盟に在りては道般の司法處分以來態度遽かに硬化して内閣打倒の機色を闡明にするに至り、全國支部に對し指令を發し全面的倒閣運動を遂行しつゝありたるが、本部に於ても代表者三木亮孝外十五名は、十月一日首相、陸海相を、越へて同月十六日陸海軍大官、軍務局長等を訪問し、首相宛辭職勸告並軍部當局宛猛進方の決議文を提出する所ありたる外、翌二日別記(一)「機關説は何處へ」と題する報告書を作成し各地支部宛送付したり。

一方本同盟正會に在りても、本問題に關し過般來寄々協議中にありしが「國體明徴の第三期戰たる現下の政局に於て、機關説最後の牙城たる現内閣を粉砕する爲軍部の強硬態度を要望せざるべからず」と爲し、十月十日之が趣旨ある別記(二)「國體明徴の政治的戰術に對し通牒」並「國體明徴に關する件(省略)」と題する通達を發すると共に、代表者高橋忠作外八名は同月十二日陸海軍大臣及荒木、加藤各大將を訪問し、夫々決議文を提出の上善處方を要望する所ありたり。

(別記一)

報告書 昭和拾年拾月二日

新日本國民同盟本部

各支部、支部準備會御中

機關説問題は何處へ

機關説問題に關して首相對軍部兩相の對立は十月一日政府公表の「國體明徴の實施」により一應軍部が暫觀的態度を保持したやうになつてゐるが一本、金森兩氏の機關説學者處分問題は未だ表面化されず、當然此の問題が提議されば首相と軍部大臣の正面衝突は避くべからざるものなるは當然であり、來る十月五日には此の問題に對して最も強硬なる意見を有する聯合艦隊が東京灣に入港することになつて居り之等の將士に人困厚い來次横濱長官が海相を訪問して歸艦される等軍部大臣靜觀の裏には只ならぬ緊張氣が看取される。

若し首相と軍部大臣が一本、金森の處分問題で正面衝突するならば現内閣は勿論辭職となり露殿内閣の後を受けて改進黨と現狀維持派の機關地帯を形成して居た岡田内閣も遂に瓦解の已むなきに至るであらうがさて次に上れる後繼内閣の顔振れは例によつて南、宇垣、近衛、清浦、高橋、山本(達)の當選に新顔としては湯淺宮相、河合樸大將、大角海相等の名が擧げられて居る。右の中最も警戒を要するものは、高橋で原田熊雄男の訪問岡田首相との意見等は大きな暗示を與へる。併し乍ら國體明徴問題で驚れた後の内閣首班は國內改進黨を第一義とするを認認せる人或は其の準備工作をなすべき第二義内閣の出現が當然の歸結たるべきは明かである。(以下略)

(別記二)

國體明徴運動

二八

効サソコトヲ期ス一ト其決意ヲ表明シタル以上當然是等諸機關徹底的ニ實行スベキヲ公約シタルモノナリト雖モ果シテ其ノ任ニ堪フルヤ否ヤ毎ニ曖昧姑息眞偽ニ辨要セラレテ不本意ナガラ一歩一歩今日ニ至リタル政府從來ノ態度ニ徴シテ本問題解決ノ誠意ト實力トヲ疑ハシムルモノ甚ダ大ナリカナル神聖ナル重大問題ノ前ニハ二内閣ノ存否ノ如キハ固ヨリ顧慮スルニ足ラザルヲ以テ吾人ハ飽滿目的ノ貫徹ニ向テ邁進センコトヲ期ス

昭和十年十月二十二日

明倫會

通知

第二號 昭和拾年拾月拾日

新日本國民同盟正會

各支部支部準備會御中

國體明徴の政治的戰術に對して通牒

國體明徴を期して機關説を徹底的に排除し、併せて機關説最後の死守地帯たる現内閣を打倒することは國內改進黨の一階梯である重臣ブロッツクの意圖も一本、金森が辭職の羽目に陥つたら、倒閣は不可避と觀じその際は次期政權を機關説と無關係者に渡して國體明徴問題を國民の關心外に外らしてしまふとする反間苦肉が講じられてゐるらしい。我等は此の政勢に乗じて重臣ブロッツクの寄附的防務を粉砕し一路昭和維新のために邁進すべきである。而してその政治的方策は機關説者にとつて最大最強の攻撃陣地たる軍部に一切の打倒機關論の攻撃力を集中すべきである。全國各支部支部準備會宛決議青年隊は一齊に軍部激刺機關説の決議文を送れ

闘争方法

一、速かに支部全體會議又は委員會及び錦旗青年隊の會合を開き該問題を中心に徹底的討議を行ひ決議文を作成すること
一、支部の下に分會その他の下部組織ある時は可及的組織の最小單位の會合をもち支部決議の外にそれ／＼決議を持しめること
一、府縣聯合會を有するものは府縣聯合會の決議を持つこと
一、決議文は成るべく率直極又は美濃紙に書き、全國各支部支部準備會分會、錦旗青年隊、府縣聯合會の名に於て一齊に軍部各要部に宛て集申すること
一、決議文の發送先は左の如し

國體明徴運動

陸軍大臣 川島義之閣下 東京市麹町區永田町 陸軍省
海軍大臣 大角岑生閣下 東京市麹町區霞ヶ関 海軍省
陸軍次官 古莊幹郎閣下 東京市麹町區永田町 陸軍省
海軍次官 長谷川清閣下 東京市麹町區霞ヶ関 海軍省
荒木貞夫閣下 東京市麹町區霞ヶ関 陸軍省
加藤寛次閣下 東京市四谷區三光町一ノ六三
末次信正閣下 横須賀鎮守府司令長官官舎
別記
今までの指令なる字句を今後「通告」と改稱致します。同時に
「通告」なる字句を「通知」と改めます。

決議(要略)

國體の明徴は皇國の眞實顯現である。機關説打倒は昭和維新斷
行の中心標語である。
然るに現閣内閣は、該問題起以來何等積極的誠意を示さず
國體明徴が國論として歸一された今日に於てすら、その實績を

一、神道有志聯合會

東京市澁谷區代々木三軒ヶ谷一、五五九在住の 彈正こと 潮尾素治(四五)は豫而皇道主義に基く「神理教」を信仰し、自ら
「高天が原會」を設け其の宣傳に努め、或は皇龍會に加盟し皇道宣布運動等に從事したることあり、更に、本年七月頃より
個人的立場に於て國體明徴運動に没頭し來れるものなるが、道義美濃博士に對する司法處分を不徹底なりとして、十月二
日司法省に法相を訪問し窪田秘書官に面會して約一時間に亘りて自己の所信を陳述すると共に法相に對する辭職勸告文を提
出するところありしも、其の意見に添ふが如き回答を得ざりしを遺憾とし、十月十日澁谷區窪田の明治神宮講會館に於て同

牧むることに躊躇し檢察當局また其の態度措置において國民の
疑惑を湧起しつゝあるが如き我等の斷じて默許し得ざる處であ
る。
我等民間改進團體は深く決意するところあり、國體明徴運動の
第三戰期たる現下の政局に向つて國民的總躍起を行ひ、以て機關
説論最後の牙城たる現閣内閣を粉砕せんとす。
國防國策の見地より國內政治を急を急とせらるゝ軍部に在つては我
等民間團體の殉國の決意を察され、國體明徴の機底のために飽
くまでも犠牲獻身的に果敢なる強硬態度に出でられんことを滿腔
の熱意を以て切望するものである。
右決議す
昭和十年十月
新日本國民同盟正會
閣下
〇〇支部

入主催の下に標記の如く「神道有志聯合會懇談會」の名を以て國體明徴問題に關する懇談會を開催し、今後の對策を協議せ
り。
當日の參會者は、潮尾素治の外香渡信、皆川三陸、入江種矩、五百木良三、板橋菊松、赤尾敏等合計二十五名にして、
入江、板橋、潮尾、外數名より交々意見の開陳ありたるが、其結果大體次の如き方針を以て進むことに決定したり。
即ち「國體明徴を達成せんとするには、最早や現在の如き能力なき政府は引退を迫るの外なく、其の先決問題として司
法權の擁護運動を全國的に展開するを要す、之れが爲には、先づ實行委員の四名を擧げて近日岡田、小原兩相を訪問せし
め、今夕の申合せを傳達することとした」と言ふに全員一致し、訪問委員として、板橋菊松、義田胸喜、香渡信、潮尾素
治の四名を決定して散會したり。
尙十月二日潮尾素治が法相に提出したと言ふ「辭職勸告文」の内容は左記の如し。

(左記)

勸告狀
皇國々體ノ世界萬邦ニ冠絶シ金歐無雙尊嚴神聖絕對タル所以ハ
統治權ノ主體ガ萬世一系ノ明津神タルニ天皇ニ在シマスガ故ニシ
テ今更替言ヲ要セザル所ナリ。然ルニ美濃博士等ノ如キ統治權ノ
主體ガ國家ニ在リ。天皇ハソノ機關ニ外ナラズトナスガ如キハ主
權在民ノ思想ニシテ君民無差別平等ノ思想ヲ激シ推神ノ大義名
分ヲ紊ルモノト謂フベシ。維キニ岡田首相ノ名ヲ以テ國體明徴ノ
聲明發表ヲ見ルニ至レリト雖モ、該問題解決ノ中樞トモ稱スベキ
告辭問題ハ遂ニ國民同胞ノ期待ニ反シ起訴撤換ト決定セリ。然ル

國體明徴運動

途ニ出テラル、コトナカリシナリ。

其ノ三ハ政治的解決ニシテ、現在解府議長一本喜徳氏ノ辭任
致ニ過リテハ之ガ奏請者ノ責任ヲ問ハントスル所ニ在リ。
吾等國民ノ最モ憂慮ニ堪ヘザル所ハ機關問題トシテノ國體明
徴ハ、コノ三者ノ内ノ一ヲ缺クトモ決シテ惟神の解決ヲ告グル
ニ至ラザル事ナリ。

因之觀テ時ハ小原司法大臣ハ明カニ第一ノ倫理的解決方法ヲ全
ク無視セリ、美濃部達吉ノ自覺反省ト稱スルモ只單ニ司法當局ノ
聲明ヲ以テ直チニ承認同意ヲ與フベキモノニ非ザルハ謂フ迄モナ
ク、ソノ一切ノ内容ヲ公開シ得ザル現在ニ於テ司法部ニ對スル
疑惑ハ一層加重サル、ノミナルハ言フ迄モナシ。況ンヤ政治的
手段方法ニ因リテ彼ニ反省ヲ強迫スルガ如キハ、最モソノ非倫
理、非道義極ル背德行為ニシテ神人俱ニ想サレ所トイフベシ。
彼ハ貴族院議員辭職ヲ口實ニ平素ノ主義信條ヲ最モ巧妙ニ告白宣

一、八月會

在關西、中部、北陸並中國地方各方面の愛國諸團體有志を以て組織せられたる八月會（八月々報参照）に在りては、十月
十九日大阪市西區土佐堀青年會館に於て第二回會合を開催したるが、當日は京都同志社大學教授野村重臣以下二十四名出席
の下に「思想國防」を議題として協議する所あり、野村野村より之が一般的説明を加へたる後各自意見交換を爲したる結
果、（一）本會としての所信を宣言すると共に會員より日本主義に關する意見書を提出し之を基礎として研究すべきこと、（二）本
會の本質問題として文化運動に止まるべきや又は政治的運動に迄進出すべきやに對しては、行動方針を明確ならしめずして
客觀的諸情勢に順應して國家改造の機運促進に努むること、（三）國體明徴問題に對しては再聲明後の政府の態度を監視して之

が實行を贊助する爲決議文（省略）を作成し代表者を上京せしむること、等を決定したり。而して代表者清原一隆外二名
は、前敘決議文を携へ同月二十一日上京し首相宛之を提出する所ありたり。

三、米澤滿亮糾弾運動

日本海員組合副組合長米澤滿亮は近くセネバに開催さるゝ國際海事技術員會に海員代表として出席の爲渡歐中なるが、同
人は右會議出發前に日本海員組合機關誌「海員」十月號の卷頭論文に「昨是今非風景數點」と題し、極めて婉曲なる筆致な
りと雖も美濃部博士を援護し、滿洲事變と伊エ紛争を比較して何れも帝國主義植民政策なるかの如く論斷し以て軍部誹謗的
記事を掲載する所ありたり。

之に對し米澤と對蹠的立場にある新日本海員組合赤崎實藏等は之を以て許すべからざる反國家的不逞事實なりとして、先
づ十月十八日眞心青年同盟の名により「天皇機關説の排撃は御勅諭の御精神に背き奉る一部軍人の策謀の産物なりとして公
然美濃部學説を擁護せる我國最大の労働組合日本海員組合の不逞を糾弾す」と題する新聞紙一面大の徵文を各方面に頒布し
て輿論喚起に努め、大いで十月二十四日大阪市に於て愛國各團體の合同による。エチオピア救援同志會實行委員會席上本問
題を議題に供し左の如き運動方針を樹立したり。

一、軍部兩大臣及選信大臣に對して米澤の反國體論説を提示して注意を喚起すること。

二、内務省及縣當局が斯る不逞記事を看過せる責任を問ふこと。

三、當局が斯る不逞漢を海員代表として海外に派遣したるは不都合に付之が責任を問ふと共に代表の取消を要請するこ
と。

國體明徴運動

三四

左記 遺白書

一四、其他の團體

24

100

1

三六

愛	千	兵	奈	神	版
正 劍 社	敬 天 會	天 仰 塾	奉 仕 會 千 葉 支 部	眞 心 青 年 同 盟	明 治 會 芽 ヶ 崎 支 部
一、機關設辦論、國防機構の確立、皇道の世界の宣布を期する爲陸海軍相繼之が嘆願書を提出する趣旨の下に該嘆願書用紙を各方面に配付して署名取纏中なり。	一、十月二十三日大阪市に於て有志懇談會を開催し、協議議題中日本海員組合長米窪滿亮糾弾問題に對しては、同人が雜誌海員十月號に投稿したる記事は機關説を支持する反國家的のものなるを以て、同人に對する代表委任の建白書を政府當局に送付すること及同人を上申せる兵庫縣知事を商賈すること等を決定したり。	一、十月二十一日會合し機關説排撃問題を協議したる結果「政府は再降明の趣旨貫徹實行に努め萬金を期すべし」云々の聲明及決議を作成し十月二十五日首相其他各方面に之を送付したり。	一、十月八日岡田内閣の辭職要望の聲明書を作成し各方面に頒布したり。	一、本部員尾野武男を聘し十月五日國體明徴講演會を開催（聴衆八百名）したり。	一、新日本海員組合は標記團體名を以て前級日本海員組合（長米窪滿亮）を排撃せる印刷物を作成し十月中旬各方面に頒布したり。
一、十月四日貴族院議員三宅武敬光及海軍大佐杉本幸雄を聘し國體明徴並太平洋問題講演會を開催（聴衆六百名）したり。	一、十月二十六日國體明徴機關設置に就て岡田内閣に警告すと題し同機關は内閣直轄下に設置すべきものなりとの趣旨ある警告文を首相其他に送付したり。	一、語るに落ちる文相の怪言と題し文相の新聞記者に對する軍中談十月十七日大毎夕刊を攻撃せる印刷物を作成し十月二十一日政府當局其他各方面に之を送付したり。	一、十月四日貴族院議員三宅武敬光及海軍大佐杉本幸雄を聘し國體明徴並太平洋問題講演會を開催（聴衆六百名）したり。	一、十月二十六日國體明徴機關設置に就て岡田内閣に警告すと題し同機關は内閣直轄下に設置すべきものなりとの趣旨ある警告文を首相其他に送付したり。	一、語るに落ちる文相の怪言と題し文相の新聞記者に對する軍中談十月十七日大毎夕刊を攻撃せる印刷物を作成し十月二十一日政府當局其他各方面に之を送付したり。

三十一

福	川	森	青	形	山	福	岡	靜	知	名
愛國同志俱樂部	江沼郡神社協會	陸奥興國同志會	山形市壯年團	山形縣神職會	智德會	在靜岡愛國團體	在名古屋愛國團體	上野區町總代會	名古屋總代會	名古屋市
一、皇道義盟に在りては十月十旬より全九州各地に於て國體明微演說會を開催する計劃を繪て、	一、十月十七日岡田内閣の再啓明を讀みてこと頗し岡田内閣に對し潔よく其責任を明かにせんことを要求する旨の啓明書を作成し各方面に頒布したり。	一、故上杉博士の出身地たる趣旨の下に松本重政博士等を招き十月十二日同博士慰靈祭並記念講演會を開催し機關說排難を強調する所ありたり。	一、主聲鳴海才八は十月十八日「政府再啓明の不徹底及陣容を新たにして勇往邁進せざるべからざる」旨の啓明書を作成し各方面に發表したり。	一、十月十三日各大臣宛、速かに問題を解決して國體を明微ならしむるに努められたき旨の建白書を發付す。	一、東洋大學教授梅原濯山を招き十月七日國體明微講演會を開催し（總案二百四十名）したり。	一、十月二十六日總會を開催し國體明微問題に關し協議したる結果今後各種團體と協力し之が趣旨の講演會講習會等を開催することに決議す。	一、十月七日會合し第二次的運動對策の協議を爲したる結果、縣民大會、鄉軍全國大會、全國民大會等開催に邁進すべしとするの具體案出でたるに決定に至らず、引續き同十二日會合し此際軍部大臣に激勵電報を發すること及各團體毎に同趣旨の打電を爲すことに決定す。	一、十月二日再び會合し、内閣辭職、軍部擁護、鄉軍大會開催等の運動を爲すことに決定す。	一、九月三十日川島陸相府閣辭職通過に際し、國體明微に關する上申書を提出したるが更に十月三日右の上申書を印刷し各方面に之を發付したり。	一、他團體と共同主催にて天仰發長演非彦三郎を聘し十月十九日國體明微講演會を開催（總案五百名）宣旨、決議を可決して之を、日相致陸海相其他各方面に送付せり。

三入

一五、個人的行動

(一) 江藤重臣の行動 江藤代議士(陸軍少將)は既報の如く、國體明徴聯盟、憲法研究會、三六俱樂部等と連絡をとり、續き國體明徴運動に参加しつゝあるが更に個人的立場に於て本月初旬別記の如く、「元老重臣の存在は國家の進運、國體明徴に有害なり」と題する印刷物を作成し關係方面に配布せる外、十月十九日「共產黨魁將アコラスの自稱門入西園寺公に就て」と題する印刷物(其の内容は西園寺公の思想は社會民主主義なりと斷じ公の政治的經歷を舉倒して非國民的、反軍的行動に終始せるものなりとなし、斯かる元老の存在する限り國體明徴は期し難しとなすもの)を作成し、前記(左記)の「元老重臣云々」の印刷物をも再印刷し之を同封して各方面に郵送したり。

小原法祐は美濃部氏ガ「天皇機關説」を放棄せざるに先ち改悛の情あるものと認めて檢察當局をして起訴猶豫處分をなさしめたり
物論聯絡するや食糧として被告訴人に代りて其の聲明を代辯せり
之れ前代未聞にして司法權の權能は泥土に遺棄せられたり
岡田首相の醜狀に至りては更に甚しきものあり首相は讓會に於て美濃部相問題の質問起るに會ふや美濃部氏の學説は其著書全體を通讀せば非違なく予も亦其思想を同ふせる旨を答へたり
相次ぐ答辯に於て或は機關説に賛成せずとなし或は又覆關説に反對する旨を答へた國體に關する信念の詭むべきものなし後又國體明徹の聲明問題起るに應ずる處巡検せず軍部殊に在韓軍人の憤起するに當り餘儀なく機關説の國體の本義を徹する旨を聲明せるに過ぎず

三九

國體明徴運動

を退き謹慎中の身なりしものなり。

又昭和七年一月の御詔書始めに當り美濃部氏を推薦せるは一本宮相、牧野内府にあらざるや機關説が犯罪なること明になりたる今日に在りては西園寺、牧野、齋藤三氏は共に犯罪者を以て天皇顧問府の議長及宮内大臣に推薦し又一木樨相、及牧野内府は犯罪者たる美濃部氏を以て御進言に推せるものにして其罪萬死に當るなきか。

抑西園寺公は二十四歳にして革命當時の佛國に留學し留まること十餘年三十三歳にして歸朝せり彼が民主思想に浸染せるは故なきにあらず彼は歸朝早々急進民主主義者中江兆民等と共に東洋自由新聞を發行して其社長となり自ら筆を執りて君民非論を強調せり、三條、岩倉公等成むる所ありしも肯かず、終に明治天皇の宸機を備まし奉り退社の勅命を拜受せり。

然かも公は其所信を曲げず其信念の正當なることを上奏せり、之れ明に君命に悖り民主思想の普及を以て是なりとなすものなり。

又公は桂内閣時代に於て再び進退の行爲あり朝野の大問題となり遂に政友會總裁を辭するの止むなきに至れり、又第一次西園寺内閣成るや施政方針を以て社會主義者の團體を公許せり大連邦の犯人幸徳秋水は公の系統に屬せり公の如きは社會民主主義を以て世界の進歩せる思想なりと信し、其主義の如きは時代進歩の迷信家の思想なりとして顧みざるものなり、實に驚き入らざるを得ざるなり然して民主思想は實に天皇機關説の別名なり何となれば民主主義は國家の主權は君主に在らずして人民の集團に存するものなりと解するの思想なればなり此の故に西園寺公の思想も

四〇

美濃部氏の思想も同一根底の上に立てるものなり、試に公の君民非論を以て之れを美濃部氏の思想に比せんに美濃部憲法草案三四七頁に見るに「立憲君主政は君民共治の政體なり」とあり又五六頁には「君主が議會と共に統治を行ふは君主が國民と共に統治を行ふ所以にして（中略）立憲君主政は君民共治の政體なり」とあるにあらずや又公の前後二回の進退行爲を以て之れを美濃部氏の詭論批評可能説に照應せる美濃部説の益々公の思想と符節を全するが如きを知るべし之れ美濃部氏が滿天下の批難攻撃の標的に立ちて殆ど崩れず起訴不起訴の間に自若たる所以なるべし。

況んや一木樨相の處分をや一木樨相老公と最も共鳴せる思想の所有者にして老公の寵信深き所なり。

現に最も強烈なる擁護者の地位に立てるは實に西園寺老公其人なりとす西園寺内閣倒るとも一木樨相等辭職せしめざるは老公なり陸海軍兩大臣が如何なる進言をなすとも慥でも動かざるは老公なり、國家元勳の寵遇を受ける西園寺公が此の如き強烈なる民主主義者にして我國體の本義を徹する天皇機關説の信奉者なるに拘らず之に氣付かずして今日迄彼を不問に付したるは吾人の重大過失なり老公と寵好親善にて其愚陋深き者を擧ぐれば其思想の深度を察知するの參考たるべし。

曰く牧野内府、曰く鈴木大藏長、曰く二木樨相、曰く齋藤實、浪口雄幸、若槻禮次郎、幣原喜重郎、宇垣一成、伊藤博文、氏等是非なり幣原外交を支援し二大政黨を主張し議會中心主義を主張し民主思想を擁護し民政黨を擁護し、國體を擁護するものは實に公及公の推薦せる一團なり。

練師大權を侵犯して倫敦條約を締結せるも彼等の一團なり滿洲

事變に反對し滿洲攻撃熱河討伐に反對し國體聯盟の説、憲府條約廢棄に反對せるも彼等なり今や國體明徴にすら彼等は團結力を以て反對しつゝあり。

唯々怪事ならず彼等は國家の進退を阻礙し國體の明徴を妨ぐるものなり彼等にして其地位に居居するに於ては幾度内閣の交送あるも國體を伸張し國體を明徴ならしむること能はざるなり此の故に西園寺相を攻撃するは元老を攻撃するの有效なるに若かずなり。

之れ公は後等の樺太山なればなり元老凋落せば其愚陋重臣も亦凋落すべし況んや西園寺公は純然に九十に近し最年有効なる輔弼

(二) 一木樨相に對する高木正治の告發

東京市麹町區有樂町二ノ二馬場トシ方同居、新聞社賣高木正治(五七)は政治及時事問題に關心を有し、本年三月美濃部博士の所謂機關説に關する反對意見書を首相宛に提出したることあり、現在「城南公論」なる週刊新聞を發行しつゝあるものなるが「現下の重要時事問題たる國體明徴運動は益々熾烈なるものあるに拘はらず機關説の本據を摘きたるものなし、即ち機關説の創始者たる一木樨相を斥くるに非ざれば國體明徴の徹底は期し難し」となし、十月十六日東京刑事地方裁判所檢事局猪俣檢事正宛書留郵便を以て、次の如き一木樨相に對する告發狀を郵送したり。

告發狀

東京市赤坂區青山北町六丁目二十五番地

城南公論(新聞)社長

告發人 高木正治

東京市本郷區駒込四町五番地

官吏(樺太監獄長)

國體明徴運動

告發趣旨

右之者出版物を以て皇統皇位を否認し國體を粉更し國體の變革を宣傳し革命的行爲たる事實明かなるに由り及告發候也

告發の原因たる事實

被告發人は左の條項を宣傳せり。

國體明徴運動

第一、日本法令豫算第五十五頁(明治 年月 日發行)に於

て。
國家は國權の總體が國家及臣民の最大利益に適應して國權を實行するの保障を得んことを希望し總體の行為を制限して專制の抑壓に變し國權の集力化するの危險を防ぐが爲必要なる機關を制置し此の機關に與ふるに其の目的に適應するの組織を以てせんことを要求す。
彼の必要及び此の要求に應じて國家總權者制限の機關及其の組織を定めて國家の秩序を與ふるは國家法制の目的中最も必要なるものなり。

第二、被告發人は、

國法學第一編第一章(年月 日發行)に於て、

統治權の總體者とは統治權の主體と云ふ意味に非ず統治權の主體は國家なることは統治權の觀念より明かなり。

第三、被告發人は同上第三編第一章に於て、

統治權は國家の權なり大權は君主が國家の機關として統治權を行ふの權限なり。

第四、被告發人は同上第二章に於て、

君位繼承とは前代の君主の權利を承継すると云ふ意味に非ず、唯數個の自然人が一定の順序によりて君主の位に即くと云ふ意味なり。統治權の主體は國家なるを以て君主の交代するも統治權は其の主體を變へることなし。

君主が君位に對する權利は前代の君主より繼承するに非ずして國法上當然一定の事項によりて生ずる處の自己の權利なり。

四二

なり前代の君主の間に權利繼承の關係なし住時に於ては往々統治權と同視し君位繼承は家督相続と誤解されたり。

之を要約するに第一、國法は國家即ち大多數の人民の要求に應じて、天皇の大權を定むるを目的とす。

第二、天皇は統治權の主體に非ずして統治權の主體は國家(多數人民)なり。

第三、大權とは國家(多數人民)が一定限度だけ、天皇に與へたる統治權を云ふ。

第四、君位繼承とは唯數個の自然人(人民中の數人)が一定の順序によりて位に即くの意味にして前代の君主の間に權利繼承の關係なし、君主は他の人民即ち彼自身と交代するも主體即ち國體は變へず。君位は人民中の或一個即ち平民が機會を利用して國法上得たる權利なり。と記述せり。

論議
抑々我が大日本天皇の御國は神武以來、天皇の御所有にかかること「モノコ國」、リヒテンタスイン國、ルクセンバーク國、エチオピア國」と等しく無形人民に非ず。特に我が國は神武繼承決定三權分立、天皇專治國にして之を神政立憲國と稱すべく民衆諸君國に非ず。

我が國神は國土開發の祖として大權を三種の神器に託して傳へ給へるものにして大權は各代に當て繼承するものに非ず天壤と共に無窮日月と共に明かに、天皇私有君位即親子を家傳とする、天皇の一大家庭なり勿くも我が神國の臣民たらん者はたとひ邊土の愚夫愚婦と雖も悉く熟知する所又知らざる不可要々中の最要なる條則にして、此の觀念なき者は高位高官博學者と雖も、陛下の赤

子には非る也。

故に憲法第一條、第三條、第四條の如きは論を俟たざる事實に屬すれ其後世或は反逆の因出で國體を批議する有らんことを慮りて特に明示し給ふ所なり。

被告發人の述る所を通過するに君主は我が國の主權者に非らず(第二項)國民が多數人民の利益のために君主に一定限度の權利を與へて統治機關として大權の名に於て統治權を總攬せしむ(第一項、第三項)

君位繼承は前代の君主より繼承するものに非ず唯人民中の或一人が機會を利用して人民の選れる國法上得たる權利にして人民中の一人即ち被告發人自身と交代することあるも國體は變へることなくと爲せり。

之れ明かに國體の尊嚴を冒瀆するに止まらず皇位皇統大權を否定し國體の變革を主張するもの也。

被告發人は國體變革の目的を以て皇位皇統大權を詐述し以て自ら大權把持の可能なることを子弟に説き子弟をして之を説かしめたるが如く自己は其の爲世民中の最高たる、天皇御體御權に長として未だ其の主張を捨てず。

論議
被告發人は國體變革の目的を以て皇位皇統大權を詐述し以て自ら大權把持の可能なることを子弟に説き子弟をして之を説かしめたるが如く自己は其の爲世民中の最高たる、天皇御體御權に長として未だ其の主張を捨てず。

被告發人は國體變革の目的を以て皇位皇統大權を詐述し以て自ら大權把持の可能なることを子弟に説き子弟をして之を説かしめたるが如く自己は其の爲世民中の最高たる、天皇御體御權に長として未だ其の主張を捨てず。

被告發人は國體變革の目的を以て皇位皇統大權を詐述し以て自ら大權把持の可能なることを子弟に説き子弟をして之を説かしめたるが如く自己は其の爲世民中の最高たる、天皇御體御權に長として未だ其の主張を捨てず。

被告發人は國體變革の目的を以て皇位皇統大權を詐述し以て自ら大權把持の可能なることを子弟に説き子弟をして之を説かしめたるが如く自己は其の爲世民中の最高たる、天皇御體御權に長として未だ其の主張を捨てず。

被告發人は國體變革の目的を以て皇位皇統大權を詐述し以て自ら大權把持の可能なることを子弟に説き子弟をして之を説かしめたるが如く自己は其の爲世民中の最高たる、天皇御體御權に長として未だ其の主張を捨てず。

被告發人は國體變革の目的を以て皇位皇統大權を詐述し以て自ら大權把持の可能なることを子弟に説き子弟をして之を説かしめたるが如く自己は其の爲世民中の最高たる、天皇御體御權に長として未だ其の主張を捨てず。

被告發人は國體變革の目的を以て皇位皇統大權を詐述し以て自ら大權把持の可能なることを子弟に説き子弟をして之を説かしめたるが如く自己は其の爲世民中の最高たる、天皇御體御權に長として未だ其の主張を捨てず。

被告發人は國體變革の目的を以て皇位皇統大權を詐述し以て自ら大權把持の可能なることを子弟に説き子弟をして之を説かしめたるが如く自己は其の爲世民中の最高たる、天皇御體御權に長として未だ其の主張を捨てず。

被告發人は國體變革の目的を以て皇位皇統大權を詐述し以て自ら大權把持の可能なることを子弟に説き子弟をして之を説かしめたるが如く自己は其の爲世民中の最高たる、天皇御體御權に長として未だ其の主張を捨てず。

被告發人は國體變革の目的を以て皇位皇統大權を詐述し以て自ら大權把持の可能なることを子弟に説き子弟をして之を説かしめたるが如く自己は其の爲世民中の最高たる、天皇御體御權に長として未だ其の主張を捨てず。

被告發人は國體變革の目的を以て皇位皇統大權を詐述し以て自ら大權把持の可能なることを子弟に説き子弟をして之を説かしめたるが如く自己は其の爲世民中の最高たる、天皇御體御權に長として未だ其の主張を捨てず。

被告發人は國體變革の目的を以て皇位皇統大權を詐述し以て自ら大權把持の可能なることを子弟に説き子弟をして之を説かしめたるが如く自己は其の爲世民中の最高たる、天皇御體御權に長として未だ其の主張を捨てず。

被告發人は國體變革の目的を以て皇位皇統大權を詐述し以て自ら大權把持の可能なることを子弟に説き子弟をして之を説かしめたるが如く自己は其の爲世民中の最高たる、天皇御體御權に長として未だ其の主張を捨てず。

被告發人は國體變革の目的を以て皇位皇統大權を詐述し以て自ら大權把持の可能なることを子弟に説き子弟をして之を説かしめたるが如く自己は其の爲世民中の最高たる、天皇御體御權に長として未だ其の主張を捨てず。

被告發人は國體變革の目的を以て皇位皇統大權を詐述し以て自ら大權把持の可能なることを子弟に説き子弟をして之を説かしめたるが如く自己は其の爲世民中の最高たる、天皇御體御權に長として未だ其の主張を捨てず。

被告發人は國體變革の目的を以て皇位皇統大權を詐述し以て自ら大權把持の可能なることを子弟に説き子弟をして之を説かしめたるが如く自己は其の爲世民中の最高たる、天皇御體御權に長として未だ其の主張を捨てず。

國體明徴運動

(三) 清水、義通部兩博士に對する庄司野利一の告發

明德會員庄司野利一は本年三月以降、都下愛國十餘團體有志を以て組織する「機關説排撃訪問隊」に参加し國體明徴運動に没頭し來れるものなるが、今回政府再聲明の前後に於て一部新聞紙上に「清水澄博士は陸軍首腦部より統治權の主體に關する諸問を受けたに對し、天皇は統治權の主體なること勿論なるも、同時に國家も亦統治權の主體なること」を答申せる」やの記事に刺戟せられたるものゝ如く同博士の著書「遂條帝國

も、同時に國家も亦統治權の主體なること」を答申せる」やの記事に刺戟せられたるものゝ如く同博士の著書「遂條帝國

も、同時に國家も亦統治權の主體なること」を答申せる」やの記事に刺戟せられたるものゝ如く同博士の著書「遂條帝國

も、同時に國家も亦統治權の主體なること」を答申せる」やの記事に刺戟せられたるものゝ如く同博士の著書「遂條帝國

も、同時に國家も亦統治權の主體なること」を答申せる」やの記事に刺戟せられたるものゝ如く同博士の著書「遂條帝國

も、同時に國家も亦統治權の主體なること」を答申せる」やの記事に刺戟せられたるものゝ如く同博士の著書「遂條帝國

も、同時に國家も亦統治權の主體なること」を答申せる」やの記事に刺戟せられたるものゝ如く同博士の著書「遂條帝國

も、同時に國家も亦統治權の主體なること」を答申せる」やの記事に刺戟せられたるものゝ如く同博士の著書「遂條帝國

も、同時に國家も亦統治權の主體なること」を答申せる」やの記事に刺戟せられたるものゝ如く同博士の著書「遂條帝國

も、同時に國家も亦統治權の主體なること」を答申せる」やの記事に刺戟せられたるものゝ如く同博士の著書「遂條帝國

も、同時に國家も亦統治權の主體なること」を答申せる」やの記事に刺戟せられたるものゝ如く同博士の著書「遂條帝國

も、同時に國家も亦統治權の主體なること」を答申せる」やの記事に刺戟せられたるものゝ如く同博士の著書「遂條帝國

四三

今や學界官界を通じて被告發人の所説を信する者甚だ多きを致し被告發人の徒弟は貴族院の壇上に斷々呼として此の説を主張し内閣總理大臣は貴族院に於て此の説を此説し民衆の諸問を受くるも言を左右に託して之を否定するに半説を費して尙決せず、斯くの如くんば誰か被告發人が第二の入鹿第二の道鏡たらざるを知らんや若し不幸にして國民悉く此の者に從ふこと有らば神國は一日にして滅亡す可き也。

××陛下直屬の軍人は競ひ立ち愛國の民は怒つて天下を動亂に導かんとしてあり。

伏て希くば我が君國の爲めに至急御糾明相成度此段及告發候也。

昭和十年十月十六日

被告發人 高木正治

東京地方裁判所檢察局

檢察正 猪俣治六殿

證據物件

一、日本及日本人雜誌第三百二十八號

(昭和十年九月一日發行)

憲法講義」中出版法第二十六條國憲素亂罪に該當する箇所ありとして、十月二十五日東京刑事地方裁判所檢察局猪俣檢察正宛告發狀を提出すると共に、美濃部博士に對しても亦其著書「憲法精義」に記述せる「國家主權説」は、「今回の政府聲明による」天皇は國家統治の主體なりとの本義に背反し國憲を紊亂するものなり」となし、同日改めて東京刑事地方裁判所檢察正宛に告發を提起せり。

尚清水澄博士に對する告發の要旨(抜萃)は左の如し。

告發の要旨

一、被告發人清水澄は苟くも、天皇の諮詢に應へ重要な國務を審議すべき重要閣僚の顯職に在りながら其の著書「憲法精義」(昭和十年一月十五日出版發行)に「國家は統治權の主體なり」(第十九頁)に記述し「統治權の主體なりとは國家は統治權を固有するものなり」(第二十頁)と記述せり、是れ明かに國家のみが統治權を固有することを認めて國家以外の者に假令天皇と雖も統治權を固有せず隨て天皇は統治權の主體たるを得ざることを斷定したるものなり(中略)。

一、尤も被告發人は其の著書「憲法精義」に於て「天皇は國家の機關なり」との字句は用ひざるも、(一)國家は統治權の主體なりとの記述、(二)國家のみが統治權を固有するとの記述、(三)國

(四)國體博士並に竹內雄に對する不起訴處分決定、福岡縣會議員同市會議員前田幸作は、法學博士早大教授前島義一の著書「日本帝國憲法論」(昭和九、四、六發行現在絶版のもの)中、國體の尊嚴を冒瀆し不敬罪に該當する所説ありとして本年三月二十五日福岡地方裁判所檢察局に對し、刑法第七十四條違反(不敬罪)として告發せるが、右事件は被告發人が東京在住者なるた

家を統治權の客體として、天皇を統治權の主體とすることを「中世紀時代」に於ける「舊思想に基くもの」として「今日の法理觀念に適合せず」と斷定せる記述は(中略)美濃部博士の天皇機關説と異曲同工なるも、被告發人が其の前後を巧に偽裝して天皇機關説に反對するものゝ如く記述せるは最も惡性を帯びたる脱法行爲なりとす。

一、之を要するに(中略)當に憲法學者乃至國法學者として國體を審議すべき態度なるのみならず、今次發表の國體明徴再聲明に謂ふ所の「神聖なる我國體に反り其本義を蔽ふの甚だしきもの」にして隨つて「帝國憲法上論議條章の精神」に背反すること疑ひなきを以て、被告發人は當然天皇機關説を著作公開せる責任を免かれず(下略)。

め本年四月九日東京刑事地方裁判所檢察局に移送せられ、爾來審理中の處、十月九日不起訴(刑法第二十九條)處分に附せられたり。

又板橋菊松は、明大講師竹内雄の著書「憲法原論」中に出版法第二十六、二十七條違反(國憲素亂)に該當する箇所ありとして本年八月三十日東京刑事地方裁判所檢察局に對し告發、爾來同檢察局に於て審理中の處、之れ亦十月九日同様不起訴處分となりたり。

(五) 其他の個人的行動

神奈川	一、神奈川縣津久井郡居住守屋幸太郎は「國體明徴」機關説の真相と批判」と題するパンフレットを作成し各方面に頒布すべく準備中なり。
島根	一、國體中社美保神社宮司横山清九は憲法發布勅語、同告文、同上諭を印刷し縣下各神社役員及在郷軍人等に配付したり。
廣島	一、安藝郡奥田村長中本慎三は十月下旬村勢一覽表發給示と題し國體の本義を強調せる内容ある印刷物を村内に配付せり。
高知	一、長岡郡居住前田耕四郎は「天皇機關説より天皇絕對信仰」云々と題する印刷物を作成し高知縣兵分隊同聯隊區司令部宛送付したり。

神奈川県の府縣會議員選舉に於ける進出状況(其の二)

特高關係の府縣會議員選舉に於ける進出状況(其の二)

本年に於ける府縣會議員選舉は九月中に於て殆んど其の大部分施行せられ、十月に入りては、爾餘の静岡、山梨、和歌山、三重、山口、高知、徳島、熊本、八縣下に於て選舉を施行し茲に本年中の府縣會議員選舉の全部を終了せるが、十月中に施行せられたる前記八縣下に於て特高關係各種團體よりの立候補者總數は五十一名にして、内當選者數二十八名を出せり。之れを各派の主義系統乃至團體種別により大別して表示すれば、概略次の如し。

主義系統又は團體種別	立候補者數	當選者數
國家主義團體(所謂右翼政黨を含む)	一六	五
農本主義團體(右翼的色彩あるもの)	二〇	一五
農本主義(社本主義及地方政黨を含む)	一三	六
農民團體(中間左翼的色彩あるもの)	一	一
其他(労働産業、消費各組合、水産團體等)	一	一
合計	五一	二八

備考 本表の計數は立候補に際し中立又は非公認を標榜するものと雖も實質上其系統に屬するものは其の所屬團體中に算入せり。以上十月中に於ける結果と本年九月中以前に於て施行せられたる結果とを通算し、各系派別に比較對照すれば概ね左の如し。

特高關係の府縣會議員選舉に於ける進出状況

特選議員の府縣會議員選舉に於ける進出状況

派系及團體種別	候補者數	當選者數	得票總數	候補者一人當選平均數
右翼的政黨	六三	七	九〇、〇八八	一、四二九
思想的團體	一八	七	三、一八〇	一、七六七
農本主義的團體	二六	一八	六四、二七三	二、四七二
其他右翼派	二〇	五	四〇、五二七	二、〇二六
合計	一二七	三七	二二六、六八八	一、七〇八
社會大眾黨	六二	二四	一九四、二八七	二、四〇八
農民團體	一二	五	二八、七六一	二、三九七
地方的政黨	八	六	一一、三三九	一、四〇五
其他の無産派	一四	四	二一、五八二	一、五四一
合計	九七	三九	二二〇、八六九	二、一七五

備考 其他の右翼派とは、政黨、思想團體以外の労働團體又は團體員に非ざる中立等を含む。

以上の如く本年中の府縣會議員選舉に於ける特高關係各種團體の成績は、概して無産派の進出良好なるに反し、國家主義派意想外の結果を見るに至れるが、之れが原因に關する觀察は九月號に既報せる所なり。

今月中施行せられたる府縣會議員選舉の結果を各府縣別により表示すれば、別表第一、第二の如く、又昭和十年中施行の全體的統計（各派別及各府縣別）を示せば、別表第三の如し。（各團體の運動状況に付ては各報附欄参照）

（第一表）

昭和十年中施行の特高關係各種團體等ノ候補者並ニ當落表（十月分）

府縣名	選舉期日	選舉區	定員	擁立政黨（團體）	得票數	當落	職	氏名	年齢
府縣	十月十四日	濱松市	三	立憲政黨（團體）	五五六	落	職	磯部菊一郎	六二
		濱名郡	五	全國農民組合	一一二四	落	職	鈴木直三	四六
		沼津市	一	全國農民組合	三〇八三	當	職	山崎劍二	三四
		志太郡	四	道會	一六三五	落	職	青島今治	三五
		東八代郡	三	大黨（全農）	一六九六	當	職	大原貴祐	三七
		北巨摩郡	四	新日本國民同盟	二〇六一	落	職	葛木武士	三七
		中巨摩郡	四	道會	五五五六	落	職	小野永雄	三七
		東山梨郡	四	道會	一九三〇	落	職	松澤一	四〇
		西八代郡	二	立憲政黨正會	三〇六	落	職	渡邊剛雄	四〇
		甲府市	四	明倫會	六二一	落	職	沼月廣行	四七
		海草郡	四	大黨	三八七三	當	職	今井新造	四二
		和歌山	四	政（全國水産社）	八六三	落	職	島居健藏	四八
			四	政（全國水産社）	一九二六	當	職	道浦若人	四八

特選議員の府縣會議員選舉に於ける進出状況

特選議員の府縣會議員選舉に於ける進出状況

合計	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442	1443	1444	1445	1446	1447	1448	1449	1450	1451	1452	1453	1454	1455	1456	1457	1458	1459	1460	1461	1462	1463	1464	1465	1466	1467	1468	1469	1470	1471	1472	1473	1474	1475	1476	1477	1478	1479	1480	1481	1482	1483	1484	1485	1486	1487	1488	1489	1490	1491	1492	1493	1494	1495	1496	1497	1498	1499	1500	1501	1502	1503	1504	1505	1506</
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	--------

